

～7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち～

第3次地域福祉活動計画

平成 29 年度～平成 33 年度

こんなまちであつたらいいな

安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり



 社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会



目 次

あいさつ

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 会長 早河正弘	P.1
第3次地域福祉活動計画策定委員会 委員長 雨宮美枝子	P.2

第一章「地域福祉活動計画と地域福祉計画」

第1節 地域福祉活動計画の目的	P.3
第2節 地域福祉計画との連動(笛吹市保健福祉部福祉総務課)	P.7

第二章「計画の背景」

第1節 笛吹市の現況	P.9
第2節 地域福祉の動向(特別アドバイザー 市川一宏)	P.10
第3節 第2次地域福祉活動計画の評価から見える課題	P.14
第4節 民生委員・子育て関係者アンケート結果からの課題	P.15
第5節 制度の側面からみた課題	P.16
第6節 地域座談会からの課題	P.17
第7節 地域づくりの課題	P.18

第三章「第3次地域福祉活動計画の基本理念」

第1節 基本理念	P.19
第2節 基本方針	P.20

第3次地域福祉活動計画体系図

第四章「取り組み」

第1節 全市の取り組み	P.24
I. 知りあい	
II. つながりあい	
III. みとめあい	
IV. そだてあい	
V. ささえあい	
VI. 見守りあい	
VII. 助けあい	
第2節 7つの「あい」と並行して行う活動(公助)	P.31
第3節 各町の取り組み	P.32
第4節 笛吹市社会福祉協議会の取り組み	P.40

第五章「地域福祉活動計画の推進と評価」

第1節 取り組みの進め方	P.41
第2節 取り組みの評価	P.41

資料編

① 第3次地域福祉活動計画 社協の事業と評価方法(平成29年度～平成33年度)	P.42
② 第2次地域福祉活動計画 事業・業務一覧と評価表(平成24年度～平成28年度)	P.48
③ アンケート集計結果(民生委員、子育て関係者)	P.60
④ 第3次地域福祉活動計画策定委員名簿	P.68
⑤ 地域福祉活動計画策定及び評価要綱	P.69
⑥ 用語の解説	P.75



はじめに

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
会長 早河正弘

地域を取り巻く環境が大きく変化した今、地域福祉の推進を使命とする私達、社会福祉協議会の役割がおおいに期待されています。

介護保険法の改正、生活困窮者自立支援法施行、子どもの貧困対策、地域包括ケアシステムの構築など、めまぐるしく変化する社会状況において、毎年のように新しい法律や制度が施行され、新しい福祉の考え方が発表されます。どれも地域に住むあらゆる住民が安心して暮らせることを目的としていますが、全てに共通する考え方は「住民の支え合いが何より必要である」ということです。

私達、笛吹市社会福祉協議会は、平成16年の設置以来、一貫して「支え合いの地域づくり」に取り組んでまいりました。笛吹市の地域福祉計画に連動して平成19年に第1次、平成24年に第2次地域福祉活動計画を策定し、様々な地域課題に、笛吹市や住民の皆様、関係者の皆様と一緒に取り組むことで、地域づくりを推進してまいりました。

そして、この度の第3次地域福祉活動計画の策定にあたっては、住民の皆様と地域座談会や話し合いを重ね、「支え合いの地域づくり」を住民の皆様と一緒に始めることとなりました。7つの町の文化、風習、人のつながりなどを活かした7つの町の活動計画が作られ、これから5年かけて計画の実現に向けて一緒に活動を行ってまいります。

私は「和して競う」という言葉をよく職員の訓示の際に話します。職員それぞれが協調し競ってこそ、素晴らしい仕事ができるのだと考えています。地域づくりにおいても、7つの町の住民が自分達の町を良くする活動を競って行うことで、笛吹市全体が素晴らしい町になるのだと信じております。

さて、今年行われた社会福祉法人改革により、社会福祉法人の住民に対する説明責任と地域社会に貢献しなければならないことが明確になりました。私達、社会福祉協議会も、住民の皆様の期待に十分応えられるよう組織基盤を安定させ、職員の資質向上に務め、住民や行政、その他様々な機関や関係者の皆様と一緒に社会福祉協議会の使命である「支え合いの地域づくり」に全力で取り組み、今より尚一層、地域社会に貢献するための活動を推進していく所存です。これからも皆様の多大なるご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



“地域福祉とは” 第3次地域福祉活動計画策定に寄せて

第3次地域福祉活動計画策定委員会
委員長 雨宮美枝子

“地域福祉”とは一体何でしょうか。「子どもからお年寄りまで誰もが安心して普通にその地域で生活できること」が地域福祉かと考えます。しかし、私たちが生活している地域には色々な福祉課題がいっぱいあります。一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加、障がいを抱えている人の支援、生活困窮者の問題、ひきこもりの問題、おれおれ詐欺、子育て支援、災害時への備え等々です。

買い物に行けない、病院に行けない、ゴミ出しが出来ない、除草が出来ないなど生活がしづらい人が増えています。家族関係の希薄化、住民相互の関係の希薄化も進んでいます。住民の福祉へのニーズは多様化、複雑化してきております。そして、国をはじめとする行政の施策は地域の支え合いのしくみを求めています。

「子どもからお年寄りまで誰もが安心して普通にその地域で生活できる」地域づくりを目指して策定されたのが「地域福祉活動計画」で、地域住民と社会福祉協議会が一緒になって策定されました。

今回の策定で特筆すべき点は、7つの町で地域座談会を開催し地域住民の生の声を聞いたことです。地域住民が自分たちの地域づくりを意識化して、自分たちが主体的に取り組むような活動が必要との観点から開催されました。7つの町の住民が地域の「いいところ」、「困ったところ・気になるところ」、「自分にできそうなところ」、「地域の人との支え合いによってできそうなところ」などアイデアを出し合いました。座談会での地域住民の生の声は、「地域福祉活動計画」の中に確実に盛り込まれました。

第3次地域福祉活動計画は、社会福祉協議会内での何回もの策定事務局会議や起草委員会、笛吹市との打ち合わせ、7つの町の座談会、そして、策定委員会が開催され、意見交換・検討が行われここに出来あがりました。座談会に参加して下さいました地域住民の皆様、策定委員の皆様、社会福祉協議会の職員の皆様有難うございました。心より感謝申し上げます。

この地域福祉活動計画が、「子どもからお年寄りまで誰もが安心して普通にその地域で生活できる」地域づくりに役立つ事をおおいに期待して挨拶とします。

第一章 「地域福祉活動計画と地域福祉計画」

第1節 地域福祉活動計画の目的

(1) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で、いきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支え合い・助け合う社会づくりを具体化することです。それを具体化するために、社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域住民、行政機関などと協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるための活動及び行動の計画が『地域福祉活動計画』です。

また、笛吹市が策定した「第3次地域福祉計画」の基本理念「普段から 笑顔でふれあう 共助共生のまち ふえふき」を実現するための行動や活動を具体的に示した計画となります。

(2) 計画策定の意義

笛吹市においても、近年、急激な少子高齢化の進行や人口減少社会が到来しており、その流れから核家族化も進み、古来の伝統的な家庭の機能が弱体化し、また「支え合い・助け合い」といった地域住民相互の社会的意識も希薄になってきているなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに経済情勢や雇用環境の厳しさから、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、判断能力の低下した人たちの権利擁護の問題など、地域における生活課題はますます複雑化、深刻化しています。

このような状況の中で、住民一人ひとりが身近な助け合いや支え合いの必要性を改めて理解し、自らが主役となって生活課題解決のために取り組むことが、たいへん重要となってきています。住民の皆さんと市や社会福祉協議会、その他多くの関係者や機関が、皆で一緒に福祉のまちづくりを進めていくために、新たな地域福祉活動計画を策定しました。

(3) 根本的な視点

社会福祉協議会では、平成19年度から「地域福祉活動計画（こんなまちであったらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり）」を策定し、計画の実現に向けて様々な事業に取り組んでまいりました。しかし、「活動計画って社会福祉協議会の計画のこと？」という多くの住民の皆さんの反応から、これまでの計画について、住民の皆さんがその意義や目的を理解し、「自分達の計画である。」と主体的に活動に取り組める計画であったらどうかという課題が明らかになりました。

そこで、第3次地域福祉活動計画は、「住民が主役」の基本的視点に立ち、住民の皆さんの声を聴き、住民の皆さんと一緒に作り、一緒に目標に向かって取り組むことのできる計画を作っていくことを基本姿勢としました。

具体的には、各町の地域福祉を推進する住民の皆さん達で組織する「地域福祉推進委員会」を中心として、地域座談会を開催することから、住民の皆さんとの協働作業

が始まりました。

「地域の声よ！集まれ」と7つの町で、地域座談会を開催し住民の皆さんの声をたくさん聞かせていただいたところ、皆さんが、自分の住む町のことを、自然豊かで美しいまちであると誇りに思って愛情をもっていること、そして、その町をより良くして未来の子どもたちに残したいと思っていることが分かりました。福祉のまちづくりを実践していくためには、住民の皆さんの「地域愛」が何より必要であり、7つの町の地域愛をもとに、自分の町をより良くする計画を皆で一緒に作っていくこととなりました。

(4) 具体的な目標

地域座談会で出たたくさんの意見をもとに、住民の皆さんが話し合いを重ね、それらの意見をまとめて、町ごとの特徴や課題にもとづいた7つの町の活動計画が策定されました。また、7つの町の話し合いの内容をまとめることから、市全体として取り組むべき課題が明らかになりました。その結果、取り組み内容は「知りあい」「つながりあい」「みとめあい」「そだてあい」「ささえあい」「見守りあい」「助けあい」の7つにまとめられました。

この第3次地域福祉活動計画策定の過程において共有された「住民が主役」の考え方と、住民の皆さんの「皆で一緒にやっぺいこう」という意識と活動実践は、今後の計画の実現に向けた大きな原動力となりました。この原動力をもとに、社会福祉協議会は、住民の皆さん、関係者の皆さん達と一緒に、全力で、福祉のまちづくりを進めていきます。

計画の策定から活動に至るまでの関連については、次頁の図に表しました。

[基本理念]

こんなまちであつたらいいな
安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

地域福祉活動計画
平成29年度～平成33年度

地域福祉計画

笛吹市

協働

公助

基本方針7つのあい

7つの「あい」と並行して
行う活動(公助)

知りあい つながりあい みとめあい
そだてあい ささえあい 見守りあい 助けあい

策定委員会 起草委員会 策定事務局 作業部会

7つの地域あい
みんなできいっしょにつくる共生のまち

笛吹市社会福祉協議会

● 理事会
● 評議員会

○ 法人運営部門
○ 介護事業部門
○ 地域福祉部門

石和町の
取り組み

一宮町の
取り組み

境川町の
取り組み

芦川町の
取り組み

御坂町の
取り組み

八代町の
取り組み

春日居町の
取り組み

座談会

座談会

座談会

座談会

座談会

座談会

座談会

協働

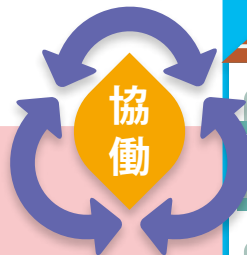
地域福祉推進委員会

地域・住民

自治会(区・組) 民生委員 ボランティア
NPO 老人クラブ 障がい者団体
民間企業 学校 保育園・幼稚園 など

思い 知恵 強み 資源 歴史
知識 経験 課題 文化 伝統

共助



7つの町

地域事務所

(5) 第3次地域福祉活動計画策定までの経過

第3次地域福祉活動計画の策定では、住民の皆さんによる7つの町での地域座談会並びに地域座談会開催の準備とまとめのための地域福祉推進委員会が開催されました。これらの会議等の開催に際しては、区長・委員長等との事前打合せを数回行いました。

社会福祉協議会では、地域住民や関係機関等の代表者による策定委員会、事務局会議、全職員による作業部会などが行われてきました。

この策定までの経過を次に示します。

年月	7つの町の作成経過							社会福祉協議会
	石和	御坂	一宮	八代	境川	春日居	芦川	
平成28年 1月								
2月			★		☆			
3月	★			★		★		アンケート実施(民生委員・子育て)
4月								地域福祉計画との調整
5月							★	
6月	★	★	★	★	★	★		第1回策定委員会
7月								
8月								
9月				★	★	★		第2回策定委員会
10月	★	★			☆			
11月	☆	☆		☆		☆	☆	
12月			☆					
平成29年 1月								
2月		★	★	★		★		地域福祉計画との調整
	7つの町の住民と特別アドバイザー、社会福祉協議会との意見交換会							
3月	★★		★	★	★	★	★	地域福祉計画との調整・第3回策定委員会
4月								
5月	地域福祉推進委員会代表者会議							第4回策定委員会・理事会
6月								評議員会

事務局会議 ※策定期間を通して50回開催

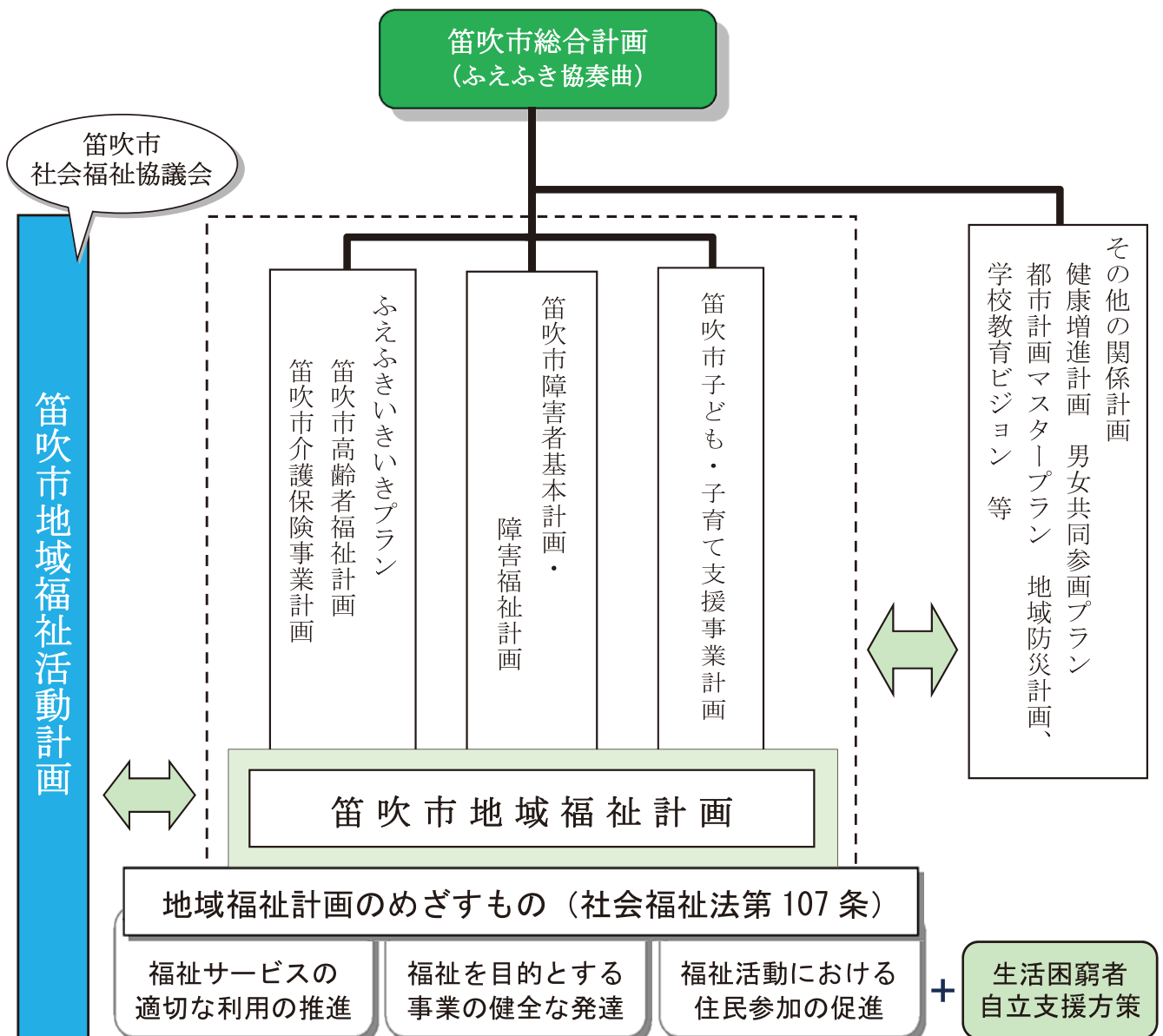
☆＝地域座談会、★＝地域福祉推進委員会、星の数＝開催回数

第2節 地域福祉計画との連動

近年の社会情勢の変化に伴い、少子高齢化や核家族化が急速に進み、個々の価値観やライフスタイルが多様化することにより、家庭や地域において、相互に支え合う機能（相互扶助）は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的つながりも希薄になってきています。さらに、成長型社会の時代は終わり、地域における市民生活にも様々な影響を及ぼし、失業、虐待、いじめ、ひきこもりなどが新たな地域社会における問題となっています。人の価値観も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ変わってきています。

さらに、社会福祉制度が、「受ける福祉から利用する福祉」へ変わり、市民と行政の関わり方も変わりつつあります。

笛吹市では、まちづくりの基本理念として、総合計画に「環境にやさしく安心して健やかに暮らせるまちづくり」を掲げています。そして今、すべての人たちが安心・安全そして幸せに暮らせるまちづくりを目指し住民はもちろん地域やボランティア団体などと共に取り組む、協働のまちづくりが広がりつつあります。



第3次地域福祉計画では、基本理念として『普段から 笑顔で ふれあう 共助共生のまち ふえふき』を掲げ、制度によるサービスを利用するだけでなく、人と人、人と地域、地域と地域の「つながり」と「絆」を大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係やそのしくみづくりを目指しています。

第3次地域福祉計画内では、3つの基本目標①住民主体の地域福祉活動をすすめよう（意識・人づくり）②利用しやすい福祉サービスのしくみを構築しよう（しくみ・ネットワークづくり）③誰もが安心して暮らせる地域をつくろう（環境・基盤づくり）を定め、共助共生のまちづくりに取り組むこととなります。

また、平成27年度から生活困窮者の支援制度が開始され、生活困窮者に対する包括的支援を通じた地域づくりも求められています。

今後は、「地域共生社会」の実現に向け、多種多様な生活課題を解決するために、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、育児・介護・障がい・貧困など世帯全体の複合化・複雑化した課題への対応、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で暮らせるようなしくみづくり及び支援が必要な人を支えるしくみづくりなど、顔の見える関係を超えて信頼できる関係をつくるのが大切であり、それらを持続させていくことが最も重要です。そのための行動や活動を具体的に示したものが「地域福祉活動計画」であります。社会福祉協議会が、地域福祉の推進を図る担い手として、地域住民と協働し、多様化する福祉のニーズと課題解決のための指針を示しています。

＜各行政計画と地域福祉活動計画の関連＞

「第3次地域福祉計画」の計画期間は、平成29年度から平成33年度の5年間となります。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
笛吹市 第2次地域福祉計画 (平成24～28年度)		笛吹市 第3次地域福祉計画 (平成29～33年度)				笛吹市 第4次地域福祉計画 (平成34～38年度)		
第2次地域福祉活動計画 【笛吹市社会福祉協議会】 (平成24～28年度)		第3次地域福祉活動計画 【笛吹市社会福祉協議会】 (平成29～33年度)				第4次地域福祉活動計画 【笛吹市社会福祉協議会】 (平成34～38年度)		
第1次笛吹市長期総合計画 (平成20～29年度)			次期 笛吹市長期総合計画 (平成30～39年度)					
第2次障害者基本計画 (平成24～28年度)		第3次障害者基本計画 (平成29～32年度)			第4次障害者基本計画 (平成33～38年度)			
第4期障害福祉計画 (平成27～29年度)		第5期障害福祉計画 (平成30～32年度)			第6期障害福祉計画 (平成33～35年度)			
高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 (平成27～29年度)		高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 (平成30～32年度)			高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 (平成33～35年度)			
笛吹市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)					次期 笛吹市子ども・子育て支援事業計画 (平成32～36年度)			

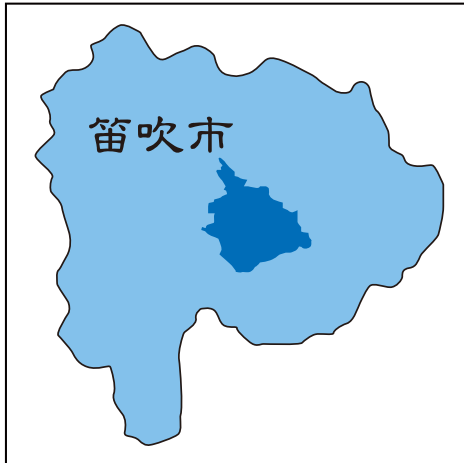
(笛吹市保健福祉部福祉総務課)

第二章「計画の背景」

第1節 笛吹市の現況

笛吹市は、東京から西へほぼ100 km、山梨県の甲府盆地のほぼ中央にあり、石和・春日居温泉郷と桃とぶどうの果樹の町です。

<笛吹市の位置>



平成16(2004)年10月に、石和町、御坂町、一宮町、八代町、春日居町、境川村の5町1村が合併し笛吹市が誕生しました。平成18(2006)年8月に芦川村を編入合併し現在に至っています。

笛吹市によると、平成29(2017)年の笛吹市の総人口は70,183人で減少傾向が続いています。外国人は958人で、年毎に増減があります。年齢3区分別人口の構成は、年少人口(0~14歳)が12.50%、高齢者人口(65歳以上)が28.73%と4人に1人以上が高齢者となっています。石和町の高齢化率は26.91%ですが、芦川町は61.14%であり地域差があります。(町別の高齢化率は外国人を除く)

世帯状況は、世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたり平成27(2015)年には2.65人と世帯構成は減少しています。また単身世帯と2人世帯の少数世帯の割合は、顕著に増加しています。特に、高齢者の一人暮らし世帯が4,098世帯と大きく増加しており、一人暮らし世帯の4割以上を占めています。平成26(2014)年一人親世帯(母子・父子世帯)は879世帯であり、増加しています。

生活保護の状況は、平成27(2015)年では、生活保護人員は523人で0.92%、生活保護世帯は638世帯で1.98%に達しており、市内保護受給世帯の7割以上が65歳以上の高齢者世帯です。生活保護の受給者・受給世帯は増加し続けています。

<笛吹市の7町>



介護保険認定者数は、平成29(2017)年には第1号被保険者数19,827人のうち3,175人、認定率は16.01%であり増加しています。

障がい者の状況は、平成28(2016)年には身体障害者手帳の所持者3,400人、療育手帳の所持者501人、精神障害者保健福祉手帳の所持者527人で、合わせて4,428人です。身体障害者手帳の所持者は、近年横ばい傾向ですが、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。

[出典]

第3次地域福祉計画、障害者基本計画、笛吹市統計資料(平成29年3月31日時点)、笛吹市ホームページ

第2節 地域福祉の動向

この十数年、自殺者の急増、孤立死や虐待の増加、貧困、青少年の非行問題などが深刻化してきました。また、日本全国で人口減少と過疎高齢化が進行しており、公共交通機関の縮小・廃止、商業施設の撤退等により、住民の孤立の問題が広がっています。さらに、今後は、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が増加する結果、社会的支援を必要とされる方々が明らかに増えていきます。これらの生活課題には、従来のサービスだけでは対応できず、新しいしくみをつくらなければならない時代に突入したといえます。以下、近年の社会福祉の動向をお示しします。

1. 公助、共助、自助による新しい地域福祉の考え方

『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』（厚生労働省、2008年）は、現在の福祉の転換を進めたものです。同報告では、自助、公助とともに、住民、当事者、民生児童委員、町内会、行政、ボランティア団体（民間非営利団体）等が協働する「新たな支え合い」すなわち共助の必要性を強調しています。これは、行政の取り組みを「公」と限定するのではなく、市民の役割、民間の役割を重視した「新たな支え合い」という共助の取り組みによって、「新たな公」を創出し、地域社会の再生を図るという新たな視座を明確にしたものです。そして、住民主体の原則をうたっています。

2. 個別立法と地域による支援

①社会的養護

『社会的養護の課題と将来像』（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ：厚生労働省、平成23（2011）年7月）では、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」を目的とした社会的養護の考え方が強調されています。その中で、ア）家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能、イ）適切な養育を受けられなかったことによる発達のゆがみや心の傷を回復する心理的ケア等の機能、ウ）親子関係の再構築支援、自立支援、アフターケア、地域における養育の支援といった地域支援等の機能が提案されています。これらの取り組みは、児童養護施設等の社会福祉施設だけでなく、地域社会全体で虐待等からの子どもの保護と回復、そして貧困や児童虐待の世代間連鎖を防ごうとしたものです。

②介護保険制度改革

平成27（2015）年の介護保険法改正は、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。とりわけ、新しく創設された介護予防・日常生活支援総合事業は、以下の3点の取り組みを強調しています。ア）要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供するしくみ、イ）生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本にした事業の実施、ウ）住民主体のサービス利用、要介護認定に至らない高齢者の増加、重度化予防推進により、結果として費用の効率化。

特に、掃除、洗濯等の日常生活上の支援、機能訓練や集いの場などの提供、日常生活栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り等の生活支援サービスは、共助を制度化したものであり、住民、ボランティア等の地域の資源を活用した支援でもあります。

③生活困窮者自立支援制度

平成 25 (2013) 年、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を支援するため」、生活困窮者自立支援法が成立しました。同法は、平成 27 (2015) 年度から、ア) 各地方自治体に自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）の実施、イ) 住居確保給付金の支給、を義務づけました。さらに課題となっていた生活保護受給者の自立支援やひきこもる人々の社会復帰、また貧困によって教育の機会を奪われ、貧困の悪循環から脱することができなくなる危険性のある若者への就労、学習支援等の幅広い取り組みを市町村、社会福祉協議会に求めています。なお、高齢者と貧困、孤立の問題は密接に関連する場合も多く、自立相談支援事業の相談者の 20%は高齢者、約 40%は稼働世代であると言われています。

同制度の考え方は、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、「生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていくこと（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく）、さらに「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う地域を構築する」ことを目指しています。

3. 地域の再生を目指した改革

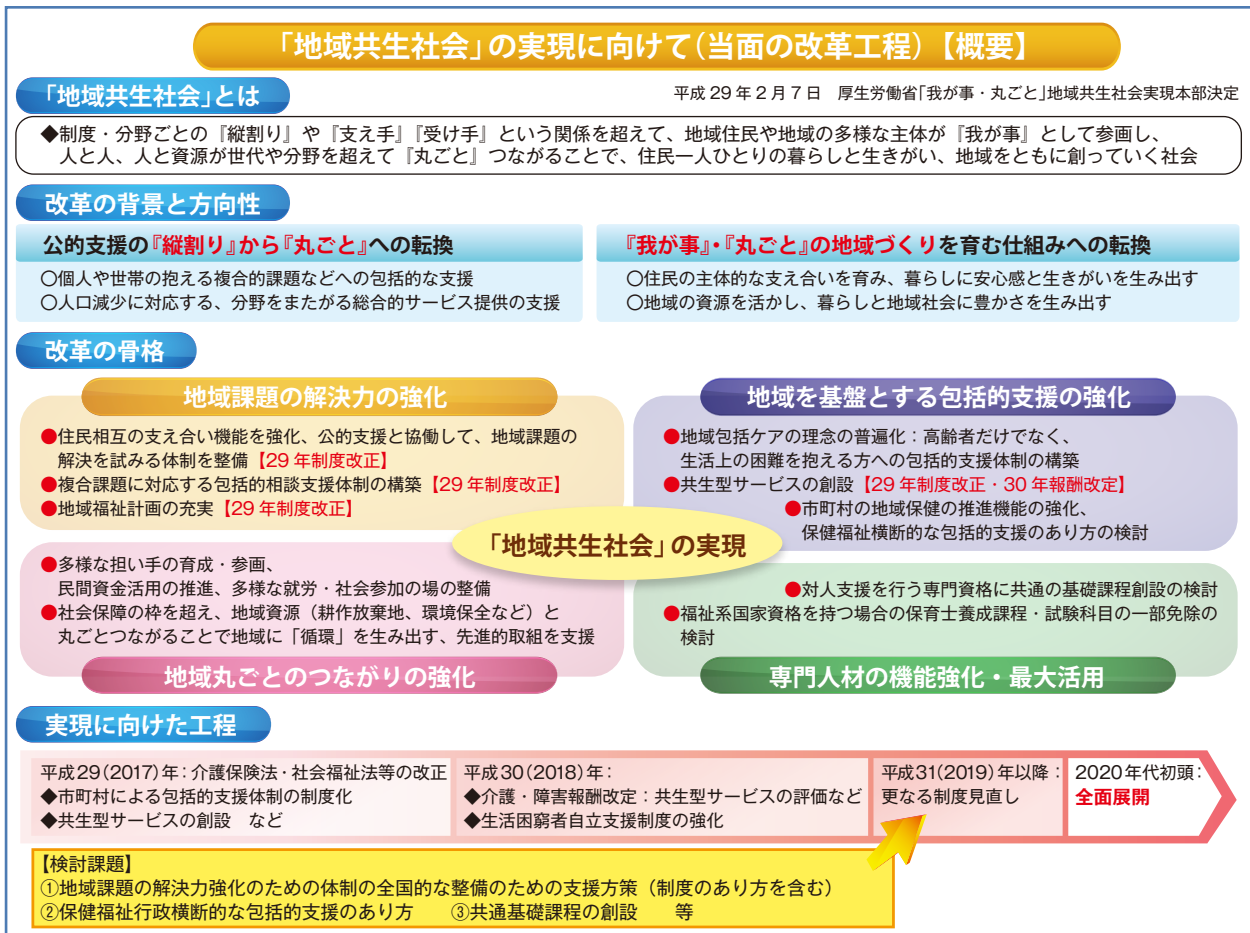
①地域包括ケアシステムの再構築

平成 27 (2015) 年 9 月、厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』が出され、ア) 新しい地域包括支援体制の確立、イ) 生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立、等を提案しました。すなわち、ワンストップで分野を問わない包括的な相談支援の実施、地域の実情に見合った総合的なサービス提供体制を確立するために、児童、障がい、高齢者を対象にした地域包括ケアセンター等の役割の強化を目指したのでした。

②「我が事、丸ごと」

平成 28 (2016) 年 7 月、厚生労働省は、『地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現』を発表しました。これは一億総活躍社会の実現を目指したもので、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することを主張しています。そのため、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできるしくみを構築するとしました。そのため、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的な相談支援体制の整備、地域づくりの総合化・包括化、地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化を提案しています。さらに、包括的・総合的な相談支援体制の確立を掲げ、相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制を提案しています。

これは、下図の工程で、さらに具体化されました。



4. 人材の養成

さらに、平成 28 (2016) 年 12 月には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）から『地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～』が出されています。ここでは、特に、多様な、複合的な課題については、高齢、障がい、子どもといった福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化、共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきである」としており、それを推進するために必要とされる福祉専門職を提案しています。

5. 社会福祉法改正案

最後に、平成 29(2017) 年 1 月に出された社会福祉法改正案をお示しします。

第 4 条（地域福祉の推進）では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（「地域住民等」）は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（略）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（支援関係機関）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」と新たな規定が設けられました。これは、今までの議論である自助、共助、公助の連携を明確にしたものです。

さらに、第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）において、「市町村は、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業、生活困窮者自立支援法に基づく事業等の実施、その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とされ、第 107 条（市町村地域福祉計画）で、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を新たに書き加えています。

以上のように、従来の見守りや地域の支え合い等のインフォーマルなケアの強化が求められています。しかし、地域で顕在化している生活課題はより見えにくくなり、また深刻化しています。さらに地域の関係や家族の機能が弱まっている。このような中で、行政や社会福祉協議会は、どのように住民の活動を支援し、活動基盤を強化していくか、またどのように協働して、具体的に取り組んでいくか、明らかにする必要があります。

（特別アドバイザー 市川一宏）



第3節 第2次地域福祉活動計画の評価から見える課題

第2次地域福祉活動計画では、「地域づくり」、「福祉教育」、「災害対応」、そして「相談」の4分野を柱に住民と共に地域福祉を進めてきました。それぞれの評価と課題は次のとおりです。(資料編② p 48～59)

(1) 地域づくり

各事業を通じて、住民に情報提供を行い、住民が自分の地域を知る機会の提供ができました。これにより、住民が主役となった自主的活動として見守り活動や支え合い活動などが発展しました。また、孤立しがちな住民や子どもを中心に、交流事業や活動を行うことで、様々な住民同士のつながりができました。

しかし、各種事業や活動に参加しない、または、参加できない住民の把握が十分でないこと、参加が少ない若い年代への取り組みができていないという課題があります。

(2) 福祉教育

地域と学校との連携・協働による地域に根ざした福祉教育の実践ができるようになりました。また、市民活動・ボランティアセンターの設置により、ボランティア活動の基盤整備が進み、ボランティア活動が発展的に行われるようになりました。さらに、ボランティア活動回数の増加や活動分野の拡大など、ボランティア活動が活発に展開されるようになりました。

しかし、地域に根ざした福祉教育が全市で実践できていないことや、活躍中のボランティアの後継者不足、ボランティア人口が増加していないという課題があります。

(3) 災害対応

災害ボランティアセンター設置訓練の実施や障がい者の防災訓練への参加促進などを通じて、市民の防災意識の向上と普段からの顔の見える関係づくり、行政、住民と社会福祉協議会の協働体制のしくみづくりを進めることができました。

しかし、地域全般、住民全体としての取り組みにまで広がっていない状況があることや地域独自の防災への取り組み状況の把握が十分できていないという課題があります。

(4) 相談

実践や広報活動において、市民への社会福祉協議会の活動の情報発信と必要な情報を共有する場づくりが進み、社会福祉協議会の活動への理解が図られました。それにより、行政など関係機関や住民との協働により、市民が、どこで、誰に困りごとの相談をしても必要な支援につながるようなしくみづくりが進み、孤立死や孤独死、自殺、閉じこもり、虐待、生活困窮などの課題や認知症高齢者や障がい者等、専門的支援を必要とする相談が増えました。また、市民の権利擁護意識の向上が図られて、成年後見や日常生活自立支援事業の利用者も大きく増加しました。それを担うために、職員は、研鑽を積み、専門的相談支援の質の向上に努めました。

しかし、必要な情報が必要な市民に十分届いているとは言えない状況があること、困りごとを感じなかったり、困りごとがあっても訴えのできない市民の把握ができていないこと、既存の制度やサービスだけでは市民の困りごとに対しての解決方法が不足していることなどが課題としてあげられました。

第4節 民生委員・子育て関係者アンケート結果からの課題

計画の策定にあたり、「民生委員児童委員・主任児童委員（以下「民生委員」という。）」と「子ども子育て関係者（以下「子育て関係者」という。）」を対象としてアンケート調査を実施しました。調査項目は、「相談の量」、「相談の質」、「ネットワーク」及び「地域づくり」（民生委員のみ）の各項目から、現在の地域における福祉課題とそれらを解決するための方策、地域づくりについての意見を伺うものでした。（資料編③ p 60～67）

（1）民生委員の結果

市内の幅広い世代において「生活困窮」が課題であることが分かりました。地域づくりの課題では、地域における支援者の輪の広がり、自治組織に加入していない住民や地域活動への参加が困難な住民への関わり、行政区を超えた支援が必要な際の民生委員同士の連携が、いずれも十分ではないことがあげられました。

課題の解決には、①地域住民による日頃からの交流や声かけ、見守りが支え合いにつながることで、②困りごとを相談できる身近な窓口があること、③相談機関とのスムーズな連携や調整、協力が重要であること、④本人や家族が問題解決に取り組むことができるよう専門職や地域支援者、地域住民などがそれぞれの立場から働きかけること、⑤支援者の人材育成が必要、との結果になりました。これらが安心して暮らせる地域づくりにつながるといえます。

（2）子育て関係者の結果

保護者は子どもの成長発達や交友関係など「子育ての不安」を多く持っていることのほか、「生活困窮」や「虐待」などの課題を抱えている人もいることが分かりました。保護者や子どもの日頃の様子から見えてくる課題としては、特に「世帯の家庭環境」や「地域での孤立」など、家庭から地域までの幅広い内容がありました。これらの課題に子育て関係者が相談で対応していることが分かりました。

学童保育は、その機能や職員配置などから、家庭内の課題を早期に発見しにくい、連携先が学校や家庭に限られているため相談や連絡による適切な対応がとりにくいなどの状況にあることも伺えました。

課題の予防や早期発見、解決のためには情報共有が重要であり、地域における様々な交流の機会や日常的な支援、見守り活動も必要です。これらの活動や支援は、課題の直接的な解決よりも予防や早期発見において効果的であり、専門機関を含めた関係者と地域による活動の連携は、安心して子育てができる地域づくりにつながるという結果となりました。

いずれのアンケートからも、地域における住民同士の日頃からの交流と関係者の連携が重要であると確認できました。

第5節 制度の側面からみた課題

生活困窮、子ども子育て、高齢者及び障がい児者の4つの分野の法律やそれに基づく各種の制度、サービスなどの面から、地域づくりの課題をまとめました。

(1) 生活困窮者

生活保護に至らない困窮者の自立の促進を目的として「生活困窮者自立支援法」が施行されましたが、周知がまだ十分ではないため、相談件数が少なく、地域差も生じています。地域づくりの課題としては、制度やサービスの周知・広報、気軽に相談できる場づくり・環境づくり、相談できない住民や相談しない住民への支援が、いずれも十分でないことがあげられました。

(2) 子ども子育て

「児童福祉法」をはじめ、「子ども子育て支援制度」等の法律や制度で、子どもの健やかな育ちを支えています。地域づくりの課題としては、子どもの虐待や貧困（経済的貧困や精神的貧困）に対する早期発見、実態把握ができていない、親が社会的に孤立しがちである、子どもの居場所が少ない、食と学習の支援が十分でないなどがあげられました。

(3) 高齢者

「介護保険法」を中心として、包括的な支援やサービス提供体制の構築を目指す制度となっています。地域づくりの課題としては、地域課題の集積による課題解決への取組み、制度だけでは対応できない生活支援ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする生活課題等に対応できる相談支援体制の整備、総合事業における新たな地域づくりについての住民の理解促進、専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が、いずれも十分でないことがあげられました。

(4) 障がい児者

「障害者総合支援法」をはじめとした様々な法制度により、当事者、家族に対しての包括的支援が行えるようになってきました。また、障がいを理由とした差別をなくすための「障害者差別解消法」も施行されました。地域づくりの課題としては、虐待や差別をなくすための障がいに対する住民の理解促進や介護者支援の充実、また、制度やサービスの情報提供の強化、地域での居場所づくり、専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が、いずれも十分でないことがあげられました。

以上から、様々な生活課題を抱える住民の早期発見と適切な支援を行うために、法制度の側面から見た地域づくりの共通の課題を以下にまとめました。

- ①日常的な地域とのつながりが薄いこと
- ②困り事や悩みを話すきっかけとなる場が少ないこと
- ③地域での居場所が少ないこと
- ④見守りネットワークや各種団体との連携による見守り体制が十分でないこと
- ⑤制度や相談窓口などについて、住民への周知、理解があまりされていないこと
- ⑥専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が、いずれも十分でないこと

第6節 地域座談会からの課題

住民の視点を重視した地域福祉活動計画とするため、7つの町の「住民の声」と「住民の思い」を集めるために地域座談会を開催しました。地域座談会では、7つの町の住民が地域の「いいところ」、「困ったところ・気になるところ」そして「自分にできそうなこと」、「地域の人との支え合いによってできそうなこと」のアイデアを出し合いました。

7つの町の特色はそれぞれに異なりますが、「自分の住む町を良くしたい」と願う住民の思いは同じです。7つの町には、伝統や住民の特性、過疎の状況、産業など生活環境にはそれぞれに地域性があり、直面する地域の福祉課題は異なります。しかし、どの町でも、少子高齢化による一人暮らし高齢者や高齢者世帯、核家族の増加、結婚しない人の増加など、世帯構成の変化は共通の背景といえます。

地域座談会での意見から、各地域で共通する課題を整理しました。

(1) 住民同士のつながり・絆

隣近所との付き合いが希薄になっている、持ち家と貸家の住民や転入者、若者との交流が少ない、組に入らない、あいさつができない、地区の行事に参加しないなど、「地域とのかかわりが少ない住民」が増えてきたことがあげられ、孤立死やひきこもりの問題も出されました。また、ゴミ出しやポイ捨て、犬の飼い方などの「ルールを守れない人」などのモラル低下の問題も出されました。

(2) 担い手の不足

農業後継者や地区役員、団体組織の役員、ボランティア、文化の継承者など、日常的に地域生活を支える人ばかりでなく、大雪や大雨などの災害や緊急時の支援者がいないなど、地域生活全般の「担い手の不足」があげられました。

(3) 生活資源・環境

商店や医療機関が遠くて不便、交通手段が限られている、空き家・遊休農地が多いなど、生活を続けていくための「資源や環境の不足」がありました。

(4) 行政、社会福祉協議会への提案

子育て支援、要援護者（高齢者、障がい者、ひきこもり、生活困窮者など）支援、公共の移動支援、観光の充実、インフラの整備など、住民の「自助、共助では解決できない課題」が出されました。

以上の課題から、地域では、住民同士の交流の減少による人間関係の形成の困難や固定化が進み、日常的な付き合いや行事などに参加できない（しない）人が増加していることが分かりました。地域生活を支える役割を持つ担い手の不足などが生じ、生活環境が悪化している様子が伺えました。また、高齢者や障がい者、生活のしづらさのある人のほか、社会的に孤立する人が増えていくことが予測されました。

第7節 地域づくりの課題

第3節から第6節までの課題から笛吹市の地域づくりの課題をまとめます。

(1) 地域交流の場自体が減少してきている

日常的な地域における住民同士の交流の場そのものが減少してきています。地域住民として受入れられていると実感できる場や住民同士で気楽に相談できる場所も多くありません。

(2) 近隣や地域住民との交流の少ない住民が増加している

地域での住民同士の交流の場（自治組織を含む）に参加しない、あるいは参加できない住民が増加しています。そのため、地域住民が知らない住民や社会的に孤立している住民が増えてきています。

また、近隣住民からは生活に困難があると思われるけれども本人にその意識がない住民や、孤立などによりそれを訴えることができない住民が増えてきています。その結果として、自殺や孤立死等の事態を招いてしまう場合があります。

(3) 必要な情報の周知が不十分である

福祉制度やサービスの利用方法、防災関連の情報などを知らない住民がいます。特に、インターネットや広報誌、近隣住民などから情報を得ることが困難な高齢者や障がい者、地域から孤立している住民などが多くなっています。また、情報が届いていても情報の内容が難しく、理解できない場合もあります。

そのため、住民の中には、生活の困りごとを相談できることを知らない住民や相談する場所が分からない住民、生活困難な状況の発見が遅れる住民、サービス利用ができるにもかかわらず利用できない（していない）住民がいます。

(4) 事業や活動の地域住民への広がりが不十分である

地域ごとに各種の事業や活動が行われていますが、それが地域内にとどまり、全市的な事業や活動に広がっていない状況があります。

(5) 地域での支え手、ボランティアが不足している

地域生活を支える役割を担う人材やボランティアの後継者が増えず、地域住民同士による支え合いが困難となってきています。

(6) 各分野による生活課題がある

子ども子育てでは、保護者が抱える子育ての不安や虐待、生活困窮（経済的貧困や精神的貧困）、親の社会的孤立などが、障がい者では、虐待、家族や地域の理解の不足などがあります。

(7) 専門機関、専門職の課題がある

専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が十分でないところがあります。

(8) 自助、共助では対応が困難な課題がある

商店や医療機関が遠い、交通手段が少ない、空き家・遊休農地が多いなど生活環境に関するもののほか、既存の制度やサービスだけでは十分に解決できない生活課題に対応できる相談体制の整備があります。

第三章 「第3次地域福祉活動計画の基本理念」

第1節 基本理念

「こんなまちであつたらいいな
安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」

～ 7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち ～

笛吹市社会福祉協議会は、第1次地域福祉活動計画(平成19年度～平成23年度)から、「こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」の理念のもと、その実現に向けて地域づくりに取り組んでまいりました。

市民一人ひとりが、年齢や障がいの有無、置かれている環境の違い、立場の違いに関わらず、互いに支え合い、必要な支援やサービスを受け、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進することが、その理念を実現することであり、第3次地域福祉活動計画においても継続して取り組んでまいります。

理念の根拠をなしている「ノーマライゼーション」「地域の絆」「住民主体（住民が主役）」は、第1次地域福祉活動計画から現在に至るまで、地域づくりを進める上の重要な考え方であり、第1次地域福祉活動計画では、障がい者、高齢者支援に重点をおき、ノーマライゼーションの具現化に取り組みました。第2次地域福祉活動計画では、「相談」「災害対応」「福祉教育」「地域づくり」を重点に、地域の絆の再生に取り組んでまいりました。

第3次地域福祉活動計画においては、これまでの活動を基盤として、「住民が主役」に重点をおき、住民の“地域愛”と主体性を尊重した地域づくりに取り組んでまいります。

笛吹市の7つの町は、それぞれに文化、風習や環境において特徴や違いがあり、それぞれの強みと課題を持っています。しかし「自分の地域を良くしたい。」「未来へ地域をつなぎたい。」と願う住民の思いは同じです。「わが町」を良くする活動を住民が中心となって、7つの町それぞれに活発に展開することで、笛吹市全体の福祉活動が活発になることが期待されます。

そこで、社会福祉協議会ではできるだけ多くの住民の声を聞き、みんなでいっしょに取り組む気持ちを共有することを目的として、7つの町で地域座談会を開催しました。

第3次地域福祉活動計画では、この地域座談会で出た住民の声をもとにして、全市において、7つの「あい」の実現に向けた活動を行うこと、また、7つの町ごとの「わが町」の活動目標に向けた活動を行うことで、「こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」を、「みんなでいっしょに」目指します。

そして、住民の共助による活動やしぐみを作ることによって、地域の生活の継続を図るとともに、必要に応じて行政や専門機関の力を活用して「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」を進めていきます。

第2節 基本方針

笛吹市の地域づくりを二つの地域づくりを並行して行うことで、進めます。

一つは、地域座談会で出た住民の声をもとに、第二章で明らかになった笛吹市の地域づくりの課題を解決するために、以下の7つの「あい」を実現することをみんなでいっしょにめざします。

人と人、人と地域との関係づくりは、知りあうことから始まって、つながりあいからみとめあい、というように、だんだんとその関係が深まっていくのが一般的です。見守りから始まって初めてその人のことを知り、みとめることができることもありますし、ささえあいはできているけれど困りごとを知って助けるまではできていないなど、その経過や状況は様々です。地域の状況に応じて、人と人、人と地域との関係づくりを行うことが重要です。

- I. 「知りあい」・・・となりの人、地域の人と住民がお互いに「知りあい」、普段から顔の見える関係づくりを進めます。
- II. 「つながりあい」・・・人と人、人と機関など、孤立を防ぎ、生きがいや助け合いにつながるように、様々な「つながりあい」を進めます。
- III. 「みとめあい」・・・年代や生活環境、障がいの有無や考え方などが違ってても、同じ住民としてお互いを尊重できるような「みとめあい」を進めます。
- IV. 「そだてあい」・・・子どもから大人まで、より多くの方が、地域の福祉の問題に関心と理解をもち、学び合えるような“福祉のこころ”の「そだてあい」を進めます。
- V. 「ささえあい」・・・様々な地域の課題が特別なことではなく、誰もが共通するものとして、助け合いにつながるよう、お互い様の「ささえあい」を進めます。
- VI. 「見守りあい」・・・気になる人や、気になることに気づき、住民みんなが地域の中で、声かけ合い、気にかけて合えるような「見守りあい」を進めます。
- VII. 「助けあい」・・・住民の困りごとを、皆で一緒に協力して解決できるような「助けあい」のしくみづくりを進めます。

7つの「あい」と並行して行う活動（公助）

社会福祉協議会は住民の支え合い活動と併せて、福祉専門機関として制度に基づくサービスを提供することによって困難な状況にある住民も自身の望む生活が続けられる地域づくりを進めます。

二つめに、7つの町の地域づくりを進めます。各町の花域づくりは各町で行われていきますが、これらを活発にし、「みんなでいっしょに」取り組むことにより、笛吹市全体の花域づくりが進んでいきます。

なお、これらの基本方針と花域づくりの課題との関連は次の表のとおりです。

	基本方針	花域づくりの課題（第二章第7節：p18）
7つのあい	I. 知りあい	(1) 花域交流の花域自体が減少してきている (2) 近隣や花域住民との交流の少ない住民が増加している (3) 必要な情報の周知が不十分である
	II. つながりあい	(1) 花域交流の花域自体が減少してきている (2) 近隣や花域住民との交流の少ない住民が増加している (3) 必要な情報の周知が不十分である (4) 事業や活動の花域住民への広がり不十分である (5) 花域での支え手、ボランティアが不足している
	III. みとめあい	(1) 花域交流の花域自体が減少してきている (2) 近隣や花域住民との交流の少ない住民が増加している (3) 必要な情報の周知が不十分である (6) 各分野による生活課題がある
	IV. そだてあい	(1) 花域交流の花域自体が減少してきている (2) 近隣や花域住民との交流の少ない住民が増加している (4) 事業や活動の花域住民への広がり不十分である (5) 花域での支え手、ボランティアが不足している
	V. ささえあい	(3) 必要な情報の周知が不十分である (4) 事業や活動の花域住民への広がり不十分である (5) 花域での支え手、ボランティアが不足している (6) 各分野による生活課題がある
	VI. 見守りあい	(2) 近隣や花域住民との交流の少ない住民が増加している (5) 花域での支え手、ボランティアが不足している (6) 各分野による生活課題がある
	VII. 助けあい	(4) 事業や活動の花域住民への広がり不十分である (5) 花域での支え手、ボランティアが不足している (6) 各分野による生活課題がある
	7つの「あい」と並行して行う活動（公助）	(6) 各分野による生活課題がある (8) 自助、共助では対応が困難な課題がある（ただし、社会福祉協議会事業の制度外サービスで対応できるもの）
※社会福祉協議会として、（7）専門機関、専門職の課題 に取り組む（p40）。 ※（8）自助、共助では対応が困難な課題 は行政など専門機関へつなげる。		

第3次地域福祉活動計画体系図

基本理念	サブテーマ	基本方針	めざすこと	重点目標
<p>こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり</p>	<p>7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち</p>	<p>I. 知りあい 普段からの顔の見える 関係づくり</p>	<p>日常的なつながりが強くなり、お互いの理解を深める</p>	<p>住民 日常的に自分ができる挨拶などをする</p> <p>社協 住民同士が顔を合わせる機会をつくる</p>
		<p>II. つながりあい 孤立しないさせない つながりづくり</p>	<p>人とかわり結びつくことで住民相互が協力し合える関係をつくる</p>	<p>住民 地域や市・社協の行事に、近所や知人に声をかけ参加する</p> <p>社協 住民同士が集える場をつくったり、情報の発信をする</p>
		<p>III. みとめあい 一人ひとりのちがいを みとめあえる 関係づくり</p>	<p>孤立をなくし、誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らせる関係をつくる</p>	<p>住民 交流などを通し、お互いを理解し、認め合う</p> <p>社協 様々な人が集まり、互いを知り合い共に活動する場をつくる</p>
		<p>IV. そだてあい ふくしの心を育てあえる 環境づくり</p>	<p>市民やボランティアが学び合い、他の人を思いやる心を育てる環境をつくる</p>	<p>住民 多様性を尊重することを学び合ったり、思いやりのある心を育てる</p> <p>社協 住民が学び合う機会をつくる</p>
		<p>V. ささえあい お互い様の 関係づくり</p>	<p>日頃の活動や取り組みを意識することで、無意識で行ってきた活動がより大きな支え合い活動へと発展する</p>	<p>住民 支え、支えられている関係であることを意識し、地域活動やボランティア活動に参加する</p> <p>社協 住民の地域活動やボランティア活動をバックアップする</p>
		<p>VI. 見守りあい お互いに見守りできる しくみづくり</p>	<p>見守りし合い、気づくことで、異変の早期発見をしたり、問題の深刻化を防ぐ</p>	<p>住民 近所同士でお互いを気にかけて合い、変化に気づいたら声をかける</p> <p>社協 住民からの連絡に迅速に対応し、関係者が見守りし合えるしくみをつくる</p>
		<p>VII. 助けあい 困りごとに協力できる 助けあいのしくみづくり</p>	<p>困りごとへの協力や、万が一災害が起こっても助け合える地域をつくる</p>	<p>住民 生活で困った時は誰かに相談する相談を受けたら、地域で考えたり、関係機関に相談する</p> <p>社協 相談を受ける体制を充実する地域で助け合えるしくみづくりを支援する</p>
		<p>7つの「あい」と 並行して行う活動（公助）</p>	<p>制度に基づくサービスの提供 （一部、制度外を含む）</p>	<p>社協 制度やサービスによる専門的な支援を行う 住民の実態に応じた制度外のサービスを提供できるようにする</p>

社会福祉協議会の事業

事業名	内容
サロン活動支援	住民が集い、知りあい、つながる場をつくる
笛吹市介護予防事業 (やってみるじゃん)	介護予防と地域情報を伝える
世代間交流	世代を超えて交流する場をつくる
福祉まつり・ボランティアまつり	住民が集い、知りあい、つながる場をつくる
生きがいづくり支援事業	外出の機会の少ない一人暮らし高齢者との交流の場をつくる
広報誌(かけはし・地区別たより等) の発行、ホームページの公開	地域の情報や社会福祉協議会の活動などの情報を発信する
コミュニケーション支援事業 (声の広報)	視覚障がい者に声の広報を届ける
地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型	障がい者と地域住民と一緒に活動できる場をつくる
障がい者社会参加事業	障がい者が積極的に地域に出て、社会参加を支援し啓発活動を行う
障がい者本人活動支援事業	障がい者の本人活動や社会参加を支援する
福祉教育推進事業	子どもの頃から他者を思いやる気持ちを学べる機会や場をつくる
各種養成講座	ボランティアを育てる講座を開催する
笛吹市社会福祉大会	笛吹市の地域福祉を促進するための学びの機会をつくる
地域福祉推進助成金事業	地域住民による福祉活動への助成を行う
福祉団体活動支援	老人クラブや障がい者団体等の活動を支援し、団体構成員の学び合いの機会を促進する
地域福祉推進委員会	住民と一緒に地域づくりを考え、取り組む
ボランティア活動支援	ボランティア活動をする人、受けたい人を支援する
見守り事業 「ふえふき地域見守りネットワーク」	事業所などの協力を得て重層的な見守りができる体制をつくる
見守り事業 「要援護者等安否確認」	猛暑や災害時、気になる住民の見守りや安否確認を行う
相談支援事業(見守り)	相談を受けた中から関係機関等との連携による見守りを行う
相談支援事業	地域住民や福祉関係者からの相談を受け、問題の解決を図る
地域会議	専門職が保健や福祉、生活などの課題を意見交換し、解決につなげる
ふえふき子ども子育て関係者連絡会	子ども子育てに関する活動を行う団体・個人と連携協力をする
災害救援ボランティアセンター 設置訓練	災害時、ボランティアを受け入れる運営側とボランティア側に分かれて訓練を行う
赤い羽根共同募金	赤い羽根共同募金の配分金を助けあいのために活用する

制度に基づく各種のサービス提供と住民の実態に応じた制度外のサービス
 (詳細はp46～47)

第四章「取り組み」

第1節 全市の取り組み

基本方針Ⅰ.「知りあい」

「知りあい」では、普段から顔の見える関係づくりに取り組みます。

*「知りあい」とは

知りあいは他の6つの「あい」につながる基本といえます。

地域座談会では、「地域とのかかわりが少ない住民が増えたことによる、人間関係の形成の困難や固定化」が課題としてあげられました。地域での住民同士のつながりが深まることで、様々な困りごとがあった際に、住民同士により助け合うことができるようになります。

多くの住民同士がつながりを深める第一歩は、普段から顔の見える関係となること、すなわち、知り合うことであり、そのためには、住民同士が外に出て顔を合わせる機会をつくることが大切となります。

*めざすこと

知り合いになることによって、日常的なつながりが強くなり、お互いの理解が深まることとなります。理解の深まりは、生活上の困りごとを話すきっかけともなり、住民同士の助け合いに発展することが期待できます。また、生活上のトラブルや災害など不測の事態が起こった時にも、この関係ができていることによって、助け合うことも可能となります。さらに、閉じこもりの防止や早期発見、社会参加の促進にもつながることが期待できます。

*重点目標

市民の皆さんは、日常的に自分ができる挨拶などから始めてみましょう。そして、サロンや地域の行事（福祉まつり・ボランティアまつり）、各種の交流事業（世代間交流、一人暮らし高齢者交流）などに参加して、知り合いを増やしていきましょう。

社会福祉協議会では、住民同士が顔を合わせる機会をつくります。

*社会福祉協議会の事業

1. 住民が集い、知り合う機会をつくります。
「サロン活動支援」、「福祉まつり・ボランティアまつり」
2. 外出の機会の少ない一人暮らし高齢者との交流の場をつくります。
「生きがいづくり支援事業」

基本方針Ⅱ.「つながりあい」

「つながりあい」では、孤立しない・させないつながりづくりに取り組みます。

*「つながりあい」とは

ライフスタイルの変化や核家族化の進行などにより、住民同士のつながりが薄くなり、地域におけるもっとも身近な関係である隣近所の住民同士でさえ関わり合うことが少なくなっています。誰ともつながりがないことで困りごとの相談もできなくて、気付いてもらえないまま孤立してしまう住民もいます。

住民同士が自分の地域に住む人々と知り合い、顔の見える関係から、さらに会話を交わす関係となり、「あの人どうしたかな？」とお互いに関心を持ち合うようになることで、皆が気かけ合い、関わり合うことができる人と人とのつながりが生まれます。

*めざすこと

住民が自分の地域や地域に住む人のことを知り、積極的に、人と関わり結びつくことで、住民相互が協力し合えるつながりのある関係づくりを目指します。そうすることで、地域で生活している人にしか見えない様々な福祉課題を早期に発見し、住民を孤立しない・させない地域づくりを進めます。

*重点目標

市民の皆さんは、地域の行事や市、社会福祉協議会の事業に参加をしましょう。その際に、近所の人や知人にも声をかけ、皆で参加をするようにして、住民同士のつながりをつくるようにしていきましょう。

社会福祉協議会は、住民同士が集える場所をつくり、様々な情報を発信します。

*社会福祉協議会の事業

1. 地域の情報や社会福祉協議会の活動などの情報の発信を行います。
「広報誌（かけはし・地区別たより等）の発行」、「ホームページの公開」
2. 視覚障がい者に市や社会福祉協議会の広報を届けます。
「コミュニケーション支援事業（声の広報）」
3. 住民同士が集える場をつくります。
「サロン活動支援」、「福祉まつり・ボランティアまつり」、「世代間交流」
4. 外出の機会の少ない一人暮らし高齢者と近隣住民や民生委員との交流の場をつくります。
「生きがいづくり支援事業」
5. 介護予防とともに地域情報を知ることができる場をつくります。
「笛吹市介護予防事業（やってみるじゃん）」
6. 障がい者と地域住民がともに活動し、つながりを深める場を作ります。
「障がい者社会参加事業」、「障がい者本人活動支援事業」

基本方針Ⅲ.「みとめあい」

「みとめあい」では、一人ひとりのちがいをみとめあえる関係づくりに取り組みます。

* 「みとめあい」とは

地域には、子どもから高齢者、経済的に裕福な人や困窮している人、障がいがある人やない人、国籍が違う人や移住してきた人など様々な住民がいます。それぞれに文化・風習や生活環境、世代等が違うため、考え方や生活の仕方も異なります。

地域の住民がこれらの違いを受け止め、認め合うことで、様々な住民が孤立することなく、安心して生活を続けることができます。また、多様性を認め合うことで、多様な価値観や文化による豊かで広がりのある地域がつくられます。

* めざすこと

お互いの存在を認め合い、その存在意義を尊重し合いながら交流することで孤立を無くし、誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らせる地域づくりを目指します。

* 重点目標

市民の皆さんは、積極的に交流や学びの場に参加し、一緒に会話を交わし、活動を行い、お互いの理解を進めましょう。また、地域に一步踏み出すことが難しい住民がいたら、声かけをして、活動に誘ったり、住民同士としての交流を始めましょう。

社会福祉協議会は、様々な人が集まり、互いに知り合い、共に活動する場をつくります。

* 社会福祉協議会の事業

1. 世代を超えて交流する場づくりを行います。
「サロン活動支援」、「世代間交流事業」
2. 障がい者と地域住民が、一緒に活動ができる場をつくります。
「地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型」
3. 障がい者が積極的に地域に出て、社会参加や啓発活動を行う活動を進めます。
「障がい者社会参加事業」、「障がい者本人活動支援事業」
4. 子どもの頃から社会には様々な人がいることを学ぶ場をつくります。
「福祉教育推進事業」

基本方針Ⅳ.「そだてあい」

「そだてあい」では、ふくしの心をそだてあえる環境づくりに取り組みます。

*「そだてあい」とは

ふくしの心とは、多様性を尊重し、思いやりをもち、何かあった時には助け合える心のことです。

そだてあいでは、あたたかなふくしの心を育て合えるための環境をつくっていきます。

*めざすこと

市民やボランティアが学び合う環境をつくることによって、ボランティア活動の活性化や福祉への理解者、協力者を増やしていくことを目指します。

他の人を思いやる心を育てる環境をつくることによって、経済状況や障がいの有無、人種や宗教などにとらわれず多様性を尊重できる、思いやりにあふれた地域づくりを目指します。

地域の活動や文化を伝承する環境、地域の力を育てる環境をつくることによって、もしもの時も助け合うことができる、住民同士のつながりが強い地域づくりを目指します。

*重点目標

市民の皆さんは、市と社会福祉協議会が行う各種イベントや事業などに積極的に参加し、多様性を尊重することを学び合い、思いやりのある心を育てましょう。

社会福祉協議会は、住民が学び合う機会をつくれます。

*社会福祉協議会の事業

1. 住民が気軽に集い、それぞれのかかわりを通して学び合う機会をつくれます。
「サロン活動支援」、「福祉まつり・ボランティアまつり」、「世代間交流」
2. 子どもの頃から自分の地域を学ぶ機会をつくれます。
「福祉教育推進事業」
3. ボランティア活動を始めるための学びの機会をつくれます。
「各種養成講座（手話・朗読ボランティア養成講座、やってみるじゃん協力員養成講座、生活支援員・市民後見人養成講座、シニアボランティア養成講座、介護支援ボランティア養成講座）」
4. 笛吹市の地域福祉を促進するための学びの機会をつくれます。
「笛吹市社会福祉大会」
5. 住民の自主的な活動を通して住民同士が地域福祉の実践について学び合う機会を支援します。
「地域福祉推進助成金事業」
6. 福祉活動団体の活動を支援することで団体構成員の学び合いの機会を促進します。
「福祉団体活動支援（笛吹市老人クラブ連合会、笛吹市障害者団体連絡協議会）」

基本方針Ⅴ.「ささえあい」

「ささえあい」では、お互い様の関係づくりに取り組みます。

* ささえあいとは

「ささえあい」は、「知りあい」「つながりあい」「みとめあい」「そだてあい」を受け継いで、地域住民の誰もが「互いに互いを支え合える関係」をつくることです。そして、今までの活動をより発展させ、「見守りあい」「助けあい」に繋げていきます。

地域で起こる様々な困り事は、特別な出来事ではなく誰にも共通して起こる課題です。互いが支え合うことを実感しながら互いを支え合っていく「お互い様の関係」をつくる必要があります。

* めざすこと

市民の皆さんが日頃から行っている活動や取り組みを振り返り、ほんの少しの意識の積み重ねを行うことで、無意識で行ってきた小さな支え合い活動がより大きな「ささえあい」活動へと発展していくことを目指していきます。そうすることで、要介護状態にある高齢者や障がい者も、受身ではなく、地域とのつながりを持ち、地域住民の誰もが役割を持って支え手になることが期待できます。

* 重点目標

市民の皆さんは、それぞれの地域で行われている様々な活動やボランティア活動に参加し、自分も地域の一員であり、誰かを支え、誰かに支えられている関係であることを意識する機会を持ちましょう。

社会福祉協議会では、住民が行う各種地域活動やボランティア活動をバックアップします。

* 社会福祉協議会の事業

1. 住民と一緒に地域の課題についての話し合いを行い、様々な地域活動などを支援します。
「地域福祉推進委員会（地域座談会を含む）」
2. ボランティア活動の充実とニーズや相性を考慮したマッチングなどでボランティアと受け入れ側が支え合える機会をつくります。
「ボランティア活動支援」
3. 障がい者が地域での役割を持ち、住民と一緒に活動できる機会をつくります。
「地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型」

基本方針VI. 「見守りあい」

「見守りあい」では、お互いに見守りできるしくみづくりに取り組みます。

* 「見守りあい」とは

見守りとは、気になる人や気になることに気づき、いつでも、どんな時でも住民皆が地域の中で、重層的に気かけ合い見守りし合える関係ができることです。その関係ができることで、早期の異変に気づき、そこから予防的支援につながります。

* めざすこと

見守りし合い、気づくことで異変の早期発見、問題の深刻化を防ぎます。また、気づきがあった時にはすぐに相談できる体制をつくることで、安心した生活が送れ、孤立、孤独による被害を防げること、災害が起きても地域の中で安心した生活を送れることが期待できます。

* 重点目標

市民の皆さんは、近所同士でお互いを気かけ合い、変化に気づいたら声をかけましょう。そして、気になる人や家庭があったときは、社会福祉協議会や関係機関に連絡をしましょう。

社会福祉協議会は、住民からの連絡に迅速に対応し、関係者が見守りし合えるしくみをつくります。

* 社会福祉協議会の事業

1. 住民からの連絡に迅速に対応し、見守りし合えるしくみをつくります。
「見守り事業『ふえふき地域見守りネットワーク』」
2. 熱中症予防啓発や大雪などの災害時には特定的な見守りを住民と協働し実施します。
「見守り事業『要援護者等安否確認』」
3. それぞれの町、地域ごとに住民と一緒に見守りし合えるしくみをつくります。
「地域福祉推進委員会（地域座談会を含む）」
4. 見守りが必要な住民には、関係機関等と連携し、迅速に見守りし合えるしくみをつくります。
「相談支援事業（見守り）」

基本方針Ⅶ.「助けあい」

「助けあい」では、困りごとに協力できる助けあいのしくみづくりに取り組みます。

*「助けあい」とは

生活する上での課題で、地域の助けあいで解決することができることは地域で解決することが理想です。しかし、近所の付き合いが希薄になっていたり、近所とのつながりを持たない人がいる中で、助け合う意識が薄れてきているのが現状です。また困りごとが分からない人、困りごとがあっても助けてと言えない人も地域には生活しています。

公的サービスの利用だけでは、対応できない課題やサービスの種類にないものもあります。そのようなときには、住民同士で助け合うことも必要になります。助け合うことにより、必要なサービスを提供している機関の発見や新しいサービスをつくることにつながる場合もあります。

このように、助けを必要としている住民の困りごとの解決のために、皆で一緒に協力して「助けあい」を進めます。

*めざすこと

それぞれの立場に応じた役割をもち、連携を図ることで、困りごとに協力できる助けあいのしくみづくりを目指します。万が一、災害が起こった時にも、住民がお互いに助け合える地域づくりを進めます。これにより、住民の生活上の困りごとが解消され、安定した地域生活を送ることが期待できます。

*重点目標

市民の皆さんは、生活で困った時は、1人で悩まず誰かに相談しましょう。また、困っている人から相談を受けたり、周りに困りごとが分からない人、困りごとを言えない人がいたら、地域で考えたり、関係機関に相談しましょう。

社会福祉協議会では、相談を受ける体制を充実し、平時でも災害時でも地域で助け合えるしくみづくりを支援します。

*社会福祉協議会の事業

1. 気軽に相談できる身近な相談窓口としての体制を充実します。
「相談支援事業」
2. 地域の困りごとを話し合い、課題の解決や軽減に向けたしくみをつくります。
「地域福祉推進委員会」、「地域会議」、「ふえふき子ども子育て関係者連絡会」
3. 緊急時、災害時、安否確認と助けあいがスムーズにできる体制を充実します。
「見守り事業『ふえふき地域見守りネットワーク』」、「見守り事業『要援護者等安否確認』」
4. 関係機関と連携し、災害に備え、平時からの助けあいのしくみをつくります。
「災害救援ボランティアセンター設置訓練」
5. 各種地域福祉事業や歳末助けあい事業などで助けあいのしくみをつくります。
「赤い羽根共同募金」

第2節 7つの「あい」と並行して行う活動（公助）

7つの「あい」と並行して行う活動（公助）

社会福祉協議会が行う各種福祉制度に基づく専門的なサービスを提供します。
（一部、制度外を含みます）

*基本方針

社会福祉協議会は、地域福祉の専門機関として、住民の支え合い活動と合わせて制度に基づく各種の事業を行うことによって、困難な環境にある住民も、本人の望む生活が続けられる地域づくりを進めます。特に、第2次地域福祉活動計画で取り組んできた「相談支援」の強化に継続して取り組むことで、地域のあらゆる生活課題の相談に対して、解決に向けた取り組みを行います。

*めざすこと

住民にとって、一番身近な相談場所として、あらゆる生活課題の相談支援が安心して受けられる体制づくりを行います。相談に来られない、相談が困難な住民の困りごとにも支援が届けられるよう住民との連携を図っていきます。

また、高齢や障がい、その他の理由による生活のしづらさによって生活の質が低下した住民に対して、日常的な声かけや見守り、ゴミ出しや買い物の手伝いなどの住民の支え合い活動と、各種福祉制度によるサービス提供を行うなどの専門的な支援とを合わせて届けることで、住民の地域生活の維持、向上を図れることを目指します。

*重点目標

社会福祉協議会は、各種福祉制度に基づく専門的なサービス提供と住民の実態に応じた制度外のサービスを行います。

*社会福祉協議会の事業

1. 高齢者に、在宅での介護や家事を支援する専門的なサービスを提供します。
「居宅介護支援事業（介護保険）」、「通所介護事業（介護保険）」、「訪問介護事業（介護保険）」
2. 高齢者の生活の困りごとに対する相談支援を行います。
「地域包括支援センター窓口業務」
3. 障がい者に、生活の困りごとや就労、社会参加など総合的な相談支援を行います。
「障がい者相談支援事業」
4. 障がい者の活動の場づくり、交流の場づくり、居場所づくりを行います。
「地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型」、「精神障がい者デイケア」、「障害者社会参加事業」
5. あらゆる生活の困りごとに対して、専門職による相談支援を行います。
「相談支援事業（法律、高齢者、障がい者、その他）」
6. 判断能力が低下した人の困りごとについて、専門的な相談支援を行います。
「日常生活自立支援事業」、「法人後見事業」、「成年後見制度利用支援」
7. 経済的困窮に対する相談支援を行います。
「生活福祉資金」、「社会福祉金庫」、「善意銀行」
8. 制度外サービスの提供を行います。
「おまかせ・あんしんサービス」、「お泊りデイサービス」

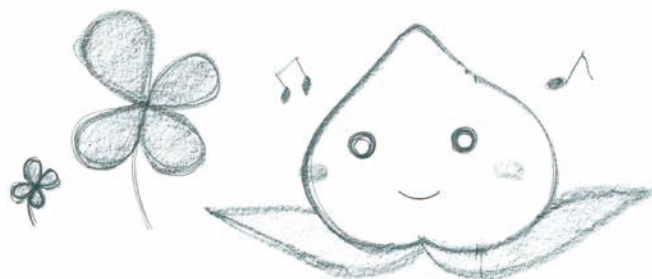
第3節 各町の取り組み

第3次地域福祉活動計画では、「住民が主役」の考え方に重点を置き、住民が皆で一緒に考えて、皆で一緒に活動することを目指します。

そのために、7つの町で地域座談会を開催しました。地域座談会では、それぞれの地域の「いいところ」、「困ったところ・気になるところ」、「自分でできそうなこと」、「地域の人との支え合いでできそうなこと」の意見やアイデアを出し合いました。その後、住民の皆さんが話し合いを重ねて、自分達の住む町が「こんなまちだったらいいな」という願いや思いをもとに、7つの町の活動計画が決まりました。各町では、自分達で決めたサブテーマのもとに、これから5年間をかけて地域づくりに取り組みます。

[7つの町の活動計画サブテーマ]

- 石和町・・・つなげよう、つたえていこう、温かい心 いさわ
- 御坂町・・・となり近所気にかけて、地域の絆をつなげよう
- 一宮町・・・声をかけ 支えあう町 いちのみや
- 八代町・・・あいさつから始める 気にかけて支え合える まちづくり
- 境川町・・・境川に住んで良かった～共に支え・生き・歩む 地域づくり～
- 春日居町・・・つづけ！笑顔のまち 春日居
- 芦川町・・・住民全員がボランティア！！



“こんなまちだったらいいな” 石和町

サブテーマ

つなげよう、つたえていこう、温かい心 いさわ

《経過》

石和町は市内最大の人口を抱え、多様な背景を持つ人々が住み、地区の環境も様々です。このため、地域福祉推進委員会では、地域の住民によるさまざまな活動の情報共有を行なってきました。子どもの登下校の見守りや居場所づくり、自主防災活動、ラジオ体操仲間の輪、施設入所者が交流できる地域サロン活動等、たくさんの活動が行なわれていることがわかってきました。そこで、わが町全体として、これからの地域福祉活動をどうやっていくのが良いのかを一緒に考えようと、関係者・住民による座談会を開催しました。

座談会では、「高齢者の方がいきいきと活躍している」、「子どもたちが元気にあいさつをする」「ボランティアの輪が広がってきている」などの良いところの意見が聞かれ、一方で「近所とのつながりが薄い」「地域行事に参加する人が減ってきた」「いろいろな役員の担い手がない」といった心配ごととも聞かれました。

これらの意見をもとに、石和町の今ある活動をさらに発展させ、次世代につなげていくために次の4つの活動目標を定めました。また、サブテーマは、温泉のある町で、「温かい心」を沸かせていこうという思いから“つなげよう、つたえていこう、温かい心 いさわ”に決めて、わが町づくりに住民みんなと一緒に取り組むこととなりました。

《実践すること》



あいさつ・声掛けをして「会話ができる」関係づくりをすすめよう

地域の中で日ごろから顔を合わせたときに積極的にあいさつをしましょう。最初は返事が返ってこなくても、継続することで、少しずつお互いを知り合えます。



世代を超え、子どもから高齢者まで交流しよう

様々な団体と協力して交流の場をつくりませんか。そして、老若男女かかわらず、声を掛け合い、積極的に参加しましょう。例えば、伝統文化や昔の遊びを伝えることで、学校の学び以外にも教え、教えられます。



環境美化活動を通してボランティア精神を育てよう

子どもから大人までゴミ拾いなど、地域の中で一緒にできることを見つけましょう。自分たちができるちょっとした活動を通してボランティアの意識を持っていきましょう。



防災意識を高め、安心・安全な地域を創っていきましょう

防災に関するイベントや学習会に積極的に参加しましょう。自分自身、仲間と一緒に参加することが、災害にも強い地域づくりにつながっていきます。



“こんなまちだったらいいな” 御坂町

サブテーマ

となり近所気にかけてあって、地域の絆をつなげよう

《経過》

御坂町はサロン活動やボランティア活動が盛んな町ですが、今回、改めて自分達の住んでいる地域や福祉について話し合う機会として、座談会を開催しました。

その結果、皆さんから「地域によっては、高齢化や過疎化が進み心配もあるが、となり近所のつながりがある」「住民同士の触れ合いがあって温かい町である」また健康の意識が高く、「住民同士が元気でいられるようにウォーキングを通じて仲間づくりをしよう」等の声が聞かれました。

これらの声から御坂町として、まずは、となり近所のつき合いから地域づくりを始めることが重要であると考え「となり近所気にかけてあって、地域の絆をつなげよう」というサブテーマのもと、下記の目標にみんなで一緒に取り組んで行くこととなりました。

《実践すること》



普段からとなり近所、日常の挨拶や会話を通して、 顔の見える関係づくりをしていきましょう

*住民同士、となり近所、顔が会ったときに、笑顔であいさつをすることから始めましょう。
そこから普段の何気ない会話を通して顔の見える関係をつくっていきましょう。



地区の行事へ参加するように、となり近所、皆で声をかけあいましょう

*住民同士、となり近所、声をかけ合って地区の行事へ参加しましょう。行事が開催される
ときは、それぞれの地区で、世代を越えて交流ができるよう、地域のみんに参加を呼び
かけていきましょう。



となり近所、緊急時の時にも助けあえる地域をつくりましょう

*災害等の緊急時にはとなり近所、助け合えるよう、普段から声かけ、見守りをしていきま
しょう。



となり近所、仲良く誘い合って、ウォーキングを通して仲間づくりをしていきましょう

*となり近所、声かけ合って、ウォーキングをしながら地域において仲間づくりをしていきま
しょう。



“こんなまちだったらいいな”一宮町

サブテーマ

声をかけ 支えあう町 いちのみや

《経過》

一宮町の地域福祉推進委員会は、住民同士のつながりが希薄になっているという課題の検討から、「いちのみや絆まつりの開催」「生活支援ボランティア組織の立ち上げ」など具体的な住民活動の実践に結びつけてきました。絆まつりは、子どもから高齢者まで千人の住民が交流し、学び合い、ボランティア活動を行なう場となっています。また、自分達の地域住民の生活の困りごとは自分達で解決していこうと、生活支援ボランティアの活動も始まっています。福祉に対する関心が高く、活動も活発に行われている町ですが、更に、広い世代、広い地域に広げていこうと、80名の住民に参加していただき、座談会を開催しました。「心の優しい人が多く親しみがある」「史跡が多く歴史がある町」「子ども達がしっかりあいさつをする」など意見が聞かれた一方で「地域の交流が少ない」「地域の結びつきが無くなって来ている」「若い世代の交流不足が顕著」など困っていることの見解も出されました。

多くの住民が、自分たちの地域に目を向け、将来を考えて出された意見は、委員会でまとめられ、一宮版7つの活動目標となりました。サブテーマ「声をかけ 支えあう町 いちのみや」のもと、皆で一緒に取り組んでいきます。



《実践すること》



行事がある時は、交流する為に各地区で誘い合おう。

具体的には・・・行事内容を伝えながら多くの地域の皆さんに声をかけ参加を呼びかけましょう。



各地区で交流や健康づくりの為に行事やサロン活動を定期的に行なおう。

具体的には・・・農繁期を考慮しながら、活動を活発に行なうようにしましょう。



子どもたちに地域の文化、史跡、行事を受け継ぐ機会をつくってあげよう。

具体的には・・・勉強会や見学会を行ない、知る・伝える場を作っていきましょう。



地域で安心して生活していく為に、地区や隣近所で助け合おう。

具体的には・・・日頃から声かけや見守りを心がけたり、生活支援ボランティア等も活用していきましょう。



いつでも自分からあいさつをしよう。

具体的には・・・子どもや高齢者の見守りのためにも、自分から進んであいさつをしていきましょう。



声かけあい気軽に皆でスポーツをしよう。

具体的には・・・仲間づくりや健康づくりの為に皆で集まり体操や軽運動をしましょう。



町内外の方へ地域の魅力や活動を伝える為に広報誌等でPRをしてあげよう。

“こんなまちだったらいいな” 八代町

サブテーマ

あいさつから始める 気にかけて支え合える まちづくり

《経過》

八代町は、長年、高齢者に弁当を宅配するボランティア活動等があり「支え合いはあたりまえだ」という、住民活動が活発な地域で、住民主催の八代ふれあい祭りは、子どもから高齢者まで大勢の住民が集います。しかし、地域福祉推進委員会を通して行なった話し合いや、アンケート調査で、「八代は福祉に関心が高く、地域での支え合いが当たり前に行なっている」という意見が出た一方で、「今はいいけど5年・10年先の八代はどうなるか心配」「新住民や、若い世代との交流が少なくなっている」などの意見も聞かれました。そこで改めてこれからの八代の地域づくりを考える機会として座談会を実施しました。

座談会では、幅広い世代、分野の方が集まり活発に意見を出し合い「誰もが笑顔であいさつを交わし、同じ八代に住む住民として、これからもみんなが住み続けたい町にして行こう」と、将来への目標が見えてきました。町全体で住民が自分ごととして取り組めるように活動をつなげて行きます。

《実践すること》

大人も子どももいつでも、どこでも、あいさつを交わしましょう。

具体的には・・・地域住民がお互いを知り合うために、いつでも、どこでも、あいさつを交わしていきましょう。

地域の子どもの見守りと声かけをしましょう。

具体的には・・・地域住民と子どもたちがあいさつから始まる顔の見える関係づくりを行います。いつでもどこでも子どもの安全のために、声かけや見守りを行っていきます。

盛大に地域行事が継続して開催できるよう、行事への参加を呼びかけをしましょう。

具体的には・・・伝統文化の伝承や多くの住民どうしが行事を通して、つながりをつくる交流の場づくりを目的とし、地域行事への参加を広く、広報活動など積極的に行って呼びかけを行っていきます。

暮らしの困りごと(買い物・ごみだし・病院の送迎など)への助け合いをしましょう。

具体的には・・・暮らしの困りごとへの支援を必要な方が、気軽に頼めたり、いつでも助け合える関係づくりを行っていきます。

地域の支えが必要な人にあいさつや声掛けをし、みんなで見守りをしましょう。

具体的には・・・生活のしづらさを抱え、支援を必要とする住民が孤立しないように、気にかけて、声かけあえる地域にしていきたいと思います。必要なときには民生委員や区役員などに相談をしていきたいと思います。

みんなが使う場所のごみ拾いを大人も子どももみんなで、定期的に行います。

具体的には・・・地域交流と、自分の町を大事にする心を育てることを目的に、みんなでゴミ収集をするなど環境美化の取り組みを行っていきます。



“こんなまちだったらいいな” 境川町

サブテーマ

境川に住んで良かった ～ 共に支え・生き・歩む 地域づくり ～

《経過》

境川町では、H27年度より地域福祉推進委員が中心となって、少子高齢化・介護問題・老人や子どもの貧困・孤独死などのさまざまな地域の問題を背景に、自分たちが暮らす地域の現状や住民の声を聴くことが必要ではないかという話し合いから、行政区を単位とした福祉懇談会を開催してきました。

福祉懇談会では、住民から「歴史と俳句の里」「隣近所が顔見知り」「住民（地区）がまとまっている」「子どもは少ないけど、元気にあいさつをしてくれる」等という意見があった反面、「高齢の親と独身の子（男）の世帯が多い」「農業だけではなく、家を継ぐ子どもたちが地区から出てしまう」などの意見がありました。その意見をもとにして、各地区では下記のように実際に自分たちの住む町をより良くするための活動が始まっています。地域福祉推進委員会において、境川町の活動の基本方針を『自分たちの区のこと自分たちで話し合っ決めていく』とし、H29年度以降も引き続き各地区での福祉懇談会を開催していきます。境川の意見を取りまとめ、境川町全体の地域福祉の広がりや活性化、地域づくりに発展させていきます。

《実践すること》



大黒坂区	《 茶飲み話をする機会・会う機会・話をする機会を作りましょう 》 ☆ 区民1人1人が意識をして、道端でもどこでもよいので、挨拶をしたり会話をする。
	《 今ある地域のつながりを継続し、さらに強めていきましょう 》 ☆ 各組で行っている新年会や忘年会に誘い合っ、続けていけるようにする。
	《 地域の宝である聖応寺を他の地域の方にも知ってもらいましょう 》 ☆ 聖応寺や檜山節考の碑、キャンプ場等を多くの人に知ってもらうように案内板等を設置する。
寺尾地区	《 旧寺尾分校で行われる”桜祭り”を3地区合同で実施していきましょう 》 ☆ 3地区の区長を含めた実行委員会が中心となり実施する。
	《 諏訪南宮神社の美化活動を3地区の氏子全員で実施していきましょう 》 ☆ 3地区の氏子全員で行事に合わせて境内や周辺の清掃を行う。
	《 総ての住民が参加できるラジオ体操の実施していきましょう 》 ☆ 年間を通して子供・大人・高齢者すべての住民が公民館へ集まり実施する。
	《 区役員とボランティアが繋がりを持ち”見まわり隊・見守り隊”を実施しましょう 》 ☆ ひとり暮らしや高齢世帯には、回覧板をポストに入れるのではなく手渡す。 ☆ ボランティアを募集して、区役員とのつながりを持ち、見守り活動を行う。



“こんなまちだったらいいな” 春日居町

サブテーマ

つづけ！ 笑顔のまち 春日居

《経過》

春日居はサロン活動が活発で、学校と住民と一緒に子どもたちの見守りを行うような福祉活動が盛んな地域ですが、活動をより広めていくことを考える機会として、座談会を開催しました。座談会では、春日居のいいところとして「環境がよい」「人が暖かい」「サロン活動が盛ん」「ボランティアが活発」「春日居見守りたいがある」「子どもがあいさつをする」「行事が活発だ」などの意見が聞かれました。一方で、「人のつながりが薄くなってきた」「特に若い世代の行事への参加者が減ってきた」「様々な分野で後継者が育たない」「あいさつをしない」などの困っていることや心配も聞かれました。いいところと心配事がおたがいに深く関係していることがわかりました。そこで、いいところを伸ばすため、「地域の人＝自分たち」ができることを話し合い、3つの活動を目指しました。

サブテーマは、みんなが笑顔でいることが何よりの幸せであること、今の良い状態が続くこと、また次へつながっていくことを願って“つづけ！ 笑顔のまち春日居”とし、みんなで地域づくりに取り組んでいくことになりました。

《実践すること》



笑顔で、大きな声で自分からあいさつをしよう！

具体的には・・・地域を知り、地域の人と親しくなるため、日常生活のなかで出会った人に、自分から、笑顔で大きな声で挨拶をしましょう。相手があいさつを返してくれなくても、継続することが大切と考えて、あいさつを続けましょう。



地域行事や町のイベントがあるときは、地域の人に積極的に参加を呼びかけよう！

具体的には・・・地域の融和のため、伝統文化の継承のため、地域での各種行事に参加しましょう。行事が開催されるときには、それぞれの地域で、みんなで子どもを含めた地域の人に参加を呼びかけていきましょう。



ボランティアの輪を広げ、次世代につなげよう！

具体的には・・・今実践中のボランティアは、無理のない程度に継続しましょう。活動が広がるよう、各種行事が開催されるときには、それぞれの地域で、みんなで地域のみんな、特に若い世代に協力の呼びかけをしていきましょう。

みんなでいっしょに
取り組んでいこう！



地域の良いところが
たくさん再発見
できました

“こんなまちだったらいいな” 芦川町

サブテーマ

住民全員がボランティア!!







《経過》

芦川町は高齢者人口は約 6 割を占める過疎地域ですが、住民の皆さんは「みんなで支えあうのが当たり前」と、普段から男衆ボランティア活動をはじめとするさまざまな支え合い活動を行なっています。また、自然豊かで美しく、食べ物が美味しいわが町を誇りに思い、未来につないでいきたいと普段から地域おこしワーキングや話し合いを重ねています。

今回の座談会では、人口の 1 割を超える 50 名以上が参加して熱心に意見を出し合いました。芦川のいいところとしては「ボランティア活動はさかん」「みな顔見知り」「近所との支えあいは当たり前」などの意見が聞かれ、逆に困ったところ・気になることとして、「後継者が育たないこと」「一人暮らしの高齢者が多く心配」や「移住者との交流が少ない」などが聞かれました。そこで、地域の人との支えあいによってできそうなことを出し合い、今まで以上に意識をもって以下の活動をしていくことを目標にしました。

サブテーマは、人口減少や高齢化等の困りごとに対処していくために、日頃から合言葉にしている“住民全員がボランティア”とし、何事も皆で協力していくことを共有しました。

《実践すること》

	皆で気軽に見守り・声かけしましょう 具体的に…一人暮らし高齢者の健康状態を把握するため、日々の生活の中で、皆で挨拶から見守り・声かけしましょう。
	区毎の地図をつくりましょう 具体的に…緊急時にも区民の安全を守るため、地域福祉推進委員会を中心として人家・住人が明確にわかるような区毎の地図をつくりましょう。
	移住してきた住民も地域の仲間になれるような働きかけをしましょう 具体的に…仲間意識をもってもらえるように年に数回地域を知ってもらう機会をつくり、区役員さんと住民皆で組加入を勧めましょう。
	住民全員でボランティアをしましょう 具体的に…地域が崩壊してしまわないよう、高齢者は参加することもボランティア！を意識して送迎や生活の中での支援等町民全員が様々な形でボランティアをしましょう。
	軽スポーツを推進しましょう 具体的に…高齢化で介護予防が益々必要なため、スポーツ委員が中心になり毎日皆でゲートボールやグラウンドゴルフなどの軽スポーツを推進、実施しましょう。
	伝統行事を継続しましょう 具体的に…地域福祉推進委員は、コミュニティーを再生維持するため、毎年6月、伝統行事である“3月飯”を住民・出身者に呼びかけながら継続しましょう。

みんなで
やっていくじゃん



話し合う
プロセスが大事

第4節 笛吹市社会福祉協議会の取り組み

社会福祉協議会は、地域に根ざし、永続的に質の高い福祉サービスを住民に提供していかなければならない使命をもっています。住民が主体的に行う支え合い活動や福祉サービス、行政から委託された福祉サービス、社会福祉協議会主体の福祉サービスもあります。それらを実行していくためには、財政に裏づけされた組織としての存在でなければ、十分その機能は発揮できず、福祉と住民の橋渡しができるコーディネーター力やアシスト力を持った組織でなければなりません。また、職員は専門職としての高い能力と実行力を保持し、気概を持って業務にあたる集団でなければなりません。

これらの使命を果たすために、組織としての体制を整えることが、重要で不可欠であると考え、平成25年に「発展・強化プラン」を策定し、年度ごとに見直ししながら、組織基盤を強力なものとする取り組みを行っています。

「発展・強化プラン」の概要は次のとおりです。

(1) 組織運営体制の強化

理事・評議員をはじめとする地域の福祉活動のリーダーとの連携強化を図り、地域福祉推進委員とともに、7つの町の地域福祉に係る検討や活動の推進を図ってきました。7つの町の地域事務所に職員を配置して、地域福祉推進委員会やボランティア活動などの住民活動支援や相談支援等を行うことで、住民と一緒に、各町の状況に基づいた地域づくりの推進を図る体制をつくっています。

(2) 事務局体制の整備

社会福祉協議会内職員教育システムの構築が進み、新任職員研修から監督職員研修までが、毎年、定例で行われています。また、資格取得のための学習会や資金貸付制度の整備が行われて、専門職資格の取得が推進されています。そのほか、集合研修と現場の実践における研修がシステム化されて、重層的に職員の資質向上が図られるようになりました。

(3) 安定的な財政運営

住民から信頼を得ることのできる質の高い事業を行うことで、市から委託事業・補助金事業を継続して任されるよう努力しています。

介護保険事業では支援困難な住民に対してのサービス提供を積極的に行い、質の高いサービス提供を行うことで、住民からの信頼を得て、地域福祉推進のための財源が安定するよう努めています。

(4) 諸計画の推進

住民の支え合い活動の活性化と制度による質の高いサービス提供を一体的に実践できる活動を目指しています。そのために、介護保険事業と地域福祉事業の連携を強化し、地域の中の住民の支え合い活動などの情報を共有し、社会福祉協議会で行っている様々な事業がチームとなり、チーム一丸となって、住民の生活を支える活動を行っています。また、毎年度の事業計画、重点目標を設定、実行することで地域福祉活動計画の着実な推進を図っています。

第五章「地域福祉活動計画の推進と評価」

第1節 取り組みの進め方

(1) 計画の周知・理解の促進

住民の皆さんは、広報やホームページなどから、地域福祉活動計画の基本理念・取り組みなどを知り、理解しましょう。

社会福祉協議会は、地域福祉活動計画の概要版を全戸配布するとともに、広報「かけはし」やホームページなどの媒体を通じて、本計画についての理解を図れるように、住民の皆さんに広報を行います。

(2) 各町の活動計画とつながる活動の推進

住民の皆さんは、各町の地域づくりが進むと同時に、笛吹市全体の地域づくりが進むことになることを理解し、共に活動していきましょう。

社会福祉協議会は、笛吹市全体で推進していく事業と町ごとに推進していく事業をともに強化し、住民と共に、計画の推進を図ってまいります。特に、地域福祉推進委員会を中心に、各町の活動計画に基づいて、その具体的実施計画を作成し、住民と共に、計画的に各町の地域づくりを行ってまいります。

(3) 社会福祉協議会の取り組み体制

社会福祉協議会は、活動計画の推進のための年度事業計画を策定し、着実に計画の推進を図れるよう努めます。

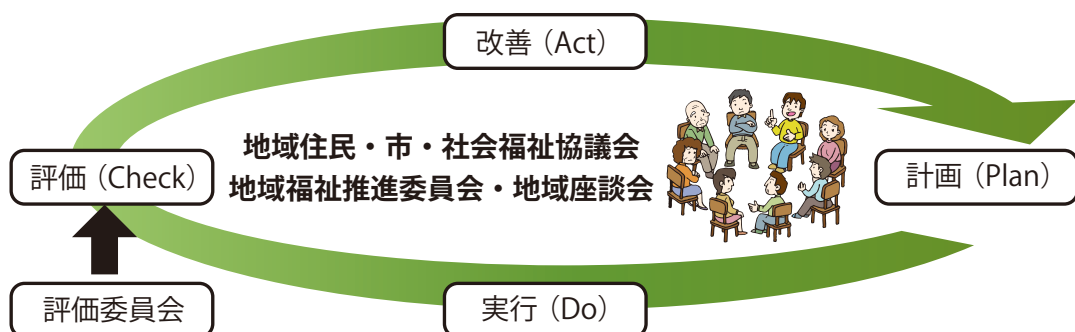
第2節 取り組みの評価

(1) 住民と共に行う評価

各町の地域福祉推進委員会を中心に、地域座談会の開催や事業を通じての聞き取り等を行うことで、住民と共に、各町の活動計画の評価を行います。また、それらを集約することで、笛吹市全体の評価を行ってまいります。

(2) 地域福祉活動計画策定及び評価要綱による評価

地域福祉活動計画策定及び評価要綱により、評価委員会を設置し、社会福祉協議会の事業評価をもとに計画2年目終了時までには中間評価を行い、また、4年目終了時までには最終評価を行います。



第3次地域福祉活動計画 社協の事業と評価方法(平成29年度～平成33年度)

事業名	事業の目的
基本方針 I. 知りあい …… 普段からの顔の見える関係づくり	
基本方針 II. つながりあい …… 孤立しないさせないつながりづくり	
サロン活動支援	<ol style="list-style-type: none"> その地域に住むすべての住民が身近な場所で交流することにより、近隣住民としての日常的な交流ができる関係づくりやその強化を図ることを目的とする。 他のサロンとの交流を行い、地域を越えた交流を図ることを目的とする。
笛吹市介護予防事業(やってみるじゃん)	65歳以上の高齢者が地域の公民館等で行われる各種プログラムに参加することより、地域住民としての交流をとおして地域の関係を強化するとともに、介護予防を図ることを目的とする。
世代間交流	世代を超えて交流することによりお互いを理解し、地域の中でのつながりを強くするとともに、互いに支え合える地域をつくることを目的とする。
生きがいづくり支援事業	その町が誇れる事業を地域全体で実施することで、地域住民同士のつながりを深め、お互い支え合える関係をつくることを目的とする。
福祉まつり・ボランティアまつり	日頃外出の機会が少ない高齢者が交流を深め、外出へのきっかけを作るとともに、地域住民と見守りや相談、日常的な交流が図れるような関係をつくることを目的とする。
広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 社協活動や地域福祉活動についての情報をすべての地域住民に届けることにより、地域住民の社協及び地域福祉活動への理解を深めることを目的とする。 地域住民が社協活動や地域福祉活動への協力や参加への意欲を高めることを目的とする。
コミュニケーション支援事業	ボランティアが文字を音声訳し、視覚障がい者等に必要な情報を提供する声の広報や、点字により、文字による情報入手が困難な住民の生活支援を行う。
基本方針 III. みとめあい …… 一人ひとりのちがいをみとめあえる関係づくり	
地域活動支援センター I型・Ⅲ型	障がい者に対して、創作的活動や生産的活動の場を提供し、地域社会との交流の促進を図ることを目的とする。また、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、障がい者の地域生活支援の地域づくりを行うことを目的とする。
障がい者社会参加事業	障がい者やその家族の社会参加への支援を行うことにより、地域社会の障がい者等の理解の促進を図り、地域社会における役割を担うことができるようになることを目的とする。
障がい者本人活動支援事業	障がい者やその家族の各種活動への支援を行うことにより、主体的な当事者活動を行うことができるようになることを目的とすると同時に、障がい当事者活動を通じ、グループ化やエンパワメントを図ることを目的とする。
基本方針 IV. そだてあい …… ふくしの心を育てあえる環境づくり	
福祉教育推進事業	推進校において、福祉体験や交流活動などの福祉教育を展開することにより児童生徒に命を大切にしていかに他者を思いやる心を育てることにより、誰もが互いに支え合える社会の実現に寄与する人材の育成に資することを目的とする。
手話・朗読ボランティア養成講座	<ol style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者の地域生活を支援するボランティア活動の人材を確保することを目的とする。 地域住民への手話の理解促進を図ることを目的とする。
やってみるじゃん協力員養成講座	各地域でやってみるじゃんを自主的に開催できるようにするための人材の育成を目的とする。
やってみるじゃん協力員フォローアップ講座	やってみるじゃん自主開催の継続と充実のために、協力員のスキルアップを図ることを目的とする。
生活支援員・市民後見人養成講座	<ol style="list-style-type: none"> 市民が成年後見制度や日常生活自立支援制度の理解を深めることを目的とする。 市民が市民後見人または生活支援員として、利用者に寄り添いながら日常生活の支援を行える人材を養成することを目的とする。
シニアボランティア養成講座	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険サービス非該当の地域住民に対する各種の生活支援のボランティア人材の確保を図ることを目的とする。 シニア層が地域住民の生活支援を行うことにより、本人の生きがいづくりと支え合える地域をつくることを目的とする。
介護支援ボランティア(いきいきサポーター)養成講座	高齢者がボランティア活動を通じて、社会貢献と共に本人の生きがいづくりに寄与することを目的とする。

事業の評価

事業の評価		事業とのつながり							
方法	目標値[最終評価年度/H28実績]	I	II	III	IV	V	VI	VII	公
		知りあい	つながりあい	みこめあい	NANAのうら	わがままのうら	見守りあい	助けあい	公助
社協の重点目標 住民同士が顔を合わせる機会をつくる									
社協の重点目標 住民同士が集える場をつくったり、情報の発信をする									
○実績報告の集計	○実施回数:1,500回/1,496回 ○延べ参加人数:15,650人/15,640人 ○延べ協力者数:4,400人/4,386人 ○新規開催場所数:5箇所/一箇所 ○他サロンとの交流数:5箇所/一箇所								
○実績報告の集計 ○アンケート調査(参加者・協力者) ○実績報告から個々の支援に対して質的評価	○自主開催:150回/131回 ○延べ参加人数:11,500人/11,040人 ○実人数:2,300人/2,184人 ○協力者数:3,600人/3,447人								
○実績報告の集計 ○アンケート調査(世代別:年少・生産年齢・老年)	○参加者数:1,310人/1,280人 ○内生産年齢参加者:1割/一割								
○アンケート調査	○参加者数:6,500人/6,396人								
○アンケート調査(参加者の参加経路)【満足度】 ○実績報告から個々の支援に対して質的評価	○参加者数:400人/364人 ○新規数:35人/-人								
○読者数の把握と増加、内容の充実等については、聞き取りの方法を検討していく	○かけはし発行:年4回/年4回 ○地区別たより発行:年1回/年1回								
○アンケート調査【満足度】	○声の広報発行:月1回/月1回 ○新規利用者数:年5人/年1人								
社協の重点目標 様々な人が集まり、互いを知り合い共に活動する場をつくる									
○I型:地域交流内容・啓発活動内容 ・ボランティア参加状況評価・連携内容 ○III型:地域交流内容・個別支援計画評価	○I型平均参加人数:1日15人/9人 啓発回数:5回/4回 ○III型1日利用平均:10人/9.5人								
○事業内容と参加者概要の評価	○スポレク実施回数:8回/7回 ○参加人数:260人/250人								
○各種活動内容と参加者の概況評価	参加回数・参加人数 ○太鼓教室:22回・350名/21回・345名 ○ゆうゆうゆうハート:12回・50人/12回・59人 ○チャレンジ旅行:1回・40人/1回・42人 ○ピアサポート:5回・10人/2回・7人								
社協の重点目標 住民が学び合う機会をつくる									
○実績報告から個々の支援に対して質的評価	○助成対象校:21校/21校								
○事業の広報・啓発内容評価	○手話:参加人数20人/15人・修了者15人/10人 ○朗読:参加人数20人/19人・修了者15人/15人								
○アンケート実施 ○実績報告から実践につなげる実的評価	○修了者数:110人/72人								
○アンケート実施	○実施参加者数:修了者の半数 ○年間延べ活動回数:300人/250人								
○アンケートの実施 ○ミーティングから個々の支援に対してのプロセス評価	○新規修了者数:50人/10人 ○養成講座からの組織化:5団体/4団体								
○実績報告から実践につなげる状況評価	○新規修了者数:50人/- ○養成講座からの組織:5団体/4団体								
○アンケート調査(参加者・契約施設)	○実活動人数:50人/34人								

第3次地域福祉活動計画 社協の事業と評価方法(平成29年度～平成33年度)

事業名	事業の目的
-----	-------

基本方針 IV. そだてあい・・・ふくしの心を育て合える環境づくり

笛吹市社会福祉大会	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動実践者を顕彰することにより、住民が地域福祉の重要な実践者であることの啓発を図ることを目的とする。 2 地域住民と市、地域福祉関係者等が地域福祉推進のための方策について考え、実践する機会を提供し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 				
地域福祉推進助成金事業	地域特性と創造性を活かした活動や事業を行う行政区等に助成金を交付し、地域福祉活動が活発に展開されることを目的とする。				
福祉団体活動支援	<table border="1"> <tr> <td>笛吹市老人クラブ連合会</td> <td rowspan="3">各団体の事務局としての各種支援を行うことにより、自立した組織運営を行い、活動が活性化することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>笛吹市障害者連合福祉会</td> </tr> <tr> <td>笛吹市障害者団体連絡協議会、障害者関係団体(計)</td> </tr> </table>	笛吹市老人クラブ連合会	各団体の事務局としての各種支援を行うことにより、自立した組織運営を行い、活動が活性化することを目的とする。	笛吹市障害者連合福祉会	笛吹市障害者団体連絡協議会、障害者関係団体(計)
笛吹市老人クラブ連合会	各団体の事務局としての各種支援を行うことにより、自立した組織運営を行い、活動が活性化することを目的とする。				
笛吹市障害者連合福祉会					
笛吹市障害者団体連絡協議会、障害者関係団体(計)					

基本方針 V. ささえあい・・・お互い様の関係づくり

地域福祉推進委員会	各地域の福祉活動に関する事項や評議員の候補者の選出に関する事項を協議する。また、代表者委員会では笛吹市の地域福祉推進に資するため相互の連携を図ることを目的とする。
ボランティア活動支援	新しいボランティア活動の開発や新規ボランティアの登録・ボランティア利用のニーズとボランティア活動のマッチング等を行うことで、地域住民の生活の向上と生活上の困難の解決、ボランティア活動の活性化を図ることを目的とする。
	<p>市民活動・ボランティアセンターのコーディネーター機能を中心にセンター活動を支援することにより、センターの活動の充実を図り、市民活動及びボランティア活動の普及発展を図ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動・ボランティア活動に対する住民への啓発、理解の促進を図ることを目的とする。 2 ボランティアの資質の向上を図ることを目的とする。

基本方針 VI. 見守りあい・・・お互いに見守りできるしくみづくり

見守り事業 「ふえふき地域見守りネットワーク」	社協と「ふえふき地域見守りネットワーク」に関する協定を締結した民間事業者の協働のもと、高齢者・子ども・障がい者をはじめとする地域住民の見守り活動を行うことにより、地域住民の安心・安全な暮らしの実現を図ることを目的とする。
見守り事業 「要介護者等安否確認」	社協が把握している一人暮らし高齢者や障がい者等に対して熱中症予防の注意喚起や災害時の安否確認などを実施することにより、対象者が安心安全な暮らしを継続できることを目的とする。
相談支援事業(見守り)	社協が把握している一人暮らし高齢者や障がい者等に対して熱中症予防の注意喚起や災害時の安否確認などを実施することにより、対象者が安心安全な暮らしを継続できることを目的とする。

基本方針 VII. 助けあい・・・困りごとに協力できる助けあいのしくみづくり

相談支援事業	総合相談(職員相談)	地域住民の様々な生活課題の相談を受け、解決を図ることにより、社協が地域住民の身近な相談窓口となり、生活課題の解決を図ることを目的とする。
	総合相談(専門相談)	地域住民の生活課題について、弁護士や司法書士などによる専門的な相談を行うことにより、課題解決の糸口とすることを目的とする。
	地域包括支援センター窓口業務	65歳以上の高齢者からの様々な相談を地域包括支援センターの窓口として受け付け、つなげることで、相談の解決を図ることを目的とする。
障がい者相談支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者、家族及び介護者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護など必要な支援を行うことにより、障がい者等の地域生活の安定を図ることを目的とする。 2 基幹相談支援センターと連携し、自立支援協議会を中心とした笛吹市相談支援体制整備の推進を図ることを目的とする。 	
地域会議	官民協働の地域づくりの推進を行う事を目的とし、地域ごとの個別事例から、ニーズの顕在化や潜在的な社会資源の発掘なども含めた地域課題を把握、共有する。	
ふえふき子ども子育て関係者連絡会	笛吹市の子ども子育てに関する市民活動団体やボランティア団体、個人などで構成する連絡会の活動を支援することにより、子ども達がすこやかに育まれるための地域づくりの推進を図ることを目的とする。	

事業の評価		事業とのつながり							
方法	目標値[最終評価年度/H28実績]	I	II	III	IV	V	VI	VII	公
		知りあい	つながりあり	みとめあい	そだてあい	ささえあい	見守りあい	助けあい	公助
社協の重点目標 住民が学び合う機会をつくる									
○参加者へのアンケート調査、実行委員の反省	○参加者:300人/260人								
○主体的な活動への内容と状況評価	○助成団体数:90団体/84団体								
○主体的な活動への状況評価	○単位クラブ数:75団体/73団体								
○活動内容と状況評価	○支援回数:3回/1回								
○活動内容と状況評価	○支援団体数:12団体/7団体								
社協の重点目標 住民の地域活動やボランティア活動をバックアップする									
○地域ごとの活動計画の進捗状況確認、新規の活動状況、目標到達割合等の質的評価	○地域座談会:各町1回/1回 ○代表者会議:1回/1回								
○実績報告からニーズ把握、連携等の質的評価	○ボランティア登録団体数:86団体/81団体 ○登録人数:2,600人/2,457人								
○実績報告からニーズ把握・相談支援等の質的評価	○センター利用人数:3,500人/2,929人								
社協の重点目標 住民からの連絡に迅速に対応し、関係者が見守りし合えるしくみをつくる									
○締結事業所等との情報提供及び連携状況の確認 ○「笛吹市安心安全見守り協議会」への連携・参加	○締結事業所数:61箇所/56箇所 ○「見守りネットワーク事業所連絡会」の継続開催:1回/1回								
○必要時に連携した協力者数や訪問回数、活動の報告書	○必要時対応のため、目標は設定しない								
○見守りの構築をした相談支援回数 ○見守り支援者数、事例の記録	○必要時対応のため、目標は設定しない								
社協の重点目標 困りごとへの協力や、万が一災害が起こっても助け合える地域をつくる									
○実質報告の集計 ○相談受付から個々の支援に対する質的評価	○相談件数:500件/374件								
○実績報告の集計 ○アンケート調査(相談者)	○相談稼働率:80%/72.8%								
○実質報告の集計 ○相談受付から個々の支援に対する質的評価	○相談件数:100件/89件								
○個々の相談支援に対する質的評価 ○自立支援協議会での協議・取り組み内容評価	○相談実利用数:230人/219人 ○件数:2,700件/2,575件 ○自立支援協議会運営・参加:45回/45回								
○地域の課題、ニーズの把握の質的評価 ○課題解決検討会議への問題提起を行う質的評価	○事例のデータベース化								
○連絡会や個別支援からの質的評価	○開催回数:6回/6回 ○各事業の実地方法の蓄積								

第3次地域福祉活動計画 社協の事業と評価方法(平成29年度～平成33年度)

事業名	事業の目的
基本方針 VII. 助けあい・・・困りごとに協力できる助けあいのしくみづくり	
災害救援ボランティアセンター設置訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 日頃から、地域住民の防災に対する意識を高めることを目的とする。 2 災害発生時に地域住民が適切な行動がとれる体制をつくり、災害発生時の地域住民の安全を図ることを目的とする。
赤い羽根共同募金	<ol style="list-style-type: none"> 1 自分たちが住むまちにおける地域福祉の推進を図ることを目的とする。 2 募金への協力が地域福祉活動への参加の一つの方法であることへの理解を深めることを目的とする。

基本方針 7つの「あい」と並行して行う活動(公助)	
生活福祉資金	生活福祉資金の相談を受け付けスムーズに支援することにより、地域生活の安定を図ることを目的とする。
社会福祉金庫	地域住民に対する緊急的な貸し付けを行うことにより、緊急対応と自立支援を行うことを目的とする。
善意銀行(法外援護)	行旅病人に対して最低限の交通費等を支給することにより、緊急事態の改善を図ることを目的とする。
福祉機器貸出	高齢者、障がい者等を対象に一時的に福祉機器を貸し出すことにより、在宅生活を支援することを目的とする。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、自立した地域生活を送れるように支援することを目的とする。
障がい者サービス利用計画作成	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、総合的な支援計画を作成、支援することにより、障がい者が自立した地域生活を送れることを目的とする。
精神障がい者デイケア	在宅で回復途上の精神障がい者を対象に作業支援・レクリエーション活動支援・創作活動支援・生活支援などを行い、社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。
法人後見事業	法人が後見人となり、地域で権利擁護を推進することにより、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心して生活できることを目的とする。
法人後見支援事業	法人後見業務等を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備及び法人後見活動を支援することにより、法人後見制度の利用普及を図ることを目的とする。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。
成年後見制度利用支援事業	市長申立を行う際の後見候補者の選定及び手続き等を行うことにより、成年後見制度の適正な利用を図ることを目的とする。
障害程度区分認定調査	認定調査を通して、障がい者が障害福祉サービスを適切に利用できることを目的とする。
居宅介護支援事業(介護保険)	要支援、要介護状態にある高齢者等が適切な介護保険サービスを利用できるようにマネジメントを行うことにより、尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的とする。指定市町村事務受託法人として笛吹市から委託を受け、県外の認定調査を実施する。
訪問介護事業(介護保険)	要支援、要介護状態にある高齢者等に適切な訪問介護サービスを提供することにより、尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的とする。
通所介護事業(介護保険)	通所介護サービスを提供することにより、在宅生活を維持し、利用者の心身機能の維持向上及び家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。
障がい者社会参加支援事業(訪問)	障がい者に移動支援、生活訓練等のサービスを提供することにより、日常生活及び社会生活を営むことができることを目的とする。
障がい者自立支援給付(訪問)	障がい者に居宅介護サービスを提供することにより、地域において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。
障がいデイサービス(通所)	在宅で生活している身体障がい者に通所介護事業所においてサービスを提供することにより、身体機能の維持向上及び社会参加の促進を図ることを目的とする。
おまかせ・あんしんサービス[制度外]	介護保険サービス以外の訪問介護サービスを提供することにより、利用者が地域において日常生活を営むことができることを目的とする。
お泊まりデイサービス[制度外]	本会通所介護事業所利用者が介護者の都合で在宅での生活が困難な場合に、通所介護事業所に一時的に宿泊することにより、介護者及び利用者の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに利用者の自宅での生活が継続できることを目的とする。

事業の評価		事業とのつながり							
方法	目標値[最終評価年度/H28実績]	I	II	III	IV	V	VI	VII	公
		知りあい	つながりあい	みとめあい	そだてあい	むすえあい	見守りあい	助けあい	公助
社協の重点目標 困りごとへの協力や、万が一災害が起こっても助け合える地域をつくる									
○実績報告の集計 ○アンケート調査(相談者)	○継続実施回数:1回/1回 ○参加者数:100人/- ○新規参加者数:10人/-								
○協力者数、募金額、助成金額、助成(団体)数、助成内容、 募金協力人数、他事業所などの地域還元件数 ○活動内容、周知方法確認、目標額に対する達成率	○募金額達成率:100%(年度目標額に対して)								
社協の重点目標 制度やサービスによる専門的な支援を行う。 住民の実態に応じた制度外のサービスを提供できるようにする。									
○個別の相談支援からのプロセス評価	○新規件数:15件/3件								
○個別の相談支援からのプロセス評価	○新規貸付件数:25件/4件 ○新規貸付先の回収率80%/-								
○個別の相談支援からのプロセス評価	○申請件数:10件/10件								
○貸し出し理由のまとめと評価	○貸出件数:130件/112件								
○個別支援計画の達成度の評価	○新規:25件/11件 ○利用実績、相談実績、日自契約者数								
○個々の支援に対するの質的評価	○相談回数:3,400件/3,329件 ○利用人数:150人/130人 ○モニタリング回数:156回/135回								
○個別目標達成についての(プロセス・結果)評価	○開催プログラム数:190回/198回 ○参加人数:970人/953人								
○個々の支援に対するの質的評価	○啓発活動:10回/2回 ○新規受任:15人/3人								
○学習会・法人設立に向けて体制整備のプロセス評価	○学習会:10回/1回 ○法人設立:1法人/-								
○学習会による制度の理解度の質的評価	○普及啓発:50回/- ○学習会:5回/-								
○申立てに至るまでの相談支援のプロセス評価	○申立検討会:4回/3回 ○市長申立:5件/3件								
○適正な調査の遂行の評価	○調査依頼による対応のため、目標値は設定しない								
○特定事業所の継続取得 ○満足度アンケート	○ケアプラン数(予防含む):4,700件/4,693件 ○認定調査受託件数:120件/115件								
○登録特定事業者の継続 ○個々の支援に対するの質的評価(個別支援・内外研修参加等)	○延べ利用者数:1,500人/1,467人 ○訪問回数14,500回/14,374回								
○個々の支援に対するの質的評価(個別支援・内外研修参加等)	○延べ利用者数:43,000人/42,535人 ○平均稼働率:80%/77%								
○ガイドヘルパーの継続 ○個々の支援に対するの質的評価(個別支援・内外研修参加等)	○延べ利用者数:100人/92人								
○ガイドヘルパーの継続 ○個々の支援に対するの質的評価(個別支援・内外研修参加等)	○延べ利用者数:300人/268人								
○個々の支援に対するの質的評価(個別支援・内外研修参加等)	○延べ利用者数:60人/51人								
○制度外サービスのニーズと対応内容 ○個々の支援に対するの質的評価	○延べ利用回数:70回/60回								
○制度外サービスのニーズと対応理由 ○個々の支援に対するの質的評価	○延べ利用回数:5回/3回								

第2次地域福祉活動計画 事業・業務一覧と評価表(平成24年度～平成28年度)

中事業名	小事業名	目的	評価項目	目標値 (H22を基準)
	社協会員の募集	1 地域住民や法人に社協活動や地域福祉活動の啓発を行うことを目的とする。 2 会員としての協力が地域福祉活動に参加する一つの方法であることへの理解を深めることを目的とする。	社協会費 (総額)	17,743,000円
	赤い羽根共同募金の募集	1 自分たちが住む町における地域福祉の推進を図ることを目的とする。 2 募金への協力が地域福祉活動への参加の一つの方法であることへの理解を深めることを目的とする。	募金額 (総額)	13,644,703円
	地域福祉活動計画の推進	計画に基づいての事業展開により、市民に笛吹市の地域福祉が市民と社協が協働で実践されていることへの理解を深めることを目的とする。	—	—
見守り ネットの 構築	地域福祉活動推進	地域住民が地域福祉に関心を持ち、地域の生活課題を解決するための活動が自主的に実践できるようになることを目的とする。	連携回数 相談(職員+ 包括+障がい)	129 回 4,224 件
	サロン活動支援	1 その地域に住むすべての住民が身近な場所で交流することにより、近隣住民としての日常的な交流ができる関係づくりやその強化を図ることを目的とする。 2 他のサロンとの交流を行い、地域を越えた交流を図ることを目的とする。	回数 (地区・団体計) 延参加者 協力者数	1,224 回 13,408 人 2,887 人
地域 づくり	一人暮らし 高齢者交流	独居高齢者等と、同じ地域で生活する住民との交流を図ることにより、近隣住民として見守りや相談、日常的な交流が図れるような関係をつくることを目的とする。	回数	35 回
			延参加者	444 人
			協力者数	229 人
	社会見学バス	高齢者に外出の機会を提供し、社会参加の促進や閉じこもりを予防することによって張り合いのある生活を送れることを目的とする。	延参加者	— 人
	生きがい支援事業	日頃外出の機会が少ない高齢者が地域社会との交流を深め、外出へのきっかけを作るとともに、地域住民と見守りや相談、日常的な交流が図れるような関係をつくることを目的とする。	延参加者	— 人
	世代間交流 (H25～の八代・ 御坂・芦川まつり 含む)(H26年一 宮まつり含む。)	世代を超えて交流することによりお互いを理解し、地域の中でのつながりを強くするとともに、互いに支え合える地域をつくることを目的とする。 ・石和:保育園と高齢者の交流会 (寿の家、四日市場サロン、小石和サロン) ・御坂:高齢者運動会、福祉健康まつり ・一宮:しめなわづくり ・八代:ふれあいまつり、もちつき、子どもフェスタ ・境川:すいとんづくり ・春日居:豆まき、障がい者とのクリスマス会 ・芦川:ほかほかまつり、ボランティアまつり、小学生とのクリスマス会	回数	13 回
			延参加者	750 人
	ひとり親外出事業	一人親家庭に安価で外出する機会を提供し、家族での楽しい時間や家族間の交流を行うことにより、親子の精神的安定を図ることを目的とする。	参加世帯	87 世帯
			延参加者	202 人
	ふれあい 交流	1地区1良いとこ 事業(7地域) 石和:福祉健康まつり 御坂:救急法 一宮:絆まつり 八代:サロン大運動会 境川:夏まつり 春日居:ボランティアまつり 芦川:3月飯	回数	8 回
延参加者			3,107 人	
内 訳			(石和まつり)	2,000 人
			(御坂)救急法	90 人
			(御坂)福祉健康まつり	— 人
			(一宮)高齢者交流	— 人
			(一宮)絆まつり	— 人
			(八代)サロン大運動会	308 人
			(八代)ふれあいまつり	— 人
			(境川)ふるさと祭り	— 人
(春日居)まつり	580 人			
(芦川)3月飯	41 人			

【評価基準】◎:達成率110以上～ ○:100以上110未満 △:90以上100未満 ×:90未満

各年度実績					達成率 (H27)	評価	実施検討理由
H24	H25	H26	H27	H28			
17,744,650	17,755,450	18,176,200	18,214,600	17,862,100	102.7	○	地域住民の地域福祉についての啓発や参加であることから、今後も継続する。
13,706,432	13,705,191	13,966,937	13,577,249	13,544,239	99.5	△	地域住民の地域福祉についての啓発や参加であることから、今後も継続する。
各事業の評価による							地域福祉の推進は、計画に基づき市民とともに実践することが必要であり、今後も継続する。
212	442	384	424	339	328.7	◎	目的から、地域づくりの基本となる活動であり、継続強化する。
8,349	8,822	9,161	8,423	5,056	199.4	◎	
1,363	1,406	1,474	1,512	1,496	123.5	◎	地域づくりの具体的な活動の一つであり、参加者の範囲や方法などの改善を図りながら継続する。
13,953	14,689	16,348	16,797	15,640	125.3	◎	
3,099	3,392	3,828	4,045	4,386	140.1	◎	
37	34	37	38	41	108.6	○	地域住民の交流事業の一つであり、同様な目的を持つ事業との統合を検討する必要がある。
805	811	887	783	652	176.4	◎	
312	288	290	261	233	114.0	◎	
393	396	390	—	—	—	—	生きがい支援事業に移行のため中止。
—	—	—	325	364	—	—	地域住民の交流事業の一つであり、同様な目的を持つ事業との統合を検討する必要がある。
11	12	19	17	47	130.8	◎	地域住民の交流事業の一つであり、同様な目的を持つ事業との統合を検討する必要がある。
1,667	3,929	4,739	3,255	1,280	434.0	◎	
130	351	408	345	367	359.4	◎	
13	36	—	—	—	—	—	目的に一致しないため中止。
32	88	—	—	—	—	—	
9	7	7	7	7	87.5	×	1 地域住民の交流事業の一つであり、同様な目的を持つ事業との統合を検討する必要がある。 2 地域の伝統行事を本会が支援することの意味を検討する必要がある。
3,206	3,314	3,772	4,046	6,396	130.2	◎	
2,000	2,500	2,300	1,500	2,000	75.0	×	—
95	87	111	90	—	100.0	○	伝統的な事業であるが、対象が日赤の役員であり、福祉教育または世代間交流に該当するため検討の必要性あり。
—	—	—	—	1,311	—	—	—
121	139	67	生きがい支援事業でカウント	—	—	—	別事業に変更。
—	—	世代間事業でカウント	1,200	1,311	—	—	別事業に変更。
300	350	300	265	—	86.0	×	高齢者が中心になっているため、地域全体の対象から外れている。サロン推進または世代間交流へのシフトを検討していく必要がある。
—	—	—	—	1,850	—	—	—
237	180	200	120	—	—	—	目的に一致しないため中止。
400	大雪中止	700	800	700	137.9	◎	伝統的な事業であるが、福祉教育または世代間交流に該当するため検討の必要性あり。
53	58	94	71	104	173.2	◎	昔実施されていた伝統行事を復活させて事業となっているため、実施。

第2次地域福祉活動計画 事業・業務一覧と評価表(平成24年度～平成28年度)

中事業名	小事業名	目的	評価項目	目標値 (H22を基準)
笛吹市介護予防事業 (やってみるじゃん)	地域開催	65歳以上の高齢者が地域の公民館等で行われる各種プログラムに参加することより、地域住民としての交流をとおり地域の関係を強化するとともに、介護予防を図ることを目的とする。	回数	1,084 回
			自主開催数 (H23)	— 回
			延参加者	10,976 人
			協力者数	2,808 人
	体操講座	一般高齢者を対象に公共施設において運動機能の向上を図ることを目的とする。	回数	229 回
			延参加者	3,555 人
	やってみるじゃん 協力員養成講座	各地域でやってみるじゃんを自主的に開催できるようにするための人材の育成を目的とする。	実参加者	12 人 (H23)
	やってみるじゃん 協力員フォロー アップ講座	やってみるじゃん自主開催の継続と充実のために、協力員のスキルアップを図ることを目的とする。	実参加者	12 人 (H23)
地域福祉助成金事業		地域特性と創造性を活かした活動や事業を行う行政区等に助成金を交付し、地域福祉活動が活発に展開されることを目的とする。	助成対象	31 箇所
福祉活動団体支援	笛吹市 老人クラブ連合会	各団体の事務局としての各種支援を行うことにより、自立した組織運営を行い、活動が活性化することを目的とする。	会員数	4,745 人
			回数	125 回
		延参加者	4,028 人	
	笛吹市障害者 連合福祉会	各団体の事務局としての各種支援を行うことにより、自立した組織運営を行い、活動が活性化することを目的とする。	会員数	279 人
			会員団体	5 団体
	笛吹市障害者 団体連絡協議会	各団体の事務局としての各種支援を行うことにより、自立した組織運営を行い、活動が活性化することを目的とする。	回数	28 回
			延参加者	359 人
★見守りネットワーク	ふえふき地域 見守りネットワーク	社協と「ふえふき地域見守りネットワーク」に関する協定を締結した民間事業者との協働のもと、高齢者・子ども・障がい者をはじめとする地域住民の見守り活動を行うことにより、地域住民の安心・安全な暮らしの実現を図ることを目的とする。	新規締結 事業者	— 事業者
			新規事業所数	— 箇所
	ふえふき地域 見守りネットワーク 事業所連絡会	1 社協と「ふえふき地域見守りネットワーク」に関する協定を締結した事業所が連絡会を組織し、事業所相互の意見交換会や見守りに関する研修会などを行うことにより、見守りの充実を図ることを目的とする。 2 「笛吹市安心安全見守り協議会」の1団体として参加することにより、行政をはじめとする関係機関と連携をとりながら地域住民の安心・安全な暮らしの実現を図ることを目的とする。	研修会	— 回
			参加人数	— 人
	要介護者等安否確認	社協が把握している独居高齢者や障がい者等に対して熱中症予防の注意喚起や災害時の安否確認などを実施することにより、対象者が安心・安全な暮らしを継続できることを目的とする。	熱中症対策 訪問人数	— 人
			大雪時	— 人
★子ども子育て支援事業	子ども子育て関係者 連絡会の支援	笛吹市の子ども子育てに関する市民活動団体やボランティア団体、個人などで構成する連絡会の活動を支援することにより、子ども達がすこやかに育まれるための地域づくりの推進を図ることを目的とする。	連絡会の 回数	— 回
			延参加者	— 人

★…新規事業

【評価基準】◎:達成率110以上～ ○:100以上110未満 △90以上100未満 ×:90未満

各年度実績					達成率 (H27)	評価	実施検討理由
H24	H25	H26	H27	H28			
1,142	1,098	1,131	1,062	1,125	98.0	△	1 委託事業としての目的を達成するために継続する。 2 委託事業ではあるが、地域づくりの一環としての事業と捉えた視点からも内容や方法の検討を進める。
49	54	55	82	131	—	—	
11,585	11,394	11,579	11,629	11,040	105.9	○	
2,418	3,268	3,239	3,213	3,697	114.4	◎	委託事業終了のため中止。
228	225	222	136	—	59.4	×	
3,769	3,937	3,875	2,748	—	77.3	×	自主開催が地域づくりの一環であるため継続する。
25	11	5	13	7	108.3	○	
16	15	20	17	38	141.7	◎	自主開催が地域づくりの一環であるため継続する。
54	74	75	79	84	254.8	◎	地域住民主体による地域づくりへの助成として継続するが、その方法や手続き等検討する必要がある。
3,779	3,792	3,864	3,730	3,707	78.6	×	各団体の活動への専門的な助言を事務担当として自主的活動に影響を与えない範囲で行うことにより、各種制度の変更に対応できる活動への支援が可能となるため、継続する。
82	167	208	219	400	175.2	◎	
2,504	2,606	4,237	5,369	5,227	133.3	◎	
280	280	280	280	280	100.3	○	
5	5	5	6	7	120.0	◎	
11	34	44	44	44	157.1	◎	
87	165	232	162	228	45.1	×	
—	13	17	24	2	—	—	事業所からの通報・連絡により、緊急対応やその後の継続支援が展開できている例があり、地域住民の不安解消ができていたため継続実施。
—	27	75	24	2	—	—	
—	—	2	2	1	—	—	研修会等により見守りネットワークの課題や事業所の役割の再認識の機会となっており、見守りの充実につながるため、継続実施する。
—	—	104	188	41	—	—	
—	367	1,410	パンフレット 配布 6,326	—	—	—	地域住民との日頃からの声かけ、見守りが緊急時の安心・安全な暮らしに繋がるため継続する。
—	1,222	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	6	—	—	すべての地域住民を対象とする社協として、子ども子育て関係機関、個人のネットワーク形成は必要な事業であり、さらに充実発展していく必要がある。
—	—	—	—	104	—	—	

第2次地域福祉活動計画 事業・業務一覧と評価表(平成24年度～平成28年度)

中事業名	小事業名	目的	評価項目	目標値 (H22を基準)
ボランティア活動支援	(情報提供・連絡会・研修含む)	新しいボランティア活動の開発や新規ボランティアの登録・ボランティア利用のニーズとボランティア活動のマッチング等を行うことで、地域住民の生活の向上と生活上の困難の解決、ボランティア活動の活性化を図ることを目的とする。	情報提供回数	217 回
			活動回数	25 回
			ボランティア登録数	104 団体
			//	3,991 人
	ボランティア連絡会・研修	24 回		
★ボランティアセンター支援	市民活動・ボランティアセンターのコーディネーター機能を中心にセンター活動を支援することにより、センターの活動の充実を図り、市民活動及びボランティア活動の普及発展を図ることを目的とする。	活動利用人数	— 人	
笛吹市ボランティアまつり		ボランティア活動の普及啓発を図ることを目的とする。	延参加者	2,500 人
ボランティア大会		ボランティアの情報発信と交流を行うことにより、ボランティア活動の活性化と普及啓発を図ることを目的とする。	延参加者	176 人
ボランティアのつどい		1 市民活動・ボランティア活動に対する住民への啓発、理解の促進を図ることを目的とする。 2 ボランティアの資質の向上を図ることを目的とする。	延参加者	— 人
ボランティアの養成	介護支援ボランティア(いきいきサポーター)	高齢者がボランティア活動を通じて、社会貢献とともに本人の生きがいづくりに寄与することを目的とする。	介護支援ボランティア	38 人 (H23)
	シニアボランティア	1 介護保険サービス非該当の地域住民に対する各種の生活支援のボランティア人材の確保を図ることを目的とする。 2 シニア層が地域住民の生活支援を行うことにより、本人の生きがいづくりと支え合える地域をつくることを目的とする。	男衆ボランティア	31 人 (H23)
			傾聴ボランティア	8 人
			女衆ボランティア	— 人
			病院付添	— 人
			散歩	— 人
			ボランティア養成	— 人
福祉養成講座	ヘルパー2級養成講座	介護に従事する人材の確保を目的とする。	回数	1コース
	手話奉仕員養成講座	1 聴覚障がい者の地域生活を支援するボランティア活動の人材を確保することを目的とする。 2 地域住民への手話の理解促進を図ることを目的とする。	修了者	10 人
			(入門)修了者	13 人 (H21)
	朗読奉仕員養成講座	1 視覚障がい者が生活上必要な情報の確保を図るための人材を確保することを目的とする。 2 視覚障がい者への情報確保、施設や地域行事等における子どもや高齢者への朗読や読み聞かせなどのボランティア活動の活性化を目的とする。	(基礎)修了者	16 人 (H21)
			回数	1 回
修了者	11 人			
福祉のこころ醸成事業	福祉学習プログラム作成	福祉教育のメニューを増やすとともに、福祉教育の効果的な推進を図ることを目的とする。	◆プログラム数	— 本
	福祉教育推進校	推進校において、福祉体験や交流活動などの福祉教育を展開し、児童生徒に命を大切に他者を思いやる心を育てることにより、誰もが互いに支え合える社会の実現に寄与する人材の育成に資することを目的とする。	助成対象校	21 校
	ボランティアスクール	ボランティア活動についての体験的な学習を通して、ボランティア活動への関心を高めることを目的とする。	回数	18 回
			延参加者	338 人
★実習生受入	1 実習生を受入れることにより、社会福祉に関する人材育成及びその増進に寄与することを目的とする。 2 職員が業務の専門性を意識しつつ実習生の指導を行うことにより、職員の資質の向上を図ることを目的とする。	受入人数	— 人	
防災	防災関連事業	1 日頃から、地域住民の防災に対する意識を高めることを目的とする。 2 災害発生時に地域住民が適切な行動がとれる体制をつくり、災害発生時の地域住民の安全を図ることを目的とする。	普及啓発活動	2 回

★…新規事業

【評価基準】◎:達成率110以上～ ○:100以上110未満 △90以上100未満 ×:90未満

各年度実績					達成率 (H27)	評価	実施検討理由
H24	H25	H26	H27	H28			
195	316	372	234	400	107.8	○	ボランティアへの支援は地域づくりの重要な一面であり、強化充実を図り、継続する。
88	62	104	244	430	976.0	◎	
72	72	82	81	81	77.9	×	
4,244	4,112	4,209	3,574	2,457	89.6	×	
19	25	43	51	30	212.5	◎	
—	—	—	—	2,929	—	—	ボランティア活動の発展のためにセンター機能を充実発展することが必要であり、継続する。
1,000	—	—	—	—	—	—	各町単位で実施することになったため、中止。
150	—	—	—	—	—	—	ボランティアのつどいに移行する。
—	110	84	120	80	—	—	継続的に資質向上していく必要があるため継続する。
56	41	51	70	48	184.2	◎	地域福祉の担い手としてのボランティアの育成は必要不可欠であり、日常生活支援総合事業の理念とも合致する事業であり、継続する。
43	43	52	55	54	177.4	◎	
9	9	13	29	17	362.5	◎	地域福祉の担い手としてのボランティアの育成は必要不可欠であり、継続する。
—	10	11	12	14	—	—	
—	—	—	11	—	—	—	
—	—	—	18	—	—	—	
—	—	—	—	8	—	—	
1	—	—	—	—	—	—	中止
7	—	—	—	—	—	—	
9	18	(1)	9	10	69.2	×	受講者は減少しているが、手話の理解促進の目的を図るためには継続することが必要である。
15	13	17					
12	12	12	12	12	1200.0	◎	朗読奉仕員のニーズは増えていないが、聴覚障がい者への理解を促進し、ボランティアの育成を図るためには継続することが必要である。
7	6	9	9	15	81.8	×	
2	1	1	1	1	—	—	中止
20	19	19	19	21	90.5	△	地域福祉の推進には、年少時からの福祉のこころの醸成が必要であり、継続が必要である。
19	—	—	—	—	—	—	中止
271	—	—	—	—	—	—	
79	48	46	38	—	—	—	地域福祉の推進には専門職の充実が必要不可欠であり、そのための貢献を継続する必要がある。
11	27	14	4	3	200.0	◎	災害時の地域住民の安全を図るために日常の活動は必要不可欠であり、継続する。

第2次地域福祉活動計画 事業・業務一覧と評価表(平成24年度～平成28年度)

中事業名	小事業名	目的	評価項目	目標値 (H22を基準)
広報誌発行・ホームページ		1 社協活動や地域福祉活動についての情報をすべての地域住民に届けることにより、地域住民の社協及び地域福祉活動への理解を深めることを目的とする。 2 地域住民が社協活動や地域福祉活動への協力や参加への意欲を高めることを目的とする。	広報発行	4 回
			◆ホームページアクセス	— 回
社会福祉大会		1 地域福祉活動実践者を顕彰することにより、住民が地域福祉の重要な実践者であることの啓発を図ることを目的とする。 2 地域住民と市、地域福祉関係者等が地域福祉推進のための方策について考え、実践する機会を提供し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	延参加者	200 人
相談ケースの情報整理と共有※		1 地域住民からの各種の相談を集積、整理することで、各地域や市の生活課題を明らかにすることを目的とする。 2 各課の協働により相談に適切に対応するとともに、その経験を通して職員のスキルアップを図ることを目的とする。	相談(職員+包括+障がい)	4,224 件
総合相談	職員相談	地域住民の様々な生活課題の相談を受け、解決を図ることにより、社協が地域住民の身近な相談窓口となり、生活課題の解決を図ることを目的とする。	相談件数	683 件
	専門相談	地域住民の生活課題について、弁護士や司法書士などによる専門的な相談を行うことにより、課題解決の糸口とすることを目的とする。	回数	46 回
			相談件数	144 件
稼働率	78.2 %			
地域包括支援センター窓口業務		65歳以上の高齢者からの様々な相談を地域包括支援センターの窓口として受付、つなげることにより、相談の解決を図ることを目的とする。	相談件数	185 件
生活福祉資金		生活福祉資金の相談を受け付け、手続きを支援することにより、地域生活の安定を図ることを目的とする。	貸付件数	12 件
独自事業	社会福祉金庫	地域住民に対する緊急的な貸し付けを行うことにより、緊急対応と自立支援を行うことを目的とする。	貸付件数	19 件
	善意銀行(法外援護)	行旅病人に対して最低限の交通費等を支給することにより、緊急事態の改善を図ることを目的とする。	ホームレス対応	18 件
	福祉機器リサイクル	高齢者、障がい者等を対象に一時的に福祉機器を貸し出すことにより、在宅生活を支援することを目的とする。	利用件数	91 件
	緊急通報体制整備(八代)	一人暮らし高齢者が緊急時に自分で支援を求められることができることにより、地域生活を安心して営むことができることを目的とする。	利用件数	18 件
	八代萩の家(社協から委託)	高齢、障がい等により、既存の制度をもってしても生活が充足できない状況にある住民に対し、住居を提供し、地域での生活を支援することを目的とする。	利用者数	1 人
日常生活自立支援事業		判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、自立した地域生活が送れるように支援することを目的とする。	延利用者	248 人
			援助時間	513 時間
地域活動支援センター型	基礎事業(通所)	障がい者に対して、通所により創作的活動や生産的活動を支援するとともに、地域社会との交流の促進を図ることを目的とする。	回数	291 回
	強化事業(連携強化、退院促進、理解促進・啓発)		延利用者	1,642 人
			就労研修	34 人
			ボランティア研修	17 人
精神障がい者デイケア		在宅で回復途上の精神障がい者を対象に作業支援・レクリエーション活動支援・創作活動支援・生活支援などを行い、社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。	延参加者	1,467 人
障がい者地域生活支援事業	(生活訓練等)	障がい者に生活技能等の向上のための訓練支援等を行うことにより、障がい者が自立した生活を送ることができるようになることを目的とする。	延参加者	137 人
	(本人活動支援)	障がい者やその家族の各種活動への支援を行うことにより、主体的な当事者活動を行うことができるようになることを目的とする。	延参加者	591 人
	(社会参加促進)	障がい者やその家族の社会参加への支援を行うことにより、地域社会の障がい者等への理解の促進を図り、地域社会における役割を担うことができるようになることを目的とする。	延参加者	261 人

*相談のカウントは、職員相談+専門相談+包括相談+日自+地活(精神個別)+障がい相談

【評価基準】◎:達成率110以上～ ○:100以上110未満 △90以上100未満 ×:90未満

各年度実績					達成率 (H27)	評価	実施検討理由
H24	H25	H26	H27	H28			
4	4	4	4	4	100.0	○	社協の活動は地域住民の協力があって展開することができる。地域住民が社協の理解を深める活動は必要不可欠である。充実した広報活動となるように内容や方法などの検討を含め継続が必要である。
—	60,368	105,586	113,755	91,540	—	—	
120	217	200	210	260	105.0	○	市民、団体の顕彰と福祉トピックの検討による地域福祉推進の機会は重要である。より広い福祉関係者を取り込んだ運営方法の検討を行うなど充実を図りながら継続する。
10,166	8,646	9,177	7,957	6,367	188.4	◎	相談の情報の蓄積と各課での共有化、協働で支援することなどで、社協らしい相談支援の実践に繋がることが予測されるので、継続する。
1,256	1,299	1,185	563	374	82.4	×	社協の専門性を発揮し地域住民の生活課題を解決し、地域での生活の継続を図るために継続が必要である。
46	46	46	46	46	100.0	○	無料で専門的な相談を通して、地域住民の生活課題の解決の糸口となる貴重な場として継続が必要である。
145	145	136	145	134	100.7	○	
78.8	78.8	73.9	78.8	72.8	100.8	○	
528	872	435	60	89	32.4	×	身近な場所にある社協地域事務所が相談窓口であることで、高齢者やその家族等が気軽に相談でき、生活課題の解決を図ることができるので継続する。
14	7	4	1	3	8.3	×	生活困窮者にとって重要な支援の一つでもあり、継続が必要である。
7	13	8	2	4	10.5	×	実施件数は少ないが、制度の隙間に陥った困窮者に対し緊急に対応できる貸付として必要性あるため継続する。
8	4	2	4	10	22.2	×	ニーズがあるが対象が市内住民でないケースが多いため、要綱の検討を行いながら継続する。
65	68	97	84	112	92.3	△	障がい者や高齢者を含む市民の貧困化などを背景に市民のニーズの増加が予測されるため継続する。
7	1	1	1	—	5.6	×	市のふれあいペンダントに移行のため終了。
4	4	0	—	—	0.0	—	補助事業終了のため中止。
347	407	574	770	738	310.5	◎	利用対象者の地域生活の継続のために必要な支援であり継続するが、支援の内容と契約との関係の整理を行うことが必要である。
601	723	976	1,193	1,149	232.6	◎	
290	289	284	286	245	98.3	△	支援内容の充実(利用者のニーズに即して修正開発すること)が必要であるが、利用者の地域生活への支援として継続する。
1,893	2,295	2,480	2,482	2,148	151.2	◎	
19	7	7	9	6	26.5	×	—
21	17	13	0	0	0.0	×	
770	737	540	682	953	46.5	×	個別支援プログラムと連動した専門的支援の必要性があり継続する。
769	989	1,017	1,319	—	962.8	◎	次期計画では、枠組を変更するため、内容は継続するが名称を変更する。
464	476	490	397	451	67.2	×	ピアサポート事業、どんどこ太鼓、ゆうゆううらハート、チャレンジ活動等、当事者・家族が主体的に取り組む活動であり最も重要で不可欠な事業であるため、継続する。
216	289	301	335	250	128.4	◎	ユニバーサルスポーツ大会を中心としたスポレク活動であり、活性化しており重要であり、継続する。

第2次地域福祉活動計画 事業・業務一覧と評価表(平成24年度～平成28年度)

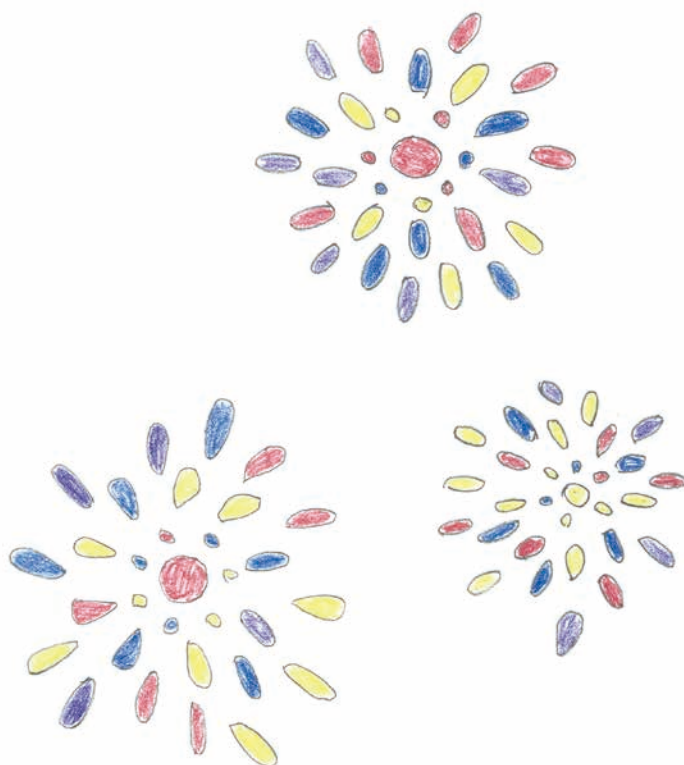
中事業名	小事業名	目 的	評価項目	目標値 (H22を基準)	
地域活動支援 センターⅢ型(旧作業所)		1 障がい者に対して、通所で創作的活動支援や生産活動支援を行うとともに社会との交流を促進することを目的とする。 2 地域における身近な活動場所として、障がい者、家族及び地域住民との交流を図ることを目的とする。	運営箇所	3 箇所	
			延利用者	6,057 人	
障がい者相談支援事業		1 障がい者、家族及び介護者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護など必要な支援を行うことにより、障がい者等の地域生活の安定を図ることを目的とする。 2 障がい当事者活動を通じ、グループ化やエンパワメントを図ることを目的とする。 3 基幹相談支援センターと連携し、自立支援協議会を中心とした笛吹市相談支援体制整備の推進を図ることを目的とする。	相談件数	3,356 件	
			技能訓練	98 人	
			ピア カウンセリング	115 人	
特別相談支援事業		地域の相談支援の中核的機能を担い、権利擁護を含む専門的で総合的な相談業務の実施や自立支援協議会の運営等、地域における障害者相談支援体制整備と強化により重度障がい者や困難事例に積極的な相談支援を行うことができ、すべての障がい者の地域生活の安定を図ることを目的とする。	自立支援 協議会	28 回	
★サービス利用計画作成		障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、総合的な支援計画を作成、支援することにより、障がい者が自立した地域生活を送れることを目的とする。	計画作成数	— 件	
相 談	後見 セン ター ふ え ふ き	法人後見事業	法人が後見人となり、地域で権利擁護を推進することにより、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心して生活できることを目的とする。	法人後見数	10 件
	市民後見人 養成事業	1 市民が成年後見制度や日常生活自立支援制度の理解を深めることを目的とする。 2 市民が市民後見人または生活支援員として、利用者に寄り添いながら日常生活の支援を行える人材を養成することを目的とする。	市民後見人 養成修了者	19 人	
	★法人後見支援事業	法人後見業務等を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備及び法人後見活動を支援することにより、法人後見制度の利用普及を図ることを目的とする。	市民後見人 新規受任者	1 人	
	成年後見制度 利用支援事業	市長申立を行う際の後見候補者の選定及び手続き等を行うことにより、成年後見制度の適正な利用を図ることを目的とする。	市民後見人 実活動者数	5 人	
			法人後見 支援事業 (回数)	5 回	
			後見候補者数	2 人	
	障害支援区分認定調査	認定調査を通して、障がい者が障害福祉サービスを適切に利用できることを目的とする。	調査件数	67 件	
	居宅介護支援事業所	要支援、要介護状態にある高齢者等が適切な介護保険サービスを利用できるようにマネジメントを行うことにより、尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的とする。	ケアプラン数	5,386 件	
予防プラン数			589 件		
認定調査数			262 件		
訪 問 介 護 事 業	介護保険	要支援、要介護状態にある高齢者等に適切な訪問介護サービスを提供することにより、尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的とする。	介護保険 延利用者	1,405 人	
			回数	14,088 回	
	高齢者生活 援助員派遣	一人暮らし高齢者に訪問による生活援助サービスを提供することにより、自立生活の支援を行うとともに要介護状態への移行を予防することを目的とする。	延利用者	136 人	
	社会参加支援事業	障がい者に移動支援、生活訓練等のサービスを提供することにより、日常生活及び社会生活を営むことができることを目的とする。	延利用者	120 人	
	障がい者 自立支援給付	障がい者に居宅介護サービスを提供することにより、地域において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。	延利用者	300 人	
おまかせあんしん サービス(制度外)	介護保険サービス以外の訪問介護サービスを提供することにより、利用者が地域において日常生活を営むことができることを目的とする。	延利用回数	300 回		

★…新規事業

【評価基準】◎:達成率110以上～ ○:100以上110未満 △90以上100未満 ×:90未満

各年度実績					達成率 (H27)	評価	実施検討理由
H24	H25	H26	H27	H28			
3	3	3	3	3	100.0	○	在宅障がい者の一番身近な活動場所で、障がい者が社協や地域資源とつながるために必要な事業であり、継続する。
5,508	6,574	6,731	6,966	6,967	115.0	◎	
7,890	5,923	6,847	7,334	5,904	218.5	◎	複合課題のある世帯支援、発達障がい者支援等、支援困難な事例が増加、ニーズが増加しているため継続が必要である。
190	198	129	77	206	78.6	×	
100	97	67	81	55	70.4	×	
45	88	69	64	H27市の直営となる	228.6	◎	基幹相談支援センターへ移行済み。
—	92	120	132	130	—	—	H25年度より指定事業所として事業開始、ニーズの増加とともに、障害者の権利擁護実践のために重要であり、継続する。
17	20	23	25	25	250.0	◎	地域で支える権利擁護支援の実践に必要な不可欠であり、継続する。
10	4	20	10	9	52.6	×	障がい者・認知症高齢者の理解を深め、市民と共に寄り添い方の権利擁護支援の実践に必要な不可欠であり、継続する。
1	1	1	2	1	200.0	◎	
3	4	5	6	4	120.0	◎	
—	—	5	13	12	260.0	◎	増え続ける多様なニーズに対応するため新たな担い手は必要不可欠であり、継続する。
2	0	2	5	3	250.0	◎	本人の福祉のために協力できる親族が居ない方への制度利用に必要な不可欠であり、継続する。
65	68	51	67	47	100.0	○	障害福祉サービス充実と地域課題把握のために必要であり継続する。
5,029	4,616	4,734	4,562	4,468	84.7	×	利用者の心身の状況を踏まえ、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した生活が送れるように、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう中立公平に対応する必要があるため、必要であり継続する。
574	643	603	609	550	103.4	○	
207	183	160	111	115	42.4	×	指定市町村事務受託法人として、県外の認定調査の委託を受け、保険者事務の一部を軽減するため、必要であり継続する。
1,253	1,133	1,136	1,107	1,034	78.8	×	介護保険制度に基づき、要支援、要介護状態にある高齢者等に適切な訪問介護サービスを提供する事により、尊厳を持った自宅での生活を継続するためには必要不可欠であり、継続する。
12,605	11,236	11,202	9,977	10,194	70.8	×	
112	100	66	32	33	23.5	×	市との契約により、一人暮らし高齢者に訪問による生活援助を提供することにより、自立した生活の維持及び要介護状態への移行を予防するため必要であり、継続する。
138	136	117	114	92	95.0	×	障害者総合支援法に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち障がい者に移動支援、生活訓練等のサービスを提供する事は、社会参加の機会を支援や生活の維持に繋がるため必要であり、継続する。
324	342	352	314	268	104.7	○	障がい者が可能な限り居宅において、日常生活を継続していくためには必要であり、継続する。
259	206	119	94	60	31.3	×	介護保険制度では対応できない日常生活上のニーズを、専門性を持ち生活の総合支援をしていくことは、在宅生活を継続していくためには必要であり、継続する。

	中事業名	小事業名	目的	評価項目	目標値 (H22を基準)
相 談	通所介護事業	介護保険	通所介護サービスを提供することにより、在宅生活を維持し、利用者の心身機能の維持向上及び家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。	延利用者	37,923 人
		生きがい デイサービス	家に閉じこもりがちな高齢者に通所介護事業所において食事、他者交流、季節行事等を提供することにより、要介護状態移行への予防を図ることを目的とする。	延利用者	1,281 人
		身体障がい者 相互利用	在宅で生活している身体障がい者に通所介護事業においてサービスを提供することにより、身体機能の維持向上及び社会参加の促進を図ることを目的とする。	延利用者	60 人
		お泊りデイサービス (制度外)	本会通所介護事業所利用者が介護者の都合で在宅での生活が困難な場合に、通所介護事業所に一時的に宿泊することにより、介護者及び利用者の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに利用者の自宅での生活が継続できることを目的とする。	◆延利用者	— 人



【評価基準】◎:達成率110以上～ ○:100以上110未満 △90以上100未満 ×:90未満

各年度実績					達成率 (H27)	評価	実施検討理由
H24	H25	H26	H27	H28			
43,903	42,692	44,964	43,788	42,535	115.5	◎	介護保険制度に基づきサービスを提供することにより、心身機能の維持向上及び家族の介護負担の軽減を図り、在宅生活の維持をするために必要であり、継続する。
1,798	1,258	821	483	242	37.7	×	市からの委託を受け、定期的に外出する機会を作りや他者交流、社会性を維持し介護予防を行なっていくためには必要であり、継続する。
164	145	124	121	51	201.7	◎	障害者総合支援法に基づき、身体機能の維持、向上、また社会参加の機会をつくっていく必要がある事から継続する。
2	0	0	0	3	—	—	緊急時、通所介護事業所に一時的に宿泊できる事は、安心して在宅生活が継続でき、介護負担の軽減にも繋がることから必要であり、継続する。



民生委員アンケート集計結果

○アンケート概要

- ・配布数：210枚 回収数：138枚 回収率：65.7%
- ・回答者の性別：男38人(27.5%)、女76人(55.1%)、無回答24人(17.4%)
- ・回答者の住所：石和41人(29.7%)、御坂22人(15.9%)、一宮24人(17.4%)、八代16人(11.6%)、春日居18人(13.0%)、境川12人(8.7%)、芦川4人(2.9%)、無回答1人(0.7%)

設問1：あなたが地域で受けている相談にはどのようなものがありますか。(複数回答)

子ども		働きざかり		高齢者	
(人) n=39 (28.3%)		(人) n=32 (23.2%)		(人) n=95 (68.8%)	
1 子育て	19 48.7%	生活困窮	21 65.6%	ひとり暮らし	66 69.5%
2 引きこもり	15 38.5%	引きこもり	8 25.0%	介護保険・福祉サービス	55 57.9%
3 虐待	8 20.5%	ひとり暮らし	4 12.5%	介護	40 42.1%
4 生活困窮	6 15.4%	虐待	3 9.4%	生活困窮	38 40.0%
5 介護保険・福祉サービス	3 7.7%	介護	3 9.4%	引きこもり	9 9.5%
6 介護	1 2.6%	子育て	2 6.3%	虐待	7 7.4%
7 ひとり暮らし	1 2.6%	介護保険・福祉サービス	1 3.1%	その他	12 12.6%
8 その他	7 17.9%	その他	2 6.3%		

設問2：あなたが地域で受けている相談で気になっている相談にはどのようなものがありますか。(複数回答)

n=14		n=12		n=47	
1 子育て	7 50.0%	生活困窮	6 50.0%	介護保険・福祉サービス	29 61.7%
2 引きこもり	6 42.9%	引きこもり	5 41.7%	ひとり暮らし	23 48.9%
3 虐待	4 28.6%	虐待	1 8.3%	生活困窮	20 42.6%
4 生活困窮	3 21.4%	介護	1 8.3%	介護	18 38.3%
5 介護保険・福祉サービス	1 7.1%	介護保険・福祉サービス	1 8.3%	虐待	5 10.6%
6		ひとり暮らし	1 8.3%	引きこもり	3 6.4%
7		その他	1 8.3%	その他	5 10.6%

設問3：あなたが地域で受けている相談で増えている相談にはどのようなものがありますか。(複数回答)

n=2		n=3		n=42	
1 虐待	1 50.0%	生活困窮	3 100.0%	ひとり暮らし	26 61.9%
2 子育て	1 50.0%			介護保険・福祉サービス	23 54.8%
3				介護	11 26.2%
4				生活困窮	8 19.0%
5				引きこもり	1 2.4%
6				その他	1 2.4%

設問4：地域で相談を受けたときに、その相談を解決するために、あなたは関係者や関係機関に相談や連絡をしますか。(複数回答)

n=37		n=30		n=85	
1 民生委員	19 51.4%	社会福祉協議会	17 56.7%	社会福祉協議会	69 81.2%
2 市役所	16 43.2%	市役所	12 40.0%	包括支援センター	53 62.4%
3 本人の家族・親戚	15 40.5%	包括支援センター	10 33.3%	本人の家族・親戚	38 44.7%
4 社会福祉協議会	12 32.4%	本人の家族・親戚	8 26.7%	民生委員	35 41.2%
5 包括支援センター	11 29.7%	民生委員	8 26.7%	ケアマネジャー	31 36.5%
6 地区の区役員	9 24.3%	地区の区役員	9 30.0%	地区の区役員	27 31.8%
7 ケアマネジャー	2 5.4%	ケアマネジャー	2 6.7%	市役所	26 30.6%
8 警察・消防	2 5.4%	警察・消防	2 6.7%	警察・消防	8 9.4%
9 相談や連絡をしない	1 2.7%	その他	4 13.3%	どこに相談したらよいかわからない	1 1.2%
10 その他	11 29.7%			その他	3 3.5%

設問5-1：住民からの相談を関係者や関係機関に相談や連絡をしたことで、住民からの相談は解決しましたか。

※設問5-2は省略

n=138		(無回答除き再計算) n=109	
1 解決した	42 30.4%	解決	42 38.5%
2 多くは解決した	40 29.0%	(解決+多くは解決)	40 36.7%
3 あまり解決していない	25 18.1%	解決しない	25 22.9%
4 ほとんどしていない	2 1.4%	(あまり+ほとんどしない)	2 1.8%
5 無回答	29 21.0%		

障がい児者	(人)	
	n = 23 (16.7%)	
生活困窮	8	34.8%
介護保険・福祉サービス	6	26.1%
虐待	4	17.4%
ひとり暮らし	4	17.4%
引きこもり	3	13.0%
介護	3	13.0%
子育て	2	8.7%
その他	6	26.1%

	n = 7	
虐待	2	28.6%
ひとり暮らし	2	28.6%
介護	1	14.3%
子育て	1	14.3%
介護保険・福祉サービス	1	14.3%
その他	2	28.6%

	n = 2	
生活困窮	1	50.0%
子育て	1	50.0%
介護保険・福祉サービス	1	50.0%

	n = 19	
社会福祉協議会	14	73.7%
包括支援センター	7	36.8%
市役所	7	36.8%
民生委員	5	26.3%
本人の家族・親戚	4	21.1%
地区の区役員	3	15.8%
ケアマネジャー	1	5.3%
相談や連絡をしない	1	5.3%
その他	1	5.3%

★設問1～3について

- ・民生委員が受けている・気になる・増えている相談のいずれも「高齢者」である。数は少なくとも、他の対象者についても相談を受けており、民生委員は地域の身近な相談窓口として大きな役割を担っているといえる。
- ・アンケート形式の問題もあるかもしれないが、設問1～3の未記入が28票であった。これらの全員が全く相談を受けていないとは限らないが、設問7から相談を待っているがこないとの回答もあること、最も多く受けている高齢者相談でも95人(68.8%)と7割弱であり、相談を受けていない委員もいる可能性がある。民生委員間の活動状況に大きな差があることが考えられる。
- ・設問1では、いずれの対象においても、「生活困窮」が相談の1～6割弱を占めている。また、働きざかり世代では、「生活困窮」がいずれの設問でも6～7割である。
- ・これらから、生活困窮は子どもを持つ家庭から高齢者までの課題であり、笛吹市でも市全体の課題として捉え、対応を進めることが必要である。
- ・子どもについては、設問1、2で「子育て」「虐待」が大きな問題である。働きざかり世代につながる「引きこもり」の相談も4割と多い。「その他」は、保育・学童に関する施設や証明書、通学路安全点検等、子育て環境についてである。
- ・障がい児者については、4つの対象者の中で最も少ないが、生活困窮が大きな問題となる。「その他」は就職関係が1件の他は記載がなく、詳細はわからない。
- ・高齢者では、設問1～3いずれも「ひとり暮らし」「介護保険・福祉サービス」が多い。ひとり暮らしの増加、介護保険認定者数の増加という社会背景と一致している。「その他」は12名中11名記載なしであり、詳細は不明である。
- ・設問3で高齢者が突出して多いのは、地域における独居や高齢世帯の増加、認知症などの心身状態の変化などで相談が増加していると考えられる。今後も相談が増えていくと予測される。

★設問4について

- ・高齢者では、社協や包括が相談先として多く上がることは予想通りであるが、それ以外でも上位にある。相談を受けた場合、普段から接点の多い人や機関が相談しやすいことが考えられる。
- ・民生委員相互の相談の割合も高い。同じ立場での経験や考え方が相談の解決にとって役立つばかりでなく、互いに相談し合い、わかり合うことで活動自体にも良い影響を与えているのかもしれない。
- ・社協が相談先として割合が高い理由は、社協が①各地域に事務所があり、各種事業を協働で行うことが多く、日常的に接点があることで民生委員にとって身近な機関であること、②高齢、障がい、権利擁護、ボランティア、その他地域課題に関して幅広い活動で様々な分野の相談に対応できることなどが考えられる。

★設問5-1、5-2について

- ・相談が解決した理由と解決しない理由のそれぞれの意見をまとめると、問題解決の要因は「相談先と連携(役割を果たす)」「地域住民の力」「本人の意欲」といえる。これらの要因がすべての相談に揃うことが重要である。
- ・「相談先との連携」について、相談後のフィードバックとの回答が少数でもあることは、スムーズな連携や信頼関係に支障を生じる原因となる。早急に改善すべき点といえる。

設問6：民生委員の立場で、地域住民の生活上の困難を解決するために必要なことは何だと思いますか。（複数回答）

	n = 1 2 4		キーワード
1 民生委員が相談を受けた場合、関係機関や関係者に相談や連絡をすること。	99	79.8%	相談をつなぐ
2 地域の人たちが、要援護者等の見守りをする。	76	61.3%	地域での見守り
3 民生委員が関係機関や関係者に相談や連絡をした場合、その結果の報告を受けること。	71	57.3%	情報
4 民生委員に地域住民の協力があること。	51	41.1%	協力・連携・調整
5 民生委員に社会福祉協議会の協力があること。	49	39.5%	協力・連携・調整
6 民生委員が地域の区役員との連携や調整が上手くとれること。	44	35.5%	地域
7 生活上の課題のある地域住民が相談しやすい場所があること。	36	29.0%	相談窓口
8 民生委員が民生委員間での連携や調整が上手くとれること。	29	23.4%	協力・連携・調整
9 生活上の課題のある地域住民の個人情報が開示されること。	26	21.0%	情報
10 民生委員が専門的(高齢者・障がい・児童他)な相談や連絡ができる窓口があること。	25	20.2%	相談窓口
11 民生委員が身近に相談できる人がいること。	22	17.7%	相談窓口
12 民生委員に市役所の協力があること。	22	17.7%	協力・連携・調整
13 民生委員が夜間休日等でも相談や連絡ができる窓口があること。	21	16.9%	相談窓口
14 地域の人たちが、要援護者等宅へ直接、訪問や電話をして声かけをすること。	16	12.9%	地域での見守り
15 地域の人たちが、要援護者等の日常生活を支援すること。(買い物、通院など)	13	10.5%	地域での見守り
16 特になし	1	0.8%	-
17 その他	1	0.8%	-

★設問6について

- ・選択肢をキーワードに分けてとらえると、生活上の困難を解決するために必要なことは、「相談をつなぐ」ことが最も多く、次いで「地域での見守り」である。相談を受けたら一人で抱えずに関係機関につなぐことが必要と考えている。これは設問5の問題解決の要因とも一致する。
- ・「地域による見守り」では、直接的な支援より、雨戸の開閉や電気点灯の有無、郵便物等が溜まっていないか等、間接的な見守りが必要と考えている。
- ・相談窓口については、専門より身近な場所ある、気軽に相談できる場所を求めている。
- ・情報について、関係機関からの情報のフィードバックがないこと、個人情報の開示についてが課題となる。
- ・関係機関、職員との「協力・連携・調整」では、地域住民と社協の協力の必要性が強調されている。社協が民生委員や地域住民との関係を強化し、積極的に地域づくりを行っていくことへの期待が大きいことを示していると捉えることができる。
- ・設問で指定した回答方法と異なる回答票（指定した数以上に○を付ける）が多くあった人も多かった。集計上は無効としたが、内容の傾向としては同様の結果が読み取れた。

設問7：地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためのご意見等がありましたらお書きください。（自由記述）

★設問7について

- ・最も多かった意見は、地域での見守り活動の充実についてである。地域住民が日頃から住民同士の交流があり、声かけ・見守り・支え合いができる地域づくりを行うことにより、相談に対応できるだけでなく、次世代を担う子どもを育成しやすく安全な町、非常時にも備えられる町にもなるというものだった。
- ・地域には、区の未加入問題や若い世代の協力が難しい等の実情がある。相談機関・支援者には、地域性を考慮したアプローチで地域づくりをすすめることが求められるが、これらの実情に応じた対応（区単位だけにしばられない対応、区に入っていない方の見守り等の対応など）について検討を進めていく必要がある。
- ・続いて多かったのは、相談関係機関の充実についての意見である。その中で、相談窓口については、専門的な相談窓口より、身近な場所で何でも気軽に相談できる場を必要としていることである。これは、相談しやすい場所がほしいという設問6の意見とも一致している。相談先（関係機関）との連携して問題に取り組むことができること、相談先からのフィードバックがあることというのも、設問5、6と一致している。
- ・民生委員活動のさらなる充実が必要という意見もあった。設問1～3より、民生委員は日頃より地域のもっとも身近な相談窓口として様々な住民の相談を受けている。地域の力を発揮していく上でも、同じ地域住民である民生委員の協力は不可欠であるが、相談を待っていると思われる委員もあり、民生委員間での意識の違いもあると思われる。共通した意識をもち、共に地域づくりに取り組むための方策について、民生委員とともに検討していくことも必要である。
- ・設問5、6とも共通しているが、問題解決には、相談機関・支援者、地域住民による支え合いばかりでなく、問題を抱えた本人・家族の意欲や行動が重要である。本人・家族が意欲を持ち、行動できるように関わることが支援者として必要である。

◎まとめ

- 1 民生委員は地域において様々な対象の相談を受けており、最も多いのは高齢者に関する相談である。地域住民の身近な相談者としての役割を果たしている。
- 2 相談先としては、どの対象者においても社協・包括支援センターが上位である。社協は、民生委員と協働する機会が多く身近な機関となっていること、幅広い地域福祉活動で様々な分野の相談に対応できることなどがその理由として考えられる。
- 3 問題が解決するためには、①相談関係機関の充実、②地域住民の支え合いの力（間接的な支援と直接の支援）、③本人・家族の意欲と行動力が要因といえた。
- 4 安心して暮らせる地域づくりのためには、①地域住民による支え合い（直接の支援よりも日頃からの交流、声かけ、見守りなどが中心。自然な声かけが地域づくりにつながる）、②困った時に何でも相談できる身近な窓口があること、③相談機関とのスムーズな連携・調整・協力（支援結果などの情報のフィードバックを含む）、④問題解決に取り組むことができるよう本人・家族の持つ力を発揮できる働きかけ（専門職、地域支援者、地域住民各々の役割を持ち働きかける）、⑤支援者（専門職、地域住民等）が実践に生かせるような学習・研修による人材育成が必要である。
- 5 地域づくりでは地域の実情に応じた支援が必要であるが、自治組織（区）の範囲に限定されない広域の地域づくりへの支援、自治組織に加入していない住民や地域活動への協力が困難な住民を包摂した地域づくりが課題としてあげられた。

子育て関係者アンケート集計結果

○アンケート概要

- ・配布数：43枚 回収数：25枚 回収率：58.1%
- ・回答者の住所：石和11人(25.6%)、御坂4人(9.3%)、一宮3人(7.0%)、八代3人(7.0%)、春日居2人(4.7%)、境川2人(4.7%)
- ・回答者の所属：保育所・園11人(44.0%)、学童保育8人(32.0%)、NP0等3人(12.0%)、認定こども園1人(4.0%)、無回答2人(8.0%)

I ①：あなたが直接受けている保護者からの相談について伺います。（複数回答）

設問1：どのようなものですか。

設問2：気になっているものはありますか。

設問3：増えているものはありますか。

[選択肢]	[人] [割合] n = 25	[選択肢]	[人] [割合] n = 25	[選択肢]	[人] [割合] n = 25
1 子どもの成長・発達	23 92.0%	子どもの成長・発達	18 72.0%	子どもの成長・発達	13 52.0%
2 子どもの交友関係	19 76.0%	世帯の家庭環境	9 36.0%	子どもの交友関係	6 24.0%
3 子どもが利用している時の様子	16 64.0%	子どもが利用している時の様子	8 32.0%	子どもが利用している時の様子	5 20.0%
4 世帯の家庭環境	10 40.0%	子どもの交友関係	7 28.0%	世帯の家庭環境	2 8.0%
5 子ども・子育ての制度	8 32.0%	世帯の生活困窮	4 16.0%	子ども・子育ての制度	2 8.0%
6 世帯の生活困窮	2 8.0%	世帯のDV	3 12.0%	世帯の生活困窮	1 4.0%
7 世帯のDV	2 8.0%	地域での孤立	3 12.0%	その他	1 4.0%
8 その他	2 8.0%	子ども・子育ての制度	2 8.0%		
9 子どもの虐待	1 4.0%	その他	2 8.0%		
10 地域での孤立	1 4.0%	子どもの虐待	1 4.0%		
(その他の内容) 夫婦関係・育児相談		(その他の内容)		(その他の内容) 夫婦関係	

★設問1～3について

- ・保護者から直接相談を受けている割合は非常に高い。
- ・回答者の所属による差は見られなかった。
- ・保護者が気になり、相談が増加していることは、子どもの成長発達や交友関係の状況、利用時の様子であった。
- ・職員は、子どもの成長発達のほか、家庭環境にも関心を寄せている。
- ・少数だが、生活困窮、虐待に関する相談があり、家庭での養育環境についての保護者の不安あることがわかる。
- ・これらから、保護者からの相談は少なくとも、保護者の子育てについての不安の強さがうかがえる。また、子どものことのみならず家庭のことまで相談が及ぶなど相談の質的な広がりもあり、職員の相談への対応の重要性が増しており、適切な対応が求められている。

I ②：直接の相談はなくても、子どもや保護者の様子などから 見えてくる課題について伺います。（複数回答）

設問4：どのようなものですか。

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 25	
1 世帯の家庭環境	17	68.0%
2 子どもの成長・発達	15	60.0%
3 子どもの交友関係	7	28.0%
4 子どもの虐待	5	20.0%
5 地域での孤立	5	20.0%
6 子ども・子育ての制度	5	20.0%
7 子どもが利用している時の様子	4	16.0%
8 世帯の生活困窮	3	12.0%
9 世帯のDV	1	4.0%
10 その他	1	4.0%
(その他の内容) 夫婦関係		

設問5：気になっているものはありますか。

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 25	
子どもの成長・発達	17	68.0%
世帯の家庭環境	10	40.0%
子どもの虐待	5	20.0%
子どもの交友関係	4	16.0%
子どもが利用している時の様子	4	16.0%
世帯の生活困窮	4	16.0%
地域での孤立	3	12.0%
世帯のDV	1	4.0%
子ども・子育ての制度	1	4.0%
その他	1	4.0%
(その他の内容) 夫婦関係		

設問6：増えているものはありますか。

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 25	
子どもの成長・発達	10	40.0%
世帯の家庭環境	7	28.0%
子どもが利用している時の様子	4	16.0%
子どもの交友関係	3	12.0%
子どもの虐待	1	4.0%
世帯の生活困窮	1	4.0%
世帯のDV	1	4.0%
地域での孤立	1	4.0%
子ども・子育ての制度	1	4.0%
その他	1	4.0%
(その他の内容) 記載なし		

★設問4～6について

- ・保護者から直接の相談とは異なり、回答者の所属によらず「世帯の家庭環境」が上位に入っている。
- ・設問4の「子どもが利用している時の様子」について、学童保育では4件（100%）であった。逆に「子ども・子育ての制度」に関しては0件であった。
- ・学童保育では、設問4、5のいずれでも、「子どもの虐待」、「世帯の生活困窮」は1件、「世帯のDV」は0件であった。
- ・これらから、職員は子どもの様子から家庭環境の状況を感じ取り、それを課題と認識しているといえる。また、家庭環境は子どもの成長発達に影響を与えることから、そのどちらにも注意を向けていることがいえる。この傾向は、学童保育より保育所・幼稚園等のほうが大きいといえることができる。

II. Iで回答された内容につき、伺います。

設問7：Iで回答された内容を解決するために、
あなたは関係者や関係機関に相談や連絡をしますか。（複数回答）

<回答者全体>

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 25	
1 市行政	18	72.0%
2 学校	13	52.0%
3 子どもの家族	9	36.0%
4 教育委員会	8	32.0%
5 同じ職場の上司や同僚	8	32.0%
6 県行政	7	28.0%
7 子育て支援センター	5	20.0%
8 同業者	5	20.0%
9 子育ての活動をしている団体	3	12.0%
10 民生委員児童委員	3	12.0%
11 社会福祉協議会	3	12.0%
12 主任児童委員	2	8.0%
13 その他	1	4.0%
14 相談先が分からない	0	0.0%
15 相談しない	0	0.0%
16 (その他の内容)		
相談には至らない些細な相談		

<学童のみ>

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 8	
学校	6	75.0%
子どもの家族	5	63.0%
同じ職場の上司や同僚	5	63.0%
市行政	2	25.0%
民生委員児童委員	2	25.0%
教育委員会	1	12.5%
子育て支援センター	1	12.5%
主任児童委員	1	12.5%
社会福祉協議会	1	12.5%
その他	1	12.5%
(その他の内容)		
相談には至らない些細な相談		

<保育所・幼稚園・NP0等>

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 17	
市行政	16	94.1%
県行政	7	59.8%
教育委員会	7	59.8%
学校	7	59.8%
同業者	5	29.4%
子育て支援センター	4	23.5%
子どもの家族	4	23.5%
子育ての活動をしている団体	3	17.6%
同じ職場の上司や同僚	3	17.6%
社会福祉協議会	2	11.8%
民生委員児童委員	1	5.9%
主任児童委員	1	5.9%

★設問7について

- ・回答者全体でみると市行政への相談・連絡の割合が高くなっている。
- ・学童保育以外では、「市行政」、「県行政」、「教育委員会」、「学校」といった行政機関が上位を占めており、各行政機関との連携が普段から十分にとれているためと思われる。
- ・学童保育では、その特質から学校や家庭との連携が強いといえる。
- ・「民生委員児童委員」や「主任児童委員」、「社会福祉協議会」の割合は低く、子育ての機関にとって相談先や連絡先としてはあまり認識されていないといえる。

設問8-1：設問7の関係者や関係機関に相談や連絡をしたことで、
Iで回答された内容は解決しましたか。

＜回答者全体＞

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 25	
1 多くは解決した	10	40.0%
2 あまり解決していない	9	36.0%
3 解決した	3	12.0%
4 ほとんど解決していない	1	4.0%
5 無回答	2	8.0%

＜学童保育＞

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 8	
あまり解決していない	3	50.0%
ほとんど解決していない	1	16.7%
解決した	1	16.7%
多くは解決した	1	16.7%
無回答	2	33.3%

＜保育所・幼稚園・NPO等＞

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 17	
多くは解決	9	52.9%
あまり解決していない	6	35.3%
解決した	2	11.8%
ほとんど解決していない	0	0.0%
無回答	0	0.0%

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 23	
1 解決 (解決+多くは解決)	13	56.5%
2 解決しない (あまり+ほとんどしない)	10	43.5%

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 6	
1 解決 (解決+多くは解決)	2	33.3%
2 解決しない (あまり+ほとんどしない)	4	66.7%

[選択肢]	[人]	[割合]
	n = 17	
1 解決 (解決+多くは解決)	11	64.7%
2 解決しない (あまり+ほとんどしない)	6	35.3%

★設問8-1について

- ・「解決」と「解決しない」の割合は、学童保育とそれ以外とで逆の結果である。これは、それぞれの機関の持つ機能の違いによるものとも考えられる。学童保育は、学校や家庭との連携により、家庭での養育の支援することが機能の一つであり、保育所や幼稚園は保育・幼児教育の場であり、子どもに関する課題の解決も機能の一つである。
- ・設問7と考え合わせると、保育所や幼稚園等では、課題解決機能が各行政機関との連携によって発揮されているといえる。学童保育では、学校や家庭、同一機関内での連携が中心であり、連携先の広がりがないために、相談や連絡による適切な対応が困難であると考えられる。

設問8-2：設問8-1で回答した理由(解決したり、解決しなかった理由)についてお聞かせください。

[選択肢]

＜学童保育＞

＜保育所・幼稚園・NPO等＞

1 多くは解決した	・同僚で話し合い経過を見て解決。	・保護者との信頼関係がうまく築けており、解決に繋がった。 ・子どもに身近に細かくサポートができるようになったため。 ・連携を大切にしており様々なものへ繋ぐようにして解決した。 ・関係機関への連絡によりその後のケアに繋ぐことができた。
2 解決した	・学校との連携の強化。 (情報交換、共有連絡帳)	・解決に向け進行中。関係者の情報共有化により見えてきている。 ・他機関と連携し、相談者の気持ちに寄り添うことができた。
3 あまり解決していない	・早期の改善は難しい問題。 ・決定的な手立てが見つからず他機関との連携が難しい。 ・話し合いや等で解決できる場合もあるが、専門的知識がないと悩みを聞くだけになる場合もある。	・親自体の変化(考え方等)が見られない。 ・長期間に及ぶため、解決に至っていない。 ・関係機関へ繋いでも、すぐには改善されない。 ・家族内の課題のために発信できない部分が多い。 ・プライバシーに関する内容のため、どこまで踏み込むか難しい。 ・解決したケースよりも解決していないケースが多いため。
4 ほとんど解決していない	(回答無し)	(回答無し)

★設問 8 - 2 について

- ・設問 7、設問 8 - 1 と合わせて考えると、保育所・幼稚園等においては、行政機関等との連携を上手に活用することで、課題の解決に結びついていると考えられる。
- ・学童保育では、他機関連携が十分になされていないこと、専門職の配置の有無も解決につながるか否かの要因になっていると思われる。これについては、平成27年から保育士、社会福祉士の有資格者などが都道府県の研修を受講して得られる資格である放課後児童支援員の2名以上の配置が必要となったことで、関係機関との連携や課題解決に変化が生じるとも考えられる。

設問 9 : あなたの立場で、I で回答された内容を解決するために

必要なことは何だと思いますか。(5肢以内選択)

[選択肢]	＜回答者全体＞			＜学童保育＞		＜保育所等＞	
	n = 25	n = 8	n = 17				
1 あなたにとって、子どもや家族の課題について、専門的な相談や連絡ができる窓口があること。	17	68.0%	2	25.0%	15	88.2%	
2 子どもや親の情報(気になる点や生活課題など)について、関係者間での情報の共有があること。	15	60.0%	6	75.0%	9	52.9%	
3 あなたが関係機関や関係者に相談や連絡をした際、結果の報告を受けること。	13	52.0%	3	37.5%	10	58.8%	
4 あなたが関係機関や関係者に相談や連絡をすること。	11	44.0%	2	25.0%	9	52.9%	
5 子どもや家族が相談しやすい場所があること。	11	44.0%	3	37.5%	8	47.1%	
6 あなたに市役所の協力があること。	10	40.0%	3	37.5%	7	41.2%	
7 あなたの身近に相談できる人がいること。	7	28.0%	3	37.5%	4	23.5%	
8 あなたがなんでも相談・連絡できる窓口があること。	6	24.0%	1	12.5%	5	29.4%	
9 地域の人たちが、日頃から子どもや保護者の見守りをする事。 (身なり、清潔、傷の有無、痩せ具合、家からの怒号や泣声など)	6	24.0%	2	25.0%	4	23.5%	
10 児童福祉関係者間での連携や調整が上手くとれること。	6	24.0%	3	37.5%	3	17.6%	
11 地域の人たちが、日頃から子どもや保護者の日常生活を支援すること。 (一時預かり、悩み相談、情報の提供など)	5	20.0%	1	12.5%	4	23.5%	
12 子どもや保護者が気軽に参加できる地域交流の場があること。 (夏祭りや運動会などのイベント、フリースペースなど)	5	20.0%	2	25.0%	3	17.6%	
13 生活上の課題のある子どもや家族の個人情報が開示されること。	3	12.0%	1	12.5%	2	11.8%	
14 あなたに地域住民の協力があること。	2	8.0%	1	12.5%	1	5.9%	
15 あなたに社会福祉協議会の協力があること。	2	8.0%	1	12.5%	1	5.9%	
16 あなたが夜間休日等でも相談や連絡ができる窓口があること。	1	4.0%	0	0.0%	1	5.9%	
17 あなたが地域の区役員との連携や調整が上手くとれること。	1	4.0%	1	12.5%	0	0.0%	
18 特になし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
19 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

★設問 9 について

- ・全体としては、課題の解決にとって、職員にとっての専門的な相談窓口と情報の共有、相談結果の報告が必要との意見が多い。地域の見守りや日常的な支援、交流などについては少数である。
- ・学童保育では、情報の共有のみが70%を超えている。
- ・保育所・幼稚園等では、専門的な相談窓口の必要性が80%以上をであり、以下、相談結果の報告、相談をすること、情報共有と60%以下で続く。
- ・子どもの課題は、職員や機関として解決を行い、そのための相談や情報共有が重要であると考えていることがわかる。地域の見守りや日常的な支援、交流などは、課題の「解決」にはあまり効果的ではないとの意見である。しかし、これらは課題発生予防や早期発見等の側面で効果的であることを考えれば、職員を含む子育ての機関と地域による活動の連携についても検討することが重要である。

Ⅲ. 子どもや子育て中の家族が安心して暮らせる地域づくりのための ご意見等がありましたらお書きください。

- 悩みを持つ家族や相談しづらい親に「相談しやすい場（環境）」を作る。
- 相談連絡等の窓口や相談にのれる人が身近にあることが必要。
- 窓口情報等の周知も大事なこと。
- 地域の子育てに関する包括的な場（日常的な交流や地域と子育て家族の交流の場など）が必要。
- 子どもたちが安心して遊べる施設・設備の充実。
- 困った時に活用できる場所づくり。
- 安心して子どもを預けられる施設づくり。
- 地域全体による子どもの安全を見守る環境作り。
- 地域性を生かして、孤独な家庭を見落とさないようにする。
- 緊急時（病気等）、保育園で受けられない場合にサポートできる施設。
- 安易に出来ないと答えず、方法を一緒に考え、道を築いていく事。

★Ⅲについて

- ・相談しやすい窓口や身近な人の存在、日常的な交流や地域と家族の交流、地域の見守りや早期発見の仕組み作りなどが安心して子育てができるために必要との意見である。
- ・設問9でも述べたが、専門機関と地域がともに子どもを育てる仕組みを作ることが必要である。

◎まとめ

- 1 保育所・幼稚園等においては、保護者からの相談や子どもの様子から専門職が課題を発見し、それを各行政機関等に相談・連絡することで解決へと結び付けているということが分かった。また、相談・課題の割合や内容から、保護者の子育てについての不安の強さがうかがえる。また、子どものことのみならず家庭のことまで相談が及ぶなど相談の質的な広がりもあり、相談への対応の困難さがうかがえた。
- 2 学童保育においては、その機能や職員配置などから、家庭内の課題を早期に発見できない場合もあるものと思われる。また、相談や課題の発見があったとしても、うまく相談・連携ができず解決まで結びついていない。
- 3 課題の解決ばかりでなく、課題の早期発見や予防のためには、地域における様々な交流の機会やそのための施設・設備の整備、地域の見守り活動などが必要であり、これらが子育て専門機関と連携することにより、安心して子育てができるといえる。



第3次地域福祉活動計画策定委員 名簿

	氏名	所属	住所
1	中村正彦	笛吹市教育厚生常任委員会委員長	笛吹市御坂町
2	風間 齊	笛吹市保健福祉部部長	笛吹市石和町
3	落合俊美	笛吹市連合区長会会長	笛吹市境川町
4	雨宮美枝子	笛吹市民生委員児童委員協議会会長	笛吹市一宮町
5	芦澤義男	笛吹市ボランティア連絡会会長	笛吹市芦川町
6	風間 勤	笛吹市老人クラブ連合会会長	笛吹市御坂町
7	星合深妃	KORENふえふき代表	笛吹市石和町
8	羽田哲也	笛吹市障害者団体連絡協議会会長	笛吹市石和町
9	志村直毅	一般市民	笛吹市石和町
10	田草川睦美	一般市民	笛吹市春日居町
11	橋田 尚	笛吹市社会福祉協議会常務理事	甲府市
12	林 信治	学識経験者	甲府市
特別 アドバイザー	市川一宏	ルーテル学院大学 学事顧問・教授	東京都

※所属は平成28年6月14日時点のものになります。



いちかわ かず ひろ

特別アドバイザー 市川一宏氏

- 現職：ルーテル学院大学 大学院研究科長・学事顧問・教授
- 略歴：早稲田大学法学部卒業。東洋大学大学院社会学研究科社会福祉専攻博士後期課程修了。1983年4月より日本ルーテル神学大学専任講師。2002年4月より2014年3月までルーテル学院大学学長。

- 専門分野：社会福祉制度政策・地域福祉・高齢者福祉
- 研究テーマ

全国各地の実践から、様々な「地域の福祉力」を学び、各地域に合った地域福祉実践を研究テーマとする。全国・都道府県・市区町村の行政、社協、民間団体における計画の策定、実施、評価および調査研究、人材養成・研修等に多数関わる。近年、地域の福祉力を高め、孤立を防ぎ、「おめでとう」で始まり、「ありがとう」で終わる一人ひとりの人生が守られる、希望あるまちづくり、共生型社会づくりに挑戦している。

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定及び評価要綱

平成28年3月24日
笛吹市社協規則2-24

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及び評価に関する事項を定め、本会の活動を計画的に実施することにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(活動計画の位置づけ)

第2条 活動計画は、地域福祉を推進する団体である本会の目的を達成するために策定する本会の基本計画である。

2 活動計画は、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 年度ごとの事業計画及び発展・強化プラン等本会が別に策定する各種の計画は、この活動計画に基づくものとしなければならない。

(活動計画の内容)

第3条 活動計画は、笛吹市が策定する地域福祉計画と連動したものとし、本会の地域福祉推進のための考え方と具体化の方向性を示すとともに、本会のすべての事業が地域福祉の推進のための事業であることを明確にするものとする。

2 活動計画の期間は5年間とする。

(策定及び評価の体制)

第4条 活動計画の策定及び評価については、活動計画の位置づけから、すべての部署の職員が関与できるような体制とするとともに、職員は策定及び評価に協力しなければならない。

第2章 活動計画の策定

(策定のための委員会等)

第5条 活動計画の策定のために、次の委員会等を設置する。

- (1) 策定統括委員会
- (2) 策定委員会
- (3) 起草委員会
- (4) 策定事務局

2 策定統括委員会は、必要に応じて、前項のほか策定に必要な委員会等を設置することができる。

(策定統括委員会)

第6条 策定統括委員会（以下「統括委員会」という。）は、現活動計画満了日の2年前の4月に設置し、活動計画が計画的かつ適切に策定されることを目的として次の事項を行う。

- (1) 次期活動計画を策定するために必要な策定委員会の委員（以下「策定委員」という。）の推薦依頼、募集及び決定に関すること
- (2) 策定を計画的に進めるための策定計画の決定に関すること
- (3) 起草委員会の設置に関すること
- (4) 次期活動計画策定のための本会内の各種処理等に関すること
- (5) 策定作業が適切に遂行できるよう委員会及び必要に応じて設置する委員会等間の調整に関すること
- (6) その他、活動計画が計画的かつ適切に策定されるために必要な事項

2 統括委員会の委員（以下「統括委員」という。）は次のとおりとし、事務局長を統括委員長とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長（所長を含む）

3 事務局長は、前項各号以外の職員を策定委員とすることができる。

4 統括委員会は統括委員長が招集し、月に1回以上開催しなければならない。

(統括委員の任期)

第7条 統括委員の任期は、統括委員会設置の日から次期活動計画が決定した日の月末までとする。

(策定委員会)

第8条 策定委員会は、現活動計画満了日の11ヶ月前までに設置し、次期活動計画の案を決定することを目的として次の事項を行う。

- (1) 起草委員会から提案された次期活動計画の草案（以下「草案」という。）の審議
- (2) 提案された草案の加筆修正を起草委員会に指示すること
- (3) その他、次期活動計画の案を決定するために必要な事項

2 策定委員長は、次の場合、策定委員会を開催しなければならない。

- (1) 起草委員会からの次活動計画の草案の提案（概要の説明を含む）が行われるとき
- (2) 策定委員長が必要と認めたとき
- (3) 策定委員の半数以上から開催の要望があったとき
- (4) 統括委員会、起草委員会から開催の要望があったとき

3 策定委員の定数は8名以上12名以内とし、会長が委嘱する。策定委員の選出母体は次のとおりとする。策定委員長は策定委員の互選により決定する。

- (1) 本会常務理事 1名
- (2) 行政機関等の代表 2名以上3名以内
笛吹市役所関係部局及び笛吹市議会議員であって、各機関からの推薦による。
- (3) 地域住民の代表 4名以上8名以内
区長会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及びNPO団体等の代表並びに一般市民であって、各団体からの推薦あるいは公募による。

(4) 学識経験者 1名以上2名以内

社会福祉学の学識経験者（地域福祉の専攻が望ましい）であって、統括委員会が推薦する。

- 4 前項のほか、会長あるいは統括委員会が推薦する策定委員を定数の範囲内で委嘱することができる。
- 5 委嘱後に策定委員が定数を下回った場合は、選出母体ごとに補欠の策定委員を選出する。充て職の場合は、その後任が補欠の策定委員となる。

（意見等の聴取）

第9条 策定委員会が必要と認めた場合は、委員会に関係者の出席を求め、その意見及びその説明を聞くことができる。

- 2 策定委員会は、必要に応じて、起草委員会から草案の起草に関する進捗状況やその内容などについて聴取することができる。

（策定委員の任期）

第10条 策定委員の任期は、委嘱の日から次期活動計画の案を決定した日の月末までとする。

- 2 充て職の交代及び補欠の策定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（起草委員会）

第11条 起草委員会は、現活動計画満了日の17ヶ月前までに設置し、草案を起草し、策定委員会に提案することを目的として設置する。

- 2 起草委員会の委員（以下「起草委員」という。）は次のとおりとし、地域福祉課所管事務局次長を起草委員長とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 地域福祉課、障害者地域活動支援センター、居宅介護支援事業所、通所介護事業所及び訪問介護事業所の各職員 それぞれ1名以上
- (5) 策定事務局員 1名以上

- 3 起草委員長は、前項各号以外の職員を起草委員とすることができる。

- 4 起草委員会は起草委員長が招集し、月に1回以上開催しなければならない。

（起草委員会作業部会）

第12条 起草委員会は、草案の起草のため、起草委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を複数設ける。

- 2 作業部会は、起草委員会の決定に基づき、草案の起草のために次の事項を行う。

- (1) 行政機関との連絡調整及び連絡会議等の開催
- (2) 地域住民及び関係機関、関係団体等を対象とする各種調査の実施
- (3) 次期活動計画の草案のうち、起草委員会から指示された部分の起草
- (4) その他、起草委員会の決定に基づき指示された事項

- 3 一の作業部会の部会員（以下「部会員」という。）は次のとおりとし、起草委員を部会長とする。

- (1) 起草委員会が指名した起草委員 1名以上
- (2) 起草委員会の指名あるいは部会員に応募した職員 5名以内

- 4 部会員は、活動計画が本会のすべての事業の計画であるという性格を踏まえ、作業部会全体としてすべての部署の職員が含まれるようにしなければならない。
- 5 作業部会は部会長が招集し、必要に応じ開催する。

(次期活動計画の草案の提案)

第13条 起草委員会は、策定委員会への草案の提案（概要の説明を含む）を3回以上行わなければならない。

(起草委員及び部会員の任期)

第14条 起草委員の任期は、起草委員会設置の日から次期活動計画の案が決定した日の月末までとする。

- 2 部会員の任期は、作業部会の設置の日から次期活動計画の案が決定した日の月末までとする。

(策定事務局)

第15条 策定事務局は総務課とし、統括委員会、策定委員会、起草委員会及び作業部会の事務を担当する。

- 2 統括委員会は、必要に応じ、総務課以外の職員を策定事務局員とすることができる。
- 3 策定事務局員の任期は、統括委員会の設置の事務を開始したときから次期活動計画が決定した日の月末までとする。

第3章 活動計画の評価

(活動計画の評価)

第16条 活動計画の評価（以下「評価」という。）は、当該活動計画の期間中に2回行い、それぞれ評価報告書を作成する。

- (1) 第1回評価は活動計画の進捗状況を中心とする中間評価とし、活動計画開始の2年目終了時までに行う。
 - (2) 第2回評価は目標の達成状況を評価する最終評価とし、4年目終了時までに行う。また、次期活動計画の策定の資料とする。
- 2 評価は、各回の評価ごとに評価委員会を評価期日の5ヶ月前までに設置し、これを行う。評価委員会は、評価報告書を作成し、会長に提出する。
 - 3 評価の事務を行うため、評価事務局をそれぞれの評価の期日の7ヶ月前までに設置する。評価事務局は総務課その他事務局長の指名した職員とする。

(評価の報告)

第17条 会長は、評価報告書を次の時期の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

- (1) 第1回評価は、評価終了後最初に開催される理事会及び評議員会

(2) 第2回評価は、次期活動計画を上程する理事会及び評議員会

(第1回評価委員会)

第18条 第1回評価委員会（以下、この条において「委員会」という。）の委員は次のとおりとし、事務局長を委員長とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長（所長を含む）
- (4) 課長補佐
- (5) 通所介護事業所管理者
- (6) 地域事務所リーダー
- (7) その他、事務局長が必要と認めた者

2 委員会は、委員長が招集し、月に1回以上開催する。

3 評価は、委員会が定めた方法により行うものとする。

4 委員の任期は、委員会が設置された日から、会長に評価報告書を報告した日までとする。

(第2回評価委員会)

第19条 第2回評価委員会（以下、この条において「委員会」という。）の定数は5名以上9名以内とし、会長が委嘱する。評価委員の選出母体は次のとおりとする。評価委員長は評価委員の互選により決定する。なお、定数の範囲内において、評価の対象となる活動計画を策定した策定委員を評価委員に委嘱することができる。

- (1) 本会常務理事 1名
- (2) 行政機関等の代表 2名以内
 笛吹市役所関係部局あるいは笛吹市議会議員であって、各機関からの推薦による。
- (3) 地域住民の代表 2名以上5名以内
 区長会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及びNPO団体等の代表並びに一般市民であって、各団体からの推薦あるいは公募による。

(4) 学識経験者 1名以内
 社会福祉学の学識経験者（地域福祉の専攻が望ましい）であって、事務局長が推薦する。

2 前項のほか、会長あるいは事務局長が推薦する評価委員を、定数外として、若干名委嘱することができる。

3 委嘱後に評価委員が定数を下回った場合は、選出母体ごとに補欠の委員を選任する。充て職の場合は、その後任が補欠の策定委員となる。

4 委員会は評価委員長が招集する。委員会は、評価報告書の提出までに、提出日を含め4回以上開催しなければならない。

5 評価は、第1回評価報告書を参考して、委員会が定めた方法により行うものとする。

6 委員の任期は、委員会が設置された日から、会長に評価報告書を報告した日までとする。

(評価事務局)

第20条 評価事務局は、事務局長の指示に基づき、次の事務を行う。

- (1) 各評価委員会の委員の選任及び委嘱に関する事務

- (2) 第1回の各評価委員会の招集に関する事務
 - (3) 評価報告書の理事会及び評議員会への報告に関する事務
 - (4) その他、事務局長が必要と認めた事務
- 2 前項のほか、各評価委員長の指示に基づき次の事項を行う。
- (1) 評価委員会が定めた評価の方法の関係部署への提示に関すること
 - (2) 各部署が行った評価の回収、集計、整理及び評価委員会への報告に関すること
 - (3) 評価委員会と関係部署との連絡調整に関すること
 - (4) その他、評価委員長の指示に基づくこと
- 3 評価事務局の任期は、次のとおりとする。
- (1) 第1回評価委員会では、評価事務局が設置された日から、会長が評価報告書を理事会及び評議員会に報告した日の月末までとする。
 - (2) 第2回評価委員会では、評価事務局が設置された日から、会長に評価報告書を提出した日の月末までとする。なお、第2回評価報告書の理事会及び評議員会への報告の事務は、総務課が行う。

第4章 補則

(活動計画の策定から評価までのスケジュールの概要)

第21条 活動計画の策定から評価までのスケジュールの概要を別表1～3に示す。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成18年10月1日）は廃止する。

用語の解説

(五十音順)

1. 委託事業

「事業委託」は、行政が担当すべき分野の事業を行政にはない優れた特性を持つ第三者に契約をもって委ねる協働の形態のこと。

行政が業務を委託する相手方として、社会福祉協議会、NPOなどは「非営利性」や「公共性」とともに「専門性」や「先駆性」などの優れた特性を有していると言える。笛吹市においては、社会福祉協議会が市の業務委託を受けて障害者総合支援法による事業、長寿介護課の介護予防事業、生きがい支援事業、総合相談事業などの委託を受けている。

2. 協働

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。コラボレーションやパートナーシップとも言う。

地域づくりにおける協働では、住民、行政、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど様々な主体が様々な形の協働を展開して目標達成を目指す。

計画策定における協働、活動とサービス提供における協働、評価における協働、専門職と住民の協働、住民同士の協働を支える活動、各町における協働、官民協働の取り組みなどが挙げられる。

3. 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な障がい者、寝たきりの高齢者や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代弁者として、その権利やニーズの獲得を行うことを言う。

成年後見制度や日常生活自立支援事業で規定する判断能力の低下した者の財産保護や日常的見守りなど、より保護的な意味も含むが、本人の自己決定を第一義とすること、また、多様な支援者が、連携して本人の意思決定支援を行うことも意義づけられている。

4. 公助・共助・自助

公助とは、政治行政による支援・救助の事で、公的なサービスを用いて個人や民間の力では解決できない生活問題などに施策をもって対処することを意味する。共助とは、自分だけで解決が困難なことについて、地域住民、ボランティア、企業やNPOなどがお互いに協力して、地域で共に助け合うこと。自助とは、自分や家族が自身で助けることを言う。

5. 社会的孤立

家族、親族や地域の人とほとんど関わりがなく、日常的相談、心配事や緊急時の支援者などの意味のある社会的つながりが欠如している状態のことを言う。高齢、貧困、障がい、生活環境などが要因として考えられる。

6. 住民主体

住民が主役となって、主体的に活動することを言う。社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、

皆で考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティーづくりと地域福祉の推進を目指している組織である。

調査などにより、地域住民の要望、福祉課題などの把握に努め、住民のニーズに基づく活動を第一にすすめること（住民ニーズ基本の原則）や住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動をすすめること（住民活動主体の原則）により、住民参加による地域福祉活動の具現化を目指すものである。

7. 生活課題

生活を営むうえで支障となっている状態を言い、生活不便、生活のしにくさ、生きにくさなどの生活上の解決すべき課題を広く言う。入浴ができない、食事が作れないといったサービス提供で解決できる生活課題、電球の交換やゴミ出しが頼めないなどの軽易な手助けなど、制度では拾いきれない生活課題、災害時の要援護者の避難や独居による寂しさなど様々な生活課題がある。

8. 生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする法律。就労などの相談や住居の確保に必要な費用の給付などを行う。その他、笛吹市では、住居のない方に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供などを行う事業と子どもに対して学習支援や保護者への進学助言などを行う事業を実施している。

9. 精神的貧困

精神的に満たされていない状態を言う。また、精神的に成熟していないことを言う場合もある。児童虐待を起こす親、社会生活と隔絶された高齢者などの精神的貧困が課題となっている。社会生活と隔絶されたことや、人間社会の中で得る体験（経験）による満足感や幸福感を成長過程で得る機会を逃したために、自分の存在意義や役割（自分は役に立っている、自分はこれでいいという安心感・充足感）をどうしたら得られるのかがわからないという漠然とした不安を抱えている状態を感じていることも言う。

10. 専門職資格

日本の福祉専門職資格としては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、社会福祉主事（任用資格）等があり、社会生活上、困難な問題を抱える人々を対象に、社会福祉の専門的知識・技術をもって援助に当たる専門職のことを言う。前述の資格は国家資格であるが、介護支援専門員は、都道府県の任意試験によるものとする。専門職には倫理綱領が定められており、秘密保持などが義務付けられている。

11. 地域課題

「地域が抱える問題」であり、少子高齢化、就職、子育て、医療、介護、産業、資源など、多岐に渡る。笛吹市の地域座談会では、農業後継者の不足、耕作放棄地の増加、結婚しない跡取り、交通の不便、高齢者の孤立死、生活困窮など、様々な地域課題が出された。

12. 地域福祉

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことで、“誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活を送れるような地域社会”をつくることである。

13. 地域福祉推進委員会

社会福祉協議会が設置する組織で、地域の福祉に関する協議と社会福祉協議会の理事・評議員候補の選出を行う機能がある。委員は、区長、民生委員、老人クラブ役員、ボランティア、地域住民代表、その他の住民により構成されている。

市内7つの町に設置され、第3次地域福祉活動計画策定において、地域座談会の開催と7つの町の活動計画策定を行う中心となった組織である。住民主体の福祉のまちづくりを進める中核組織としての役割を担っていて、今後も7つの町の活動計画の実践が委員会を中心として展開される。

14. 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことを言う。保健・医療・福祉の各種サービス提供機関をはじめ、自治会、民生委員、地域住民やボランティアの参加も得て、地域全体で継続的、効率的に支えていく体制や仕組み、結びつきを表している。高齢者を対象者として国が推進しているが、最近では、子どもから高齢者まで、全ての住民を地域包括ケアシステムの対象者であるとする考え方に発展している。

15. ノーマライゼーション

障がいのある者が、障がいのない者と変わらない普通の生活を送れるような社会を変革することであり、地域社会が、同じ市民として障がい者を受け入れ、人権を擁護し、十分に成熟した社会をつくろうとする思想であり、運動である。

16. 福祉課題

地域における福祉の側面からみた課題であり、以下のような課題がある。

①公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題

軽易な手助けなど、制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある人、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人、孤立死など身近でなければ早期発見が困難な問題などがある。具体的には、電球の交換やゴミ出しが頼めない、一人暮らしが寂しいという心の問題、悪質商法の被害、災害時に身体が不自由な人や乳幼児のいる家庭の避難に対応できるかなど、多様な課題がある。

②公的な福祉サービスでの総合的な対応が不十分であることなどから生まれる問題

認知症高齢者の子どもが障がい者で、その子どもの養育ができないなどの複合した事例に対して法律や制度による対応だけでは解決できないという課題がある。

③社会的排除や地域の無理解から生まれる問題

ホームレス、外国人、刑務所出所者、低所得者、理解されにくい障がい者などに対

する社会的排除がある。障がい者の病院や施設からの地域移行の困難さも課題として含む。

17. 補助金事業

行政から、財政援助、産業育成、特定事業の促進などの行政上の目的に即して、無償で交付される現金給付のことを言う。補助金は公益上の必要がある場合に交付されるものであり、受ける者は、一定の公法上の義務を負担し、一定の監督に服さねばならない。笛吹市社会福祉協議会では、「地域づくり事業」、「団体支援事業」を市の補助金交付によって行っている。

18. マッチング

種類の異なったものを組み合わせることを言う。ボランティアを行う人とボランティアを望む人とのマッチングが代表的である。需要と供給の双方の希望や特性を踏まえたマッチング作業が望ましい。

19. 連携

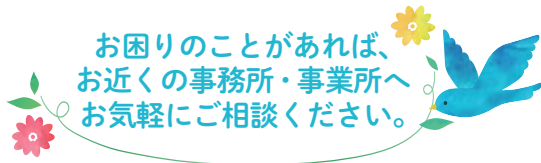
互いに連絡をとりあって、一つの目的のために、それぞれの役割をつなぎ協力しあうことである。質の高いサービスを提供するために、異なった専門的背景をもつ専門職が、共有した目標に向けて共に働くことを多職種連携と言う。

20. 我が事・丸ごと

平成 28 年度に国から提唱された地域共生社会の理念をいう。子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる社会の実現を目指すものである。「我が事」は、住民主体の地域課題解決力強化・体制づくりや市町村による包括的な相談支援体制の整備などの地域づくりの方針であり、「丸ごと」は、公的サービスの総合化・包括化と専門人材のキャリアパスの複線化が示されている。



事務所・事業所 一覧



社会福祉法人

笛吹市社会福祉協議会

本 所

〒406-0822

山梨県笛吹市八代町南 917

(笛吹市役所八代支所庁舎内)

総務課

TEL.055-265-5182

地域福祉課

FAX.055-265-5183

後見センター

URL.<http://www.fuefuki-shakyo.or.jp/>

地域事務所

石和地域事務所	〒406-0031	笛吹市石和町市部 448 (笛吹市ふれあいの家内) TEL.055-262-1267 FAX.055-262-1207
御坂地域事務所	〒406-0805	笛吹市御坂町栗合 87 (御坂福祉センター内) TEL.055-263-0848 FAX.055-263-0829
一宮地域事務所	〒405-0073	笛吹市一宮町末木 807-6 (笛吹市役所一宮支所庁舎内) TEL.0553-47-2288 FAX.0553-20-5210
境川地域事務所	〒406-0853	笛吹市境川町藤袋 2588 (境川坊ヶ峯ふれあいセンター内) TEL.055-266-5911 FAX.055-266-5913
春日居地域事務所	〒406-0013	笛吹市春日居町寺本 142-1 (春日居福祉会館内) TEL.0553-26-3667 FAX.0553-26-6435
芦川地域事務所	〒409-3704	笛吹市芦川町鶯宿 466-1 (芦川ふれあいプラザ内) TEL.055-298-2170 FAX.055-298-2172
八代地域相談窓口	〒406-0822	笛吹市八代町南 326-1 (八代福祉センター内) TEL.055-265-2240 FAX.055-265-1416

障害者地域活動支援センターふえふき

障害者地域活動支援センター	〒406-0031	笛吹市石和町市部 448 (笛吹市ふれあいの家内) TEL.055-263-1777 FAX.055-263-1769
春日居ふれあい工房	〒406-0013	笛吹市春日居町寺本 142-1 (春日居福祉会館内) TEL.0553-26-3667 FAX.0553-26-6435
八代育美会	〒406-0822	笛吹市八代町南 326-1 TEL.055-265-1866
一宮夢ふうせん	〒405-0073	笛吹市一宮町末木 677 TEL.080-1382-0211

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所	〒406-0822	笛吹市八代町南 917 (笛吹市役所八代支所庁舎内) TEL.055-265-5200 FAX.055-265-4488
-----------	-----------	---

訪問介護事業所

訪問介護事業所	〒406-0822	笛吹市八代町南 917 (笛吹市役所八代支所庁舎内) TEL.055-265-5233 FAX.055-265-4488
---------	-----------	---

通所介護事業所

石和通所介護事業所	〒406-0027	笛吹市石和町下平井 578 TEL.055-230-5552 FAX.055-230-5554
御坂通所介護事業所	〒406-0805	笛吹市御坂町栗合 87 (御坂福祉センター内) TEL.055-263-0887 FAX.055-263-0829
八代通所介護事業所	〒406-0822	笛吹市八代町南 326-1 (八代福祉センター内) TEL.055-265-2240 FAX.055-265-1416
境川通所介護事業所	〒406-0853	笛吹市境川町藤袋 2588 (境川坊ヶ峯ふれあいセンター内) TEL.055-266-5911 FAX.055-266-5913
春日居通所介護事業所	〒406-0005	笛吹市春日居町加茂 77-1 (春日居福祉保健センター内) TEL.0553-20-2171 FAX.0553-26-6430

第3次地域福祉活動計画

平成29年度～平成33年度

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

平成29年7月発行

笛吹市社会福祉協議会

住 所 〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南917

電 話 055-265-5182

FAX 055-265-5183

URL <http://www.fuefuki-shakyo.or.jp/>